

○介護保険法施行令

(平成十年十二月二十四日)

(政令第四百十二号)

改正 平成十一年一月八日政令第三九三号

(同一二年 一月二一日同 第一二号)

同一二年一月二一日同第一二号

同一二年三月三一日同第一七五号

同一二年六月七日同第三〇九号

同一三年一月三一日同第一六号

同一三年八月三日同第二五八号

同一四年一月一七日同第四号

同一四年二月八日同第二七号

同一四年三月一三日同第四三号

同一四年三月二五日同第六〇号

同一四年三月三一日同第一〇二号

同一四年八月三〇日同第二八二号

同一四年十一月二七日同第三四八号

同一五年三月二六日同第七二号

同一六年九月一五日同第二七五号

同一六年九月二九日同第二九七号

同一七年六月二九日同第二三一号

同一七年七月六日同第二三三号

同一七年八月三一日同第二九〇号

同一八年三月一日同第二八号

同一八年三月三一日同第一五四号

同一八年八月三〇日同第二八五号

同一八年八月三〇日同第二八六号

同一九年一月四日同第三号

同一九年八月三日同第二三五号  
同一九年九月二〇日同第二九二号  
同一九年一〇月三十一日同第三二四号  
同一九年十二月一二日同第三六五号  
同二〇年二月二〇日同第三〇号  
同二〇年三月三十一日同第一一六号  
同二〇年一〇月二四日同第三二八号  
同二〇年十一月二一日同第三五七号  
同二一年一月二八日同第一〇号  
同二一年二月四日同第一七号  
同二一年十二月二四日同第二九六号  
同二一年十二月二八日同第三一〇号  
同二二年三月三十一日同第六五号  
同二三年三月三〇日同第五五号  
同二三年三月三十一日同第六八号  
同二三年十二月二日同第三七五号  
同二三年十二月二日同第三七六号  
同二四年三月二八日同第七四号  
同二四年四月六日同第一三一号  
同二四年八月一〇日同第二一一号  
同二五年一月一八日同第五号  
同二五年三月二一日同第七〇号  
同二五年四月一二日同第一二二号  
同二五年六月一四日同第一八三号  
同二六年三月二六日同第八二号  
同二六年三月三十一日同第一二九号  
同二六年三月三十一日同第一三四号  
同二六年四月一八日同第一六四号

同二六年七月九日同第二五一号  
同二六年七月三〇日同第二六九号  
同二六年八月八日同第二七八号  
同二六年八月二〇日同第二八九号  
同二六年九月三日同第三〇〇号  
(同二六年十一月一二日同 第三五八号)  
同二六年十一月一二日同第三五八号  
同二六年十一月一九日同第三六五号  
同二六年十二月一二日同第三九七号  
同二七年三月三十一日同第一三八号  
同二七年四月一〇日同第二一一号  
同二七年七月三日同第二六九号  
同二七年八月二八日同第三〇三号  
同二七年九月九日同第三二三号  
同二七年九月三〇日同第三四二号  
同二七年十一月二六日同第三九二号  
同二七年十二月一六日同第四二五号  
同二八年二月一九日同第四五号  
同二八年三月四日同第五六号

介護保険法施行令をここに公布する。

#### 介護保険法施行令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第三条第二項、第七条第三項第二号及び第二十三項、第十五条第一項（同法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条（同法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十四条第二項、第四十二条第一項第四号、第四十三条第七項、第四十四条第八項、第四十五条第八項、第四十六条第七項、第四十七条第一項第三号、第四十八条第八項、第四十九条第一項第二号、第五十三条第四項、第五十四条第一項第四号、

第五十五条第七項、第五十六条第八項、第五十七条第八項、第五十八条第四項、第五十九条第一項第三号、第六十六条第一項及び第三項、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条第一項及び第二項、第六十九条第一項、第百五条、第百六条、第百二十九条第二項、第百三十一条、第百三十四条第一項第一号並びに第百三十五条第三項（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十六条第四項において準用する場合を含む。）、介護保険法第百三十八条第二項（介護保険法施行法第十六条第四項において準用する場合を含む。）、介護保険法第百四十条第三項、第百四十一条第二項、第百八十五条第一項第三号、第百九十四条第二項及び第百九十五条並びに介護保険法施行法第十条、第十六条第一項第一号及び第二項から第四項まで並びに第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

## 目次

### 第一章 総則（第一条—第四条）

### 第二章 介護認定審査会（第五条—第十条）

### 第三章 保険給付

#### 第一節 他の法令による給付との調整（第十一条）

#### 第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定 （第十一条の二—第十一条の十一）

#### 第三節 認定（第十一条の十二—第十四条）

#### 第四節 介護給付（第十五条—第二十二條の五）

#### 第五節 予防給付（第二十三条—第二十九条の五）

#### 第六節 保険給付の制限等（第三十条—第三十五条）

### 第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

#### 第一節 通則（第三十五条の二—第三十五条の十四）

#### 第二節 介護支援専門員（第三十五条の十五・第三十五条の十六）

#### 第三節 介護老人保健施設（第三十六条・第三十七条）

#### 第四節 介護サービス情報の公表（第三十七条の二—第三十七条の十二）

### 第五章 地域支援事業（第三十七条の十三—第三十七条の十六）

第六章 保険料（第三十八条—第四十五条の七）

第七章 審査請求（第四十六条—第五十一条）

第八章 雑則（第五十一条の二・第五十一条の三）

第九章 施行法の経過措置に関する規定（第五十二条—第五十九条）

附則

第一章 総則

（特別会計の勘定）

第一条 介護保険法（以下「法」という。）第百十五条の四十九に規定する事業として指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）及び指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業並びに介護保険施設の運営を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、介護保険に関する特別会計を保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に区分しなければならない。

（平一二政三〇九・平一八政一五四・平二一政一〇・平二三政三七六・平二七政一三八・一部改正）

（特定疾病）

第二条 法第七条第三項第二号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする。

一 がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

二 関節リウマチ

- 三 筋萎縮性側索硬化症
- 四 後縦<sup>じん</sup>靱帯骨化症
- 五 骨折を伴う骨粗<sup>しょう</sup>鬆症
- 六 初老期における認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）
- 七 進行性核上性麻痺<sup>ひ</sup>、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 八 脊髓小脳変性症
- 九 脊柱管狭<sup>さく</sup>窄症
- 十 早老症
- 十一 多系統萎縮症
- 十二 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 十三 脳血管疾患
- 十四 閉塞性動脈硬化症
- 十五 慢性閉塞性肺疾患
- 十六 両側の膝<sup>しつ</sup>関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症  
(平一七政二三一・平一八政一五四・平二三政三七六・一部改正)  
(法第八条第二項の政令で定める者)

第三条 法第八条第二項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この条において「養成研修修了者」という。）とする。

- 一 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事
  - 二 都道府県知事が指定する者（以下この条において「介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの（以下この条において「介護員養成研修」という。） 当該介護員養成研修事業者
- 2 前項第二号の事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

- 一 厚生労働省令で定める基準に適合する介護員養成研修を適正に実施する能力があると認められること。
- 二 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。
  - イ 養成研修修了者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。
  - ロ 厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること。
  - ハ 介護員養成研修の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。
- 3 都道府県知事は、介護員養成研修事業者が、前項各号に掲げる要件を満たすことができなくなると認められるときは、第一項第二号の指定を取り消すことができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、養成研修修了者に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(平一一政三九三・追加、平一二政三〇九・一部改正、平一三政一六・旧第二条の二繰下、平一八政一五四・平一八政二八五・平二七政一三八・一部改正)

(福祉用具の貸与の方法等)

第四条 法第八条第十二項若しくは第十三項又は法第八条の二第十項若しくは第十一項に規定する政令で定めるところにより行われる貸与又は販売は、居宅要介護者（法第八条第二項に規定する居宅要介護者をいう。）又は居宅要支援者（法第八条の二第二項に規定する居宅要支援者をいう。）が福祉用具（法第八条第十二項に規定する福祉用具をいう。以下この項において同じ。）を選定するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者（以下この項及び第四項において「福祉用具専門相談員」という。）から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われる貸与又は販売とする。

- 一 保健師
  - 二 看護師
  - 三 准看護師
  - 四 理学療法士
  - 五 作業療法士
  - 六 社会福祉士
  - 七 介護福祉士
  - 八 義肢装具士
  - 九 福祉用具専門相談員に関する講習であって厚生労働省令で定める基準に適合するものを行う者として都道府県知事が指定するもの（以下この項及び第三項において「福祉用具専門相談員指定講習事業者」という。）により行われる当該講習（以下この項及び次項において「福祉用具専門相談員指定講習」という。）の課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- 2 前項第九号の事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められるものについて、当該都道府県知事が行う。
- 一 福祉用具専門相談員指定講習を適正に実施する能力があると認められること。
  - 二 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。
- イ 前項第九号の証明書の交付を受けた者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。
- ロ 厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること。
- ハ 福祉用具専門相談員指定講習の実施に関して都道府県知事が当該事業

に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

3 都道府県知事は、福祉用具専門相談員指定講習事業者が、前項各号に掲げる要件を満たすことができなくなると認められるときは、第一項第九号の指定を取り消すことができる。

4 前三項に規定するもののほか、福祉用具専門相談員に関することその他の第一項の貸与又は販売の方法に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(平一八政一五四・追加、平二三政三七五・旧第三条の二繰下、平二六政三九七・一部改正)

## 第二章 介護認定審査会

(介護認定審査会の委員の定数の基準)

第五条 法第十五条第一項に規定する認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数に係る同項に規定する政令で定める基準は、認定審査会の要介護認定(要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定及び要介護認定の取消しを含む。第四十六条において同じ。)又は要支援認定(要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定及び要支援認定の取消しを含む。同条において同じ。)に係る審査及び判定の件数その他の事情を勘案して、各市町村が必要と認める数の第九条第一項に規定する合議体を認定審査会に設置することができる数であることとする。

(平一八政一五四・一部改正)

(委員の任期)

第六条 委員の任期は、二年(委員の任期を二年を超え三年以下の期間で市町村が条例で定める場合にあつては、当該条例で定める期間)とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平二七政四二五・一部改正)

(会長)

第七条 認定審査会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、認定審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第八条 認定審査会は、会長が招集する。

- 2 認定審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。
- 3 認定審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(合議体)

第九条 認定審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で、審査及び判定の案件を取り扱う。

- 2 合議体に長を一人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。
- 3 合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として市町村が定める数とする。
- 4 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 5 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。
- 6 認定審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって認定審査会の議決とする。

(都道府県介護認定審査会に関する読替え)

第十条 第五条から前条までの規定は、法第三十八条第二項に規定する都道府県介護認定審査会について準用する。この場合において、第五条、第六条第一項及び前条第三項中「市町村」とあるのは、「都道府県」と読み替えるものとする。

(平二七政四二五・一部改正)

### 第三章 保険給付

#### 第一節 他の法令による給付との調整

(法第二十条に規定する政令で定める給付等)

第十一条 法第二十条に規定する政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条に規定する政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による療養の給付（船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定による療養補償に相当するものに限る。）	受けることができる給付
労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。他の法律において例による場合を含む。）の規定による療養補償	
労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付及び療養給付	
船員法（他の法律において例による場合を含む。）の規定による療養補償	
災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定による扶助金（災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）の規定による療養扶助金に限る。）	
消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の規定による療養補償に限る。）	
消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）	
水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定に	

による療養補償に限る。)	
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。以下この表において同じ。）の規定による療養補償	
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の規定による療養給付	
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）の規定による療養給付	
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）の規定による療養補償	
証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）の規定による療養給付	
災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	
戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の規定による療養の給付及び更生医療の給付	
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の規定による療養補償	
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の規定による医療の給付	
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定による医療	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に	

相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。)	
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。)	
労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付及び介護給付	受けることができる給付（介護に要する費用を支出して介護を受けた部分に限る。）
消防組織法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。)	
消防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。)	
水防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。)	
国家公務員災害補償法の規定による介護補償	
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定による介護給付	
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の規定による介護給付	
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定による介護補償	
証人等の被害についての給付に関する法律の規定による介護給付	
災害対策基本法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る。)	
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八	

条の規定による介護料	
地方公務員災害補償法の規定による介護補償	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る。）	

（平一六政二七五・平一七政二三三・平二一政二九六・平二五政一二二・一部改正）

## 第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定

（平一八政一五四・追加、平二三政三七六・改称）

（指定市町村事務受託法人の指定）

第十一条の二 法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人

（以下「指定市町村事務受託法人」という。）の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事務（以下「市町村事務」という。）を受託しようとする者の申請により、市町村事務を行う事務所（以下「市町村事務受託事務所」という。）ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、法第二十四条の二第一項の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る市町村事務受託事務所の介護支援専門員の人員が、厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき（法第二十四条の二第一項第二号の事務を受託しようとする場合に限る。）。

二 申請者が、厚生労働省令で定める市町村事務の運営に関する基準に従って適正な市町村事務の運営をすることができないと認められるとき。

三 申請者が、居宅サービス等（法第二十三条に規定する居宅サービス等という。第七号、第十一条の五第九号、第十一条の七第二項第二号及び第六号並びに第十一条の十第八号において同じ。）を提供しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があると都道府県知事が認めるときは、この限りでない。

- 四 申請者が、法及び第三十五条の二各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が、第十一条の五第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第一項の規定による市町村事務の廃止の届出をした者（当該市町村事務の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務（法第二十四条の三第一項各号に掲げる事務をいう。以下同じ。）に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 八 申請者の役員等（法第七十条第二項第六号に規定する役員等をいう。以下同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ロ 第四号又は前号に該当する者
- ハ 第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
- ニ 第六号に規定する期間内に次条第一項の規定による市町村事務の廃止の届出をした法人（当該市町村事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
- （平一八政一五四・追加、平二三政三七六・一部改正）

(指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等)

第十一条の三 指定市町村事務受託法人は、当該指定に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該市町村事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を、指定市町村事務受託法人に事務を委託している市町村長に通知しなければならない。

(平一八政一五四・追加、平二三政三七六・一部改正)

(指定市町村事務受託法人による報告)

第十一条の四 都道府県知事は、市町村事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定市町村事務受託法人に対し、報告を求めることができる。

(平一八政一五四・追加、平二三政三七六・一部改正)

(指定市町村事務受託法人の指定の取消し等)

第十一条の五 都道府県知事は、指定市町村事務受託法人が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 法第二十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たさなくなったとき。

二 指定市町村事務受託法人が、第十一条の二第二項第四号又は第八号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 指定市町村事務受託法人が、当該指定に係る市町村事務受託事務所の介護支援専門員の人員について、厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。

四 指定市町村事務受託法人が、厚生労働省令で定める市町村事務の運営に関する基準に従って適正な市町村事務の運営をすることができなくなった

とき。

五 指定市町村事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定市町村事務受託法人が、不正の手段により法第二十四条の二第一項の指定を受けたとき（当該指定市町村事務受託法人が法第二十四条の三第一項に規定する指定都道府県事務受託法人（以下「指定都道府県事務受託法人」という。）の指定を受けている場合にあつては、不正の手段により同項の指定を受けたときを含む。）。

七 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、法及び第三十五条の五各号に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、市町村事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき（当該指定市町村事務受託法人が指定都道府県事務受託法人の指定を受けている場合にあつては、都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたときを含む。）。

九 指定市町村事務受託法人の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 市町村は、市町村事務を行った指定市町村事務受託法人について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る市町村事務受託事務所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

（平一八政一五四・追加、平二三政三七六・一部改正）

（指定市町村事務受託法人の指定等の公示）

第十一条の六 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 法第二十四条の二第一項の指定をしたとき。

二 第十一条の三第一項の規定による届出（同項の厚生労働省令で定める事

項の変更並びに同項に規定する市町村事務の休止及び再開に係るものを除く。)があったとき。

三 前条第一項の規定により法第二十四条の二第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(平一八政一五四・追加、平二三政三七六・一部改正)

(指定都道府県事務受託法人の指定)

第十一条の七 指定都道府県事務受託法人の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県事務を受託しようとする者の申請により、都道府県事務を行う事務所（以下「都道府県事務受託事務所」という。）ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、法第二十四条の三第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が、厚生労働省令で定める都道府県事務の運営に関する基準に従って適正な都道府県事務の運営をすることができないと認められるとき。

二 申請者が、居宅サービス等を提供しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があると都道府県知事が認めたときは、この限りでない。

三 申請者が、法及び第三十五条の二各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。

五 申請者が、第十一条の十の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条の規定による都道府県事務の廃止の届出をした者（当該都道府県事務の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若し

くは都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第三号又は前号に該当する者

ハ 第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ニ 第五号に規定する期間内に次条の規定による都道府県事務の廃止の届出をした法人（当該都道府県事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

（平二三政三七六・追加）

（指定都道府県事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第十一条の八 指定都道府県事務受託法人は、当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該都道府県事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（平二三政三七六・追加）

（指定都道府県事務受託法人による報告）

第十一条の九 都道府県知事は、都道府県事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定都道府県事務受託法人に対し、報告を求めることができる。

（平二三政三七六・追加）

（指定都道府県事務受託法人の指定の取消し等）

第十一条の十 都道府県知事は、指定都道府県事務受託法人が次のいずれかに

該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 法第二十四条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たさなくなったとき。

二 指定都道府県事務受託法人が、第十一条の七第二項第三号又は第七号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 指定都道府県事務受託法人が、厚生労働省令で定める都道府県事務の運営に関する基準に従って適正な都道府県事務の運営をすることができなくなったとき。

四 指定都道府県事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定都道府県事務受託法人が、不正の手段により法第二十四条の三第一項の指定を受けたとき（当該指定都道府県事務受託法人が指定市町村事務受託法人の指定を受けている場合にあっては、不正の手段により法第二十四条の二第一項の指定を受けたときを含む。）。

六 前各号に掲げる場合のほか、指定都道府県事務受託法人が、法及び第三十五条の五各号に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、指定都道府県事務受託法人が、都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき（当該指定都道府県事務受託法人が指定市町村事務受託法人の指定を受けている場合にあっては、市町村事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたときを含む。）。

八 指定都道府県事務受託法人の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

（平二三政三七六・追加）

（指定都道府県事務受託法人の指定等の公示）

第十一条の十一 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 法第二十四条の三第一項の指定をしたとき。
- 二 第十一条の八の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する都道府県事務の休止及び再開に係るものを除く。）があったとき。
- 三 前条の規定により法第二十四条の三第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

（平二三政三七六・追加）

### 第三節 認定

（平一八政一五四・旧第二節繰下）

（要介護状態区分の変更の認定に関する読替え）

第十一条の十二 法第二十九条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十七条第二項	前項	第二十九条第二項において準用する前項
第二十七条第三項	第一項	第二十九条第二項において準用する第一項
第二十七条第四項	第二項	第二十九条第二項において準用する第二項
	前項	第二十九条第二項において準用する前項
	、第一項	、第二十九条第二項において準用する第一項
	要介護状態に該当	現に受けている要介護認定に係

		る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当
第二十七条第五項	前項	第二十九条第二項において準用する前項
第二十七条第六項	前項	第二十九条第二項において準用する前項
	第三項	第二十九条第二項において準用する第三項
第二十七条第七項	第五項	第二十九条第二項において準用する第五項
第二十七条第九項	第五項	第二十九条第二項において準用する第五項
	要介護者	要介護者又は要介護状態区分の変更を認定すべき者
	第一項	第二十九条第二項において準用する第一項
第二十七条第十項	、第一項	、第二十九条第二項において準用する第一項
	第二項	第二十九条第二項において準用する第二項
	第三項	第二十九条第二項において準用する第三項
第二十七条第十一項	第一項	第二十九条第二項において準用する第一項
	次項	第二十九条第二項において準用する次項
第二十七条第十二項	第一項	第二十九条第二項において準用

		する第一項
	前項	第二十九条第二項において準用する前項
第二十八条第五項	前項において準用する前条第二項の	要介護状態区分の変更の認定に係る
第二十八条第六項	前項	第二十九条第二項において準用する前項
第二十八条第七項	第五項	第二十九条第二項において準用する第五項
	次項	第二十九条第二項において準用する次項
	前項	第二十九条第二項において準用する前項
第二十八条第八項	第五項	第二十九条第二項において準用する第五項

(平一八政一五四・追加、平二三政三七六・旧第十一条の七繰下)

第十二条 法第三十条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十七条第二項	前項の申請があった	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要があると認める
	当該申請	当該認定
第二十七条第三項	第一項の申請があった	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要があると認める

	当該申請	当該認定
第二十七条第四項	第二項	第三十条第二項において準用する第二項
	前項	第三十条第二項において準用する前項
	第一項の申請	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定
	要介護状態に該当	現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当
第二十七条第五項	前項	第三十条第二項において準用する前項
第二十七条第六項	前項	第三十条第二項において準用する前項
	第三項	第三十条第二項において準用する第三項
第二十七条第七項前段	第五項	第三十条第二項において準用する第五項
第二十八条第五項	前項において準用する前条第二項の	要介護状態区分の変更の認定に係る
第二十八条第六項	前項	第三十条第二項において準用する前項
第二十八条第七項	第五項	第三十条第二項において準用する第五項
	次項	第三十条第二項において準用する次項
	前項	第三十条第二項において準用す

		る前項
第二十八条第八項	第五項	第三十条第二項において準用する第五項

(平一八政一五四・一部改正)

(要介護認定の取消しに関する読替え)

第十三条 法第三十一条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十七条第二項	前項の申請があった	第三十一条第一項の要介護認定の取消しのために必要であると認める
	当該申請	当該取消し
第二十七条第三項	第一項の申請があった	第三十一条第一項の要介護認定の取消しのために必要であると認める
	当該申請	当該取消し
第二十七条第四項	第二項	第三十一条第二項において準用する第二項
	前項	第三十一条第二項において準用する前項
	第一項の申請	第三十一条第一項の要介護認定の取消し
	要介護状態に該当すること及びその該当する要介護状態区分	要介護状態に該当しなくなったこと。
	要介護状態に該当すること	要介護状態に該当しなくなった

	と、その該当する要介護状態区分及びその要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであること。	こと。
第二十七条第五項前段	前項	第三十一条第二項において準用する前項
第二十七条第六項	前項	第三十一条第二項において準用する前項
	第三項	第三十一条第二項において準用する第三項
第二十七条第七項前段	第五項	第三十一条第二項において準用する第五項
第二十八条第五項	前項において準用する前条第二項の	要介護認定の取消しに係る
第二十八条第六項	前項	第三十一条第二項において準用する前項
第二十八条第七項	第五項	第三十一条第二項において準用する第五項
	次項	第三十一条第二項において準用する次項
	前項	第三十一条第二項において準用する前項
第二十八条第八項	第五項	第三十一条第二項において準用する第五項

(平一八政一五四・一部改正)

(要支援状態区分の変更の認定に関する読替え)

第十三条の二 法第三十三条の二第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十八条第五項	前項において準用する前条第二項の	要支援状態区分の変更の認定に係る
第二十八条第六項	前項	第三十三条の二第二項において準用する前項
第二十八条第七項	第五項	第三十三条の二第二項において準用する第五項
	次項	第三十三条の二第二項において準用する次項
	前項	第三十三条の二第二項において準用する前項
第二十八条第八項	第五項	第三十三条の二第二項において準用する第五項
第三十二条第二項	前項	第三十三条の二第二項において準用する前項
第三十二条第三項	前項	第三十三条の二第二項において準用する前項
	、第一項	、第三十三条の二第二項において準用する第一項
	要支援状態に該当	現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当
第三十二条第四項及	前項	第三十三条の二第二項において

び第五項		準用する前項
第三十二条第六項	第四項	第三十三条の二第二項において準用する第四項
第三十二条第八項	第四項	第三十三条の二第二項において準用する第四項
	要支援者	要支援者又は要支援状態区分の変更を認定すべき者
	第一項	第三十三条の二第二項において準用する第一項
第三十二条第九項	第一項	第三十三条の二第二項において準用する第一項

(平一八政一五四・追加)

第十三条の三 法第三十三条の三第二項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十八条第五項	前項において準用する前条第二項の	要支援状態区分の変更の認定に係る
第二十八条第六項	前項	第三十三条の三第二項において準用する前項
第二十八条第七項	第五項	第三十三条の三第二項において準用する第五項
	次項	第三十三条の三第二項において準用する次項
	前項	第三十三条の三第二項において準用する前項
第二十八条第八項	第五項	第三十三条の三第二項において

		準用する第五項
第三十二条第二項	前項の申請	第三十三条の三第一項の要支援状態区分の変更の認定
	同項の申請	同項の認定
第三十二条第三項	前項	第三十三条の三第二項において準用する前項
	第一項の申請	第三十三条の三第一項の要支援状態区分の変更の認定
	要支援状態に該当	現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当
第三十二条第四項及び第五項	前項	第三十三条の三第二項において準用する前項
第三十二条第六項前段	第四項	第三十三条の三第二項において準用する第四項

(平一八政一五四・追加)

(要支援認定の取消しに関する読替え)

第十四条 法第三十四条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十八条第五項	前項において準用する前条第二項の	要支援認定の取消しに係る
第二十八条第六項	前項	第三十四条第二項において準用する前項
第二十八条第七項	第五項	第三十四条第二項において準用する第五項

	次項	第三十四条第二項において準用する次項
	前項	第三十四条第二項において準用する前項
第二十八条第八項	第五項	第三十四条第二項において準用する第五項
第三十二条第二項	前項の申請	第三十四条第一項の要支援認定の取消し
	同項の申請	同項の要支援認定の取消し
第三十二条第三項	前項	第三十四条第二項において準用する前項
	第一項の申請	第三十四条第一項の要支援認定の取消し
	要支援状態に該当すること及びその該当する要支援状態区分	要支援状態に該当しなくなったこと。
	要支援状態に該当すること、その該当する要支援状態区分及びその要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであること。	要支援状態に該当しなくなったこと。
第三十二条第四項前段及び第五項	前項	第三十四条第二項において準用する前項
第三十二条第六項前段	第四項	第三十四条第二項において準用する第四項

(平一八政一五四・一部改正)

#### 第四節 介護給付

(平一八政一五四・旧第三節繰下)

(特例居宅介護サービス費を支給する場合)

第十五条 法第四十二条第一項第四号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。

- 一 居宅要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 二 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービス（法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。次号、第二十二條の五及び第二十九條の五において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 三 法第四十二条第一項第三号に規定する居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(平一二政一二・平一七政二九〇・平一八政一五四・平二〇政一一六・一部改正)

(地域密着型介護サービス費及び指定地域密着型サービス事業者に関する読替え)

第十五條の二 法第四十二条の二第九項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第四十一条第三項	指定居宅サービスを	指定地域密着型サービスを
	居宅要介護被保険者	要介護被保険者
	指定居宅サービス事業者	指定地域密着型サービス事業者
第四十一条第八項	指定居宅サービス事業者	指定地域密着型サービス事業者
	、指定居宅サービス	、指定地域密着型サービス
	居宅要介護被保険者	要介護被保険者
第四十一条第十項	前項	第四十二条の二第八項
第四十一条第十一項	前項	第四十二条の二第九項において 準用する前項

(平一八政一五四・追加)

(特例地域密着型介護サービス費を支給する場合)

第十五条の三 法第四十二条の三第一項第三号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。

- 一 要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 二 法第四十二条の三第一項第二号に規定する要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス（法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(平一八政一五四・追加、平二三政三七六・平二八政四五・一部改正)

(居宅介護サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第十六条 法第四十三条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 法第四十三条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十（法

第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては、百分の八十。以下この条から第十八条までにおいて同じ。）に相当する額を超えることとなる場合（第三号の場合を除く。） 当該居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この条において同じ。）若しくはこれに相当するサービスについて法第四十一条第四項各号又は第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給するものとした場合における法第四十三条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額

二 法第四十三条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合（次号の場合を除く。） 当該居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて法第四十一条第四項各号又は第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給するものとした場合における法第四十三条第四項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額

三 法第四十三条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなり、かつ、同条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合 当該居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて法第四十一条第四項各号又は第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百

分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給するものとした場合における法第四十三条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額又は同条第四項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額のうちいずれか大きい方の額を控除して得た額

(平一二政三〇九・平一八政一五四・平二七政一三八・一部改正)

(居宅介護福祉用具購入費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第十七条 法第四十四条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に法第八条第十三項に規定する特定福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該特定福祉用具の購入に係る居宅介護福祉用具購入費として支給するものとした場合における法第四十四条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

(平一二政三〇九・平一八政一五四・平二七政一三八・一部改正)

(居宅介護住宅改修費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第十八条 法第四十五条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該住宅改修に係る居宅介護住宅改修費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

(平一二政三〇九・一部改正)

(居宅介護サービス計画費に関する読替え)

第十九条 法第四十六条第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第三項	指定居宅サービスを	指定居宅介護支援を
第四十一条第八項	指定居宅サービスその他のサービスの	指定居宅介護支援その他のサービス
第四十一条第十項	前項	第四十六条第六項

(特例居宅介護サービス計画費を支給する場合)

第二十条 法第四十七条第一項第三号に規定する政令で定めるときは、居宅要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅介護支援を受けた場合において、必要があると認めるときとする。

(平一八政一五四・一部改正)

(施設介護サービス費及び介護保険施設に関する読替え)

第二十一条 法第四十八条第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第三項	指定居宅サービスを	指定施設サービス等を
	居宅要介護被保険者	要介護被保険者
第四十一条第八項	、指定居宅サービス	、指定施設サービス等
	居宅要介護被保険者	要介護被保険者
第四十一条第十項	前項	第四十八条第六項

(平一七政二九〇・一部改正)

(特例施設介護サービス費を支給する場合)

第二十二条 法第四十九条第一項第二号に規定する政令で定めるときは、要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を受けた場合において、

必要があると認めるときとする。

(平一二政一二・平一八政一五四・一部改正)

(居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)

第二十二條の二 法第四十九條の二に規定する所得の額は、同條各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）のあった日の属する年の前年（当該介護給付対象サービスのあった日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。第三項において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二條第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。

2 法第四十九條の二の政令で定める額は、百六十万円とする。

3 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者（法第九條第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五條第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五條第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。第二十九條の二第三項第一号において同じ。）の合計額が三百四十六万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあつては、二百八十万円）に満たない場合

二 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあった日の属する年度（当該介護給付対象サービスのあった日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八條の規定によって課する所得割を除く。次條第五項第一号、第二十二條の三第六項第三号ニ並びに第七項第一号ニ及び第二号ニ並びに

第二十九条の二の二第五項第一号を除き、以下同じ。) を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

三 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあった日において生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）である場合  
（平二七政一三八・追加）

（高額介護サービス費）

第二十二条の二の二 法第五十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額（以下「介護サービス費合計額」という。）に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第一市町村特例割合」という。）で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第二市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等（法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等（介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が三万七千二百円を超える場合に、

当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者（被保護者を除く。以下この項、次項、第五項から第七項までにおいて同じ。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要介護被保険者<sup>あん</sup>按分率（要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第一号及び第二号に掲げる額の合算額（以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 要介護被保険者が受けた居宅サービス等（次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。）に係る介護サービス費合計額に九十分の十（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第一市町村特例割合を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第二市町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合。次項、第四項及び第十項において同じ。）を乗じて得た額

二 要介護被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給（以下「原爆一般疾病医療費の支給」という。）その他厚生労働省令で定める給付が行われるべき居宅サービス等（以下この号及び次項において「特定給付対象居宅サービス等」という。）を受けた場合に、当該特定給付対象居宅サービス等（居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費の支給の対象となる部分に限る。）について当該要介護被保険者がなお負担すべき額

三 居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）（被保護者を除く。次号並びに第二十九条の二の二第二項、第三項及び第五項から第七項までにおいて同じ。）が受けた介護予防サービス等（次号に規定する特定給付対象介護予防サービス等を除

く。)に係る介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額(以下「介護予防サービス費合計額」という。)に九十分の十(法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百から同項に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合(以下この号及び第二十九条の二の二第一項において「第一市町村特例割合」という。))を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、法第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から同項に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合(以下この号及び第二十九条の二の二第一項において「第二市町村特例割合」という。))を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合。第二十九条の二の二第三項、第四項及び第十項において同じ。)を乗じて得た額

四 居宅要支援被保険者が原爆一般疾病医療費の支給その他第二号に規定する厚生労働省令で定める給付が行われるべき介護予防サービス等(以下この号及び第二十九条の二の二第三項において「特定給付対象介護予防サービス等」という。))を受けた場合に、当該特定給付対象介護予防サービス等(介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる部分に限る。))について当該居宅要支援被保険者がなお負担すべき額

3 要介護被保険者が特定給付対象居宅サービス等を受けた場合において、当該要介護被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が三万七千二百円を超えるときは、当該得た額から三万七千二百円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。

4 要介護被保険者が被保護者である場合において、当該要介護被保険者が同

一の月において受けた居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が一万五千円を超えるときは、当該得た額から一万五千円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。

- 5 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの居宅サービス等のあった月の属する年の前年（居宅サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項及び次項において同じ。）の所得について、第一号に掲げる額（当該居宅サービス等のあった月の属する年の前年の十二月三十一日において世帯主であつて、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有する者にあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額）が百四十五万円以上であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは、「四万四千四百円」とする。

一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次条第六項第三号ニ並びに第七項第一号ニ及び第二号ニ並びに第二十九条の二の二第五項第一号において同じ。）に係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法

第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額

二 当該居宅サービス等があった月の属する年の前年の十二月三十一日において十六歳未満の控除対象者の数を三十三万円に乗じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二万円に乗じて得た額の合計額

6 前項の規定は、要介護被保険者の属する世帯に属する全ての第一号被保険者について、厚生労働省令で定めるところにより算定した居宅サービス等があった月の属する年の前年の収入の合計額が五百二十万円（当該世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあっては、三百八十三万円）に満たない場合には、適用しない。

7 第二項の場合において、要介護被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。

一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があった月の属する年度（居宅サービス等があった月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者

(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第九項において「市町村民税世帯非課税者」という。)

二 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があった月において要保護者(生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であって、第二項及び第二十九条の二の二第二項中「三万七千二百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護(生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの

8 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があった月において要保護者である者であって、同項及び第二十九条の二の二第二項中「三万七千二百円」とあるのを「一万五千元」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第二号に掲げる者を除く。)であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは、「一万五千元」とする。

9 要介護被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、居宅サービス等のあった月の属する年の前年(居宅サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)中の公的年金等の収入金額及び当該居宅サービス等のあった月の属する年の前年(当該居宅サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)の合計所得金額の合計額が八十万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。)の受給権を有している場合であって、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千元を控除して得た額が、第七項の規定により読み替えて適用

する第二項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

10 要介護被保険者が法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は介護保険施設（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）について原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める給付（第二十九条の二の二第十項において「特定公費負担給付」という。）が行われるべき居宅サービス等を受けた場合又は被保護者である要介護被保険者が指定居宅サービス事業者等について居宅サービス等を受けた場合において、当該居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかったときは、市町村は、当該居宅サービス等に要した費用のうち第三項又は第四項の規定による高額介護サービス費として要介護被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定居宅サービス事業者等に支払うものとする。

11 前項の規定による支払があったときは、要介護被保険者に対し、第三項又は第四項の規定による高額介護サービス費の支給があったものとみなす。

12 要介護被保険者が同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合は、当該要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る第二項から前項までの規定の適用については、当該要介護被保険者は当該月を通じて要介護被保険者であったものとみなし、当該月に当該要介護被保険者が受けた介護予防サービス等に関して支給される介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費は、居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給されるものとみなす。

1 3 高額介護サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(平一二政一二・追加、平一二政三〇九・平一七政二九〇・平一八政二八・平一八政一五四・平二〇政一一六・一部改正、平二七政一三八・旧第二十二條の二繰下・一部改正)

(高額医療合算介護サービス費)

第二十二條の三 法第五十一條の二第一項に規定する政令で定める額は、次のとおりとする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五條第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）

二 船員保険法第八十三條第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七條の二第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十條の二第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十二條の二第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第六十條の二第一項に規定する一部負担金等の額（私立学校教職員共済法第二十五條において準用する同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）

七 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）

2 高額医療合算介護サービス費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上医療合算支給総額（次項の七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から同項の七十歳以上医療合算算定基準額を控除した額（当該額が高額医療合算介護サービス費の支給の事務の執行に要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）をいう。）を控除した額（以下この項において「医療合算利用者負担世帯合算額」という。）が医療合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、医療合算利用者負担世帯合算額から医療合算算定基準額を控除した額に医療合算按分率（同号、第二号、第四号及び第五号に掲げる額の合算額から次項の規定により高額医療合算介護サービス費が支給される場合における当該支給額の算定に係る同項の七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から同項に規定する七十歳以上医療合算算定基準額を控除した額に同項に規定する七十歳以上医療合算按分率を乗じて得た額（以下この項において「七十歳以上世帯支給額」という。）を控除した額を、医療合算利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額に被保険者医療合算按分率（第一号に掲げる額から次項の規定により支給される高額医療合算介護サービス費を控除した額を、同号、第二号、第四号及び第五号に掲げる額の合算額から七十歳以上世帯支給額を控除した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、第一号から第六号までに掲げる額を合算した額又は第七号に掲げる額が零であるときは、この限りでない。

一 前年八月一日から七月三十一日までの期間（以下この条及び第二十九条の三第三項において「計算期間」という。）において、当該市町村の行う

介護保険の被保険者（計算期間の末日（以下この条において「基準日」という。）において被保険者である者に限る。以下この条において「基準日被保険者」という。）が受けた居宅サービス等に係る前条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

二 計算期間において、基準日被保険者が受けた介護予防サービス等に係る前条第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

三 計算期間において、基準日被保険者が他の市町村の行う介護保険の被保険者であった間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る前条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合又は第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、これらの支給額の合計額を控除した額とする。）

四 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が当該市町村の行う介護保険の被保険者であった間に受けた居宅サービス等に係る第一号に規定する合算額

五 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が当該市町村の行う介護保険の被保険者であった間に受けた介護予防サービス等に係る第二号に規定する合算額

六 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が他の市町村の行う介護保険の被保険者であった間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る第三号に規定する合算額

七 次のイからリまでに掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれイからリまでに定める額

イ 基準日において健康保険法の規定による被保険者（同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者、国家公務員共済組合法及び地方公務員

等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。第四項において「健康保険被保険者」という。)又はその被扶養者(健康保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「健康保険被扶養者」という。)である者 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十三条の二第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額

ロ 基準日において日雇特例被保険者(健康保険法施行令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。第四項において同じ。)又はその被扶養者(健康保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「日雇特例被扶養者」という。)である者 健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる額の合算額

ハ 基準日において船員保険法の規定による被保険者(国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。第四項において「船員保険被保険者」という。)又はその被扶養者(船員保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「船員保険被扶養者」という。)である者 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第十一条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合算額

ニ 基準日において国民健康保険法の規定による被保険者(以下この条において「国民健康保険被保険者」という。)である者(基準日において同法第六条各号(第九号及び第十号を除く。)のいずれかに該当することにより、当該基準日の翌日から国民健康保険被保険者の資格を喪失することとなる者を除く。以下この条において同じ。) 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の四の二第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額

ホ 基準日において国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第十七条の三第一項に規定する自衛官等(以下この条において「自

衛官等」という。)を除く。第四項において「国共済組合員」という。)又はその被扶養者(同法の規定による被扶養者をいい、自衛官等の被扶養者を含む。同項において「国共済被扶養者」という。)である者 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の六の二第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額

へ 基準日において自衛官等である者 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合算額

ト 基準日において地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員(第四項において「地共済組合員」という。)又はその被扶養者(同法の規定による被扶養者をいう。同項において「地共済被扶養者」という。)である者 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第二十三条の三の六第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額

チ 基準日において私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(第四項において「私学共済加入者」という。)又はその被扶養者(同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法の規定による被扶養者をいう。同項において「私学共済被扶養者」という。)である者 私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額

リ 基準日において高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者(以下この条において「後期高齢者医療の被保険者」という。)である者 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第十六条の二第一項第一号から第三号までに掲げる額の合算額

3 前項各号に掲げる額のうち、七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等若しくは介護予防サービス等又は同項第七号イからリまでに定める額に係る規定に規定する療養(以下この項において「七十歳以上

合算対象サービス」という。)に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額(以下この項において「七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額」という。)が七十歳以上医療合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合は、七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から七十歳以上医療合算算定基準額を控除した額に七十歳以上医療合算按分率(七十歳以上合算対象サービスに係る前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額を、七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額に七十歳以上被保険者医療合算按分率(七十歳以上合算対象サービスに係る同項第一号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、七十歳以上合算対象サービスに係る同号、同項第二号、第四号及び第五号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額を高額医療合算介護サービス費として基準日被保険者に支給する。ただし、七十歳以上合算対象サービスに係る同項第一号から第六号までに掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額又は七十歳以上合算対象サービスに係る同項第七号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額が零であるときは、この限りでない。

4 第二項の基準日被保険者の合算対象者は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 基準日において被用者保険被保険者等(健康保険被保険者、日雇特例被保険者、船員保険被保険者、国共済組合員、自衛官等、地共済組合員又は私学共済加入者をいう。以下この条において同じ。)である者 基準日においてその被扶養者(健康保険被扶養者、日雇特例被扶養者、船員保険被扶養者、国共済被扶養者、地共済被扶養者又は私学共済被扶養者をいう。以下この条において同じ。)である者

二 基準日において被扶養者である者 基準日において当該者がその被扶養

者である被用者保険被保険者等である者又は基準日において当該被用者保険被保険者等の被扶養者である当該者以外の者

三 基準日において国民健康保険被保険者である者 基準日において当該者と同一の世帯に属する当該者以外の国民健康保険被保険者である者

四 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 基準日において当該者と同一の世帯に属する当該者以外の後期高齢者医療の被保険者である者

5 第二項から前項までの規定は、当該計算期間において当該市町村が行う介護保険の被保険者であった者（基準日において当該市町村が行う介護保険の被保険者である者を除く。）に対する高額医療合算介護サービス費の支給について準用する。

6 第二項（前項において準用する場合を含む。）の医療合算算定基準額は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 基準日において被用者保険被保険者等又はその被扶養者である者 次のイからホまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める額  
イ ロからホまでに掲げる者以外の者 六十七万円

ロ 基準日の属する月の標準報酬月額等（医療保険各法（国民健康保険法を除く。）に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額をいう。以下この項及び次項において同じ。）が八十三万円以上の被用者保険被保険者等又はその被扶養者 二百十二万円

ハ 基準日の属する月の標準報酬月額等が五十三万円以上八十三万円未満の被用者保険被保険者等又はその被扶養者 百四十一万円

ニ 基準日の属する月の標準報酬月額等が二十八万円未満の被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ホに掲げる者を除く。） 六十万円

ホ 市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方

税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次項において同じ。）である被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ロ及びハに掲げる者を除く。） 三十四万円

二 基準日において国民健康保険被保険者である者 次のイからホまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからホまでに定める額

イ ロからホまでに掲げる場合以外の場合 六十七万円

ロ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について基準日の属する年の前々年（第九項の規定により八月一日から十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年の前年。ハ及びニにおいて同じ。）の国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が九百一万円を超える場合 二百十二万円

ハ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について基準日の属する年の前々年の国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が六百万円を超え九百一万円以下の場合 百四十一万円

ニ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について基準日の属する年の前々年の国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が二百十万円以下の場合（ホに掲げる者を除く。） 六十万円

ホ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において、（１）及び（２）に掲げる区分に従い、それぞれ（１）及び（２）に定める者の全てについて基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年

八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合  
にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規  
定による市町村民税が課されない場合又は市町村の条例で定めるところ  
により当該市町村民税が免除される場合（これらの者のいずれかが当該  
市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者である  
場合を除く。次項において「市町村民税国保世帯非課税の場合」という。）  
三十四万円

(1) 当該国民健康保険被保険者が市町村の行う国民健康保険の被保  
険者である場合 当該者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する  
当該市町村の行う国民健康保険の被保険者である者

(2) 当該国民健康保険被保険者が組合の行う国民健康保険の被保  
険者である場合 当該者の属する世帯に属する当該組合の組合員及びそ  
の世帯に属する当該組合の行う国民健康保険の被保険者である者

三 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 次のイからニまで  
に掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ ロからニに掲げる者以外の者 五十六万円

ロ 基準日において療養の給付（高齢者の医療の確保に関する法律による  
療養の給付をいう。）を受けることとした場合に同法第六十七条第一項  
第二号の規定が適用される者 六十七万円

ハ 市町村民税世帯非課税者（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第  
十六条の三第一項第三号の市町村民税世帯非課税者をいう。）（ニに掲  
げる者を除く。） 三十一万円

ニ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該後期  
高齢者医療の被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が基準日  
の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十  
一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準  
日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に  
係る各種所得の金額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十五条

第一項第四号に規定する「各種所得の金額」をいう。次項において同じ。）及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない者 十九万円（計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、三十一万円とする。）

7 第三項（第五項において準用する場合を含む。）の七十歳以上医療合算算定基準額は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 基準日において被用者保険被保険者等又はその被扶養者である者 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額  
イ ロからニまでに掲げる者以外の者 五十六万円

ロ 基準日において療養の給付（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法による療養の給付をいう。）を受けるとした場合に、健康保険法第七十四条第一項第三号、船員保険法第五十五条第一項第三号、国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号（私立学校教職員共済法第二十五条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法第五十七条第二項第三号の規定が適用される被用者保険被保険者等又はその被扶養者 六十七万円

ハ 市町村民税非課税者である被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ロ又はニに掲げる者を除く。） 三十一万円

ニ 被用者保険被保険者等及び基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその被扶養者である者のすべてが基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ロに掲げる者を除く。） 十九万円（計

算期間において、当該基準日被保険者又は当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあつては、三十一万円とする。）

二 基準日において国民健康保険被保険者である者 次のイからニまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ ロからニに掲げる場合以外の場合 五十六万円

ロ 基準日において当該国民健康保険被保険者が療養の給付（国民健康保険法による療養の給付をいう。）を受けることとした場合において、同法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者であるとき。 六十七万円

ハ 市町村民税国保世帯非課税の場合（ニに掲げる場合を除く。） 三十一万円

ニ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において、前項第二号ハ（１）及び（２）に掲げる区分に従い、それぞれ当該（１）及び（２）に定める者のすべてについて基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない場合 十九万円（計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあつては、三十一万円とする。）

三 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 前項第三号に定める額

8 要介護被保険者が計算期間における同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合における第二項から第四項まで（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）及び第五項から前項までの規定の適用については、前条第十二項の規定を準用する。

9 被保険者が計算期間において医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなくなり、かつ、その医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなくなった日以後の計算期間において新たに医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額医療合算介護サービス費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、この条の規定を適用する。

10 高額医療合算介護サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（平二〇政一一六・追加、平二一政二九六・平二六政一二九・平二六政三六五・平二七政一三八・一部改正）

（特定入所者介護サービス費及び特定介護保険施設等に関する読替え）

第二十二條の四 法第五十一條の三第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一條第三項	指定居宅サービスを	特定介護サービスを
	居宅要介護被保険者	特定入所者
	指定居宅サービス事業者	特定介護保険施設等
第四十一條第八項	指定居宅サービス事業者	特定介護保険施設等
	、指定居宅サービス	、特定介護サービス
	居宅要介護被保険者	特定入所者
第四十一條第十項	前項	第五十一條の三第七項
第四十一條第十一項	前項	第五十一條の三第八項において準用する前項

(平一七政二九〇・追加、平二〇政一一六・旧第二十二條の三繰下・一部改正)

(特例特定入所者介護サービス費を支給する場合)

第二十二條の五 法第五十一條の四第一項第二号の政令で定めるときは、次のとおりとする。

- 一 特定入所者（法第五十一條の三第一項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。）が、基準該当居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 二 指定居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第五号において同じ。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 三 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定介護サービス（法第五十一條の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 四 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 五 第二号に規定する特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(平一七政二九〇・追加、平一八政一五四・一部改正、平二〇政一一六・旧第二十二條の四繰下・一部改正)

## 第五節 予防給付

(平一八政一五四・旧第四節繰下)

(介護予防サービス費及び指定介護予防サービス事業者に関する読替え)

第二十三条 法第五十三条第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第三項	指定居宅サービスを	指定介護予防サービスを
	居宅要介護被保険者	居宅要支援被保険者
	指定居宅サービス事業者	指定介護予防サービス事業者
第四十一条第八項	指定居宅サービス事業者	指定介護予防サービス事業者
	、指定居宅サービス	、指定介護予防サービス
	居宅要介護被保険者	居宅要支援被保険者
第四十一条第十項	前項	第五十三条第六項
第四十一条第十一项	前項	第五十三条第七項において準用する前項

(平一七政二三一・平一八政一五四・一部改正)

(特例介護予防サービス費を支給する場合)

第二十四条 法第五十四条第一項第四号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。

- 一 居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 二 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当介護予防サービス（法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。次号において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 法第五十四条第一項第三号に規定する居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(平一八政一五四・一部改正)

(地域密着型介護予防サービス費及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する読替え)

第二十四条の二 法第五十四条の二第九項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第三項	指定居宅サービスを	指定地域密着型介護予防サービスを
	居宅要介護被保険者	居宅要支援被保険者
	指定居宅サービス事業者	指定地域密着型介護予防サービス事業者
第四十一条第八項	指定居宅サービス事業者	指定地域密着型介護予防サービス事業者
	、指定居宅サービス	、指定地域密着型介護予防サービス
	居宅要介護被保険者	居宅要支援被保険者
第四十一条第十項	前項	第五十四条の二第八項
第四十一条第十一項	前項	第五十四条の二第九項において準用する前項

(平一八政一五四・追加)

(特例地域密着型介護予防サービス費を支給する場合)

第二十四条の三 法第五十四条の三第一項第三号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。

一 居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 法第五十四条の三第一項第二号に規定する居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービス以外の地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(平一八政一五四・追加)

(介護予防サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第二十五条 法第五十五条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第五十五条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては、百分の八十。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。）に相当する額を超えることとなる場合（第三号の場合を除く。） 当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額

二 法第五十五条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合（次号の場合を除く。） 当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は第五十四条の二第二項各

号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第四項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額

三 法第五十五条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなり、かつ、同条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合 当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額又は同条第四項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額のうちいずれか大きい方の額を控除して得た額

(平一二政三〇九・平一八政一五四・平二七政一三八・一部改正)

(介護予防福祉用具購入費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第二十六条 法第五十六条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該特定介護予防福祉用具の購入に係る介護予防福祉用具購入費として支給するものとした場合における法第五十六条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

(平一二政三〇九・平一八政一五四・平一八政二八五・平二七政一三

八・一部改正)

(介護予防住宅改修費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第二十七条 法第五十七条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該住宅改修に係る介護予防住宅改修費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

(平一二政三〇九・平一八政一五四・一部改正)

(介護予防サービス計画費及び指定介護予防支援事業者に関する読替え)

第二十八条 法第五十八条第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第三項	指定居宅サービスを	指定介護予防支援を
	居宅要介護被保険者	居宅要支援被保険者
	指定居宅サービス事業者	指定介護予防支援事業者
第四十一条第八項	指定居宅サービス事業者	指定介護予防支援事業者
	、指定居宅サービス	、指定介護予防支援
	居宅要介護被保険者	居宅要支援被保険者
第四十一条第十項	前項	第五十八条第六項
第四十一条第十一項	前項	第五十八条第七項において準用する前項

(平一八政一五四・一部改正)

(特例介護予防サービス計画費を支給する場合)

第二十九条 法第五十九条第一項第三号に規定する政令で定めるときは、居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示し

ないで指定介護予防支援を受けた場合において、必要があると認めるときとする。

(平一八政一五四・一部改正)

(介護予防サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)

第二十九条の二 法第五十九条の二に規定する所得の額は、同条各号に掲げる予防給付に係るサービス（以下「予防給付対象サービス」という。）のあった日の属する年の前年（当該予防給付対象サービスのあった日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。第三項において同じ。）の合計所得金額とする。

2 法第五十九条の二の政令で定める額は、百六十万円とする。

3 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該予防給付対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が三百四十六万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあつては、二百八十万円）に満たない場合

二 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該予防給付対象サービスのあった日の属する年度（当該予防給付対象サービスのあった日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

三 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該予防給付対象サービスのあった日において被保護者である場合

(平二七政一三八・追加)

(高額介護予防サービス費)

第二十九条の二の二 法第六十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介

護予防サービス費合計額に九十分の百（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の百、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百を第二市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

- 2 高額介護予防サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担世帯合算額が三万七千二百円を超える場合に、当該月に介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要支援被保険者<sup>あん</sup>按分率（居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等に係る第二十二条の二の二第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。
- 3 居宅要支援被保険者が特定給付対象介護予防サービス等を受けた場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が三万七千二百円を超えるときは、当該得た額から三万七千二百円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。
- 4 居宅要支援被保険者が被保護者である場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月において受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が一万五千円を超えるときは、当該得た額から一万五千円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。
- 5 第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの介護予防サービス等のあった月の属する年の前年（介護予防サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあっては、前々年。

以下この項及び次項において同じ。)の所得について、第一号に掲げる額(当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年の十二月三十一日において世帯主であって、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの(第二号において「控除対象者」という。)を有する者にあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額)が百四十五万円以上であるときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「四万四千四百円」とする。

一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の金額

二 当該介護予防サービス等があった月の属する年の前年の十二月三十一日において十六歳未満の控除対象者の数を三十三万円に乗じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二万円に乗じて得た額の合計額

6 前項の規定は、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する全ての第一号被保険者について、厚生労働省令で定めるところにより算定した介護予防サービス等のあった月の属する年の前年の収入の合計額が五百二十万円(当該世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあつては、三百八十三万円)に満たない場合には、適用しない。

7 第二項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。

一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等のあった月の属する年度(介護予防サービス等のあった月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有し

ない者を除く。)である者(第九項において「市町村民税世帯非課税者」という。)

二 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であって、第二十二條の二の二第二項及び第二項中「三万七千二百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

8 第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であって、第二十二條の二の二第二項及び第二項中「三万七千二百円」とあるのを「一万五千元」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第二号に掲げる者を除く。)であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは、「一万五千元」とする。

9 居宅要支援被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(介護予防サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)中の公的年金等の収入金額及び当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(当該介護予防サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)の合計所得金額の合計額が八十万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であって、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千元を控除して得た額が、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千元を控除して得た額とする。

10 居宅要支援被保険者が法第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は法第五十四條の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防

サービス事業者（以下この項において「指定介護予防サービス事業者等」という。）について特定公費負担給付が行われるべき介護予防サービス等を受けた場合又は被保護者である居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者等について介護予防サービス等を受けた場合において、当該介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかったときは、市町村は、当該介護予防サービス等に要した費用のうち第三項又は第四項の規定による高額介護予防サービス費として居宅要支援被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定介護予防サービス事業者等に支払うものとする。

- 1 1 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し、第三項又は第四項の規定による高額介護予防サービス費の支給があったものとみなす。
- 1 2 居宅要支援被保険者が同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等については、第二項から前項までの規定は、適用しない。
- 1 3 高額介護予防サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（平一二政一二・追加、平一二政三〇九・平一七政二九〇・平一八政一五四・一部改正、平二七政一三八・旧第二十九条の二繰下・一部改正）

（高額医療合算介護予防サービス費）

第二十九条の三 法第六十一条の二第一項に規定する政令で定める額は、第二十二條の三第一項各号に掲げる額とする。

- 2 高額医療合算介護予防サービス費の支給については、第二十二條の三（第一項及び第八項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第一号に掲げる」とあるのは、「第二号に掲げる」と、同条第三項中「同項第一号に掲げる」とあるのは、「同項第二号に掲げる」と読み替えるものとする。

3 居宅要支援被保険者が計算期間における同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合における前項において読み替えて準用する第二十二條の三（第一項及び第八項を除く。）の規定の適用については、前條第十二項の規定を準用する。

（平二〇政一六・追加、平二七政一三八・一部改正）

（特定入所者介護予防サービス費及び特定介護予防サービス事業者に関する読み替え）

第二十九條の四 法第六十一條の三第八項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一條第三項	指定居宅サービスを	特定介護予防サービスを
	居宅要介護被保険者	特定入所者
	指定居宅サービス事業者	特定介護予防サービス事業者
第四十一條第八項	指定居宅サービス事業者	特定介護予防サービス事業者
	、指定居宅サービス	、特定介護予防サービス
	居宅要介護被保険者	特定入所者
第四十一條第十項	前項	第六十一條の三第七項
第四十一條第十一項	前項	第六十一條の三第八項において準用する前項

（平一七政二九〇・追加、平一八政一五四・一部改正、平二〇政一六・旧第二十九條の三繰下・一部改正）

（特例特定入所者介護予防サービス費を支給する場合）

第二十九條の五 法第六十一條の四第一項第二号の政令で定めるときは、次のとおりとする。

一 特定入所者（法第六十一條の三第一項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。）が、基準該当居宅サービス（短期入所生活介護

及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。) を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 特定居宅サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定居宅サービスをいう。以下この条において同じ。）及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第五号において同じ。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

四 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

五 第二号に規定する特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

（平一七政二九〇・追加、平一八政一五四・一部改正、平二〇政一一六・旧第二十九条の四繰下・一部改正）

#### 第六節 保険給付の制限等

（平一八政一五四・旧第五節繰下）

（法第六十六条第一項に規定する政令で定める特別の事情）

第三十条 法第六十六条第一項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。

一 保険料を滞納している要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 その他前二号に準ずる事由として厚生労働省令で定める事由があること。

(平一二政一二・平一二政三〇九・一部改正)

(法第六十六条第三項に規定する政令で定める特別の事情)

第三十一条 法第六十六条第三項に規定する政令で定める特別の事情は、同項に規定する要介護被保険者等に係る滞納額の著しい減少又は前条に規定する事情とする。

(法第六十七条及び第六十八条に規定する政令で定める特別の事情)

第三十二条 第三十条の規定は、法第六十七条第一項及び第二項並びに法第六十八条第一項に規定する政令で定める特別の事情について準用する。

2 法第六十八条第二項に規定する政令で定める特別の事情は、同項に規定する要介護被保険者等に係る未納医療保険料等の著しい減少又は第三十条に規定する事情とする。

(保険料徴収権消滅期間の算定方法)

第三十三条 法第六十九条第一項に規定する保険料徴収権消滅期間（次条において「保険料徴収権消滅期間」という。）は、要介護被保険者等が当該市町村の第一号被保険者であった各年度（要介護被保険者等が認定（同項に規定する認定をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）を受けた日の十年前の日の属する年度から、認定を受けた日の属する年度までの各年度。以下この条及び次条第二項において「算定対象年度」という。）について、第二号に掲げる額を第一号に掲げる額で除して得た数を厚生労働省令で定めるところにより合算して得た数に相当する年数とする。

一 算定対象年度において当該要介護被保険者等が当該市町村に対して納付すべき保険料額（要介護被保険者等が当該市町村の第一号被保険者となり、又は当該市町村の第一号被保険者でなくなった年度においては、当該年度の賦課期日に当該市町村の第一号被保険者となり、当該年度の末日に至る

まで当該市町村の第一号被保険者であったものとみなして算定するものとする。)

二 前号に掲げる保険料額（認定を受けた日の十年前の日の属する年度においては、認定を受けた日の十年前の日以降に到来する納期に係るものに限る。）のうち、保険料を徴収する権利が時効によって消滅している保険料額の合計

（平一二政三〇九・平二七政一三八・一部改正）

（給付額減額期間の算定方法）

第三十四条 法第六十九条第一項に規定する給付額減額期間は、第一号に掲げる期間に第二号に掲げる数を乗じて得た数の二分の一に相当する数に十二を乗じて得た数を厚生労働省令で定めるところにより算定して得た数に相当する月数とする。

一 保険料徴収権消滅期間

二 保険料徴収権消滅期間を保険料徴収権消滅期間と保険料納付済期間を合計した期間で除して得た数

2 前項第二号の保険料納付済期間は、要介護被保険者等が当該市町村の第一号被保険者であった算定対象年度について、第二号に掲げる額を第一号に掲げる額で除して得た数を厚生労働省令で定めるところにより合算して得た数に相当する年数とする。

一 前条第一号に掲げる保険料額

二 前条第一号に掲げる保険料額（認定を受けた日の十年前の日の属する年度においては、認定を受けた日の十年前の日以降に到来する納期に係るものに限る。）のうち、納付済の保険料額の合計

（平一二政三〇九・一部改正）

（法第六十九条第一項ただし書に規定する政令で定める特別の事情）

第三十五条 法第六十九条第一項ただし書に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、

介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められる事情とする。

一 要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 その他前二号に準ずる事由として厚生労働省令で定める事由があること。

（平一二政三〇九・平一八政一五四・一部改正）

#### 第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

（平一一政三九三・平一八政一五四・改称）

##### 第一節 通則

（平一八政一五四・追加）

（登録の拒否等に係る法律）

第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百五十一条の十一、第一百五十一条の二十一及び第一百五十一条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百五十一条の二第二項第五号、第一百五十一条の十二第二項第五号及び第一百五十一条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

二 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）

- 三 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
- 四 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）
- 五 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）
- 六 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）
- 七 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
- 八 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
- 九 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）
- 十 生活保護法
- 十一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
- 十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）
- 十三 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百四十六号）
- 十四 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）
- 十五 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）
- 十六 高齢者の医療の確保に関する法律
- 十七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
- 十八 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）
- 十九 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百三十一号）
- 二十 言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）
- 二十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
- 二十二 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）
- 二十三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
- 二十四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
- 二十五 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八

十五号)

二十六 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）

二十七 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

二十八 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

（平一八政一五四・追加、平二〇政一一六・平二一政一〇・平二三政三七五・平二三政三七六・平二五政五・平二六政一六四・平二六政二六九・平二六政二七八・平二六政三五八・平二六政三〇〇（平二六政三五八）・平二七政一三八・平二七政三〇三・平二八政五六・一部改正）

（労働に関する法律の規定）

第三十五条の三 法第七十条第二項第五号の二（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号の二（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号の二（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号の二（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号の二（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十五条の二第二項第五号の二、第百十五条の十二第二項第五号の二及び第百十五条の二十二第二項第四号の二の労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びに当該規定に係

る同法第二百二十一条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）

二 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

（平二三政三七六・追加、平二四政二一一・一部改正）

（指定の拒否等に係る使用人の範囲）

第三十五条の四 法第七十条第二項第六号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第九十四条第三項第十一号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人であって、申請者の事業所又は申請者が開設した施設を管理する者とする。

（平一八政一五四・追加、平二一政一〇・一部改正、平二三政三七六・旧第三十五条の三繰下）

（指定の取消し等に係る法律）

第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第百四条第一項第九号、第百十五条の九第一項第九号、第百十五条の十九第十一号、第百十五条の二十九第九号及び第百十五条の四十五の九第六号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法

二 児童福祉法（国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する場合を含む。）

三 栄養士法

四 医師法

- 五 歯科医師法
- 六 保健師助産師看護師法
- 七 歯科衛生士法
- 八 医療法
- 九 身体障害者福祉法
- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 十一 生活保護法
- 十二 社会福祉法
- 十三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- 十五 薬剤師法
- 十六 老人福祉法
- 十七 理学療法士及び作業療法士法
- 十八 高齢者の医療の確保に関する法律
- 十九 社会福祉士及び介護福祉士法
- 二十 義肢装具士法
- 二十一 精神保健福祉士法
- 二十二 言語聴覚士法
- 二十三 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）
- 二十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 二十五 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 二十六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- 二十七 子ども・子育て支援法
- 二十八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
- 二十九 国家戦略特別区域法（第十二条の四第七項の規定に限る。）
- 三十 難病の患者に対する医療等に関する法律
- 三十一 公認心理師法

(平一八政一五四・追加、平二〇政一一六・平二一政一〇・平二三政三七五・一部改正、平二三政三七六・旧第三十五条の四繰下・一部改正、平二五政五・平二六政一六四・平二六政二六九・平二六政二七八・平二六政三五八・平二六政三〇〇(平二六政三五八)・平二七政一三八・平二七政三〇三・平二八政五六・一部改正)

(指定地域密着型サービス事業者の指定の更新に関する読替え)

第三十五条の六 法第七十八条の十二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十条の二第一項	第四十一条第一項本文	第四十二条の二第一項本文
第七十条の二第二項及び第三項	前項	第七十八条の十二において準用する前項
第七十条の二第四項	前条	第七十八条の二
	第一項	第七十八条の十二において準用する第一項
第七十一条第一項	病院等	病院又は診療所
	保険医療機関又は保険薬局	保険医療機関
	居宅サービス(病院又は診療所にあつては居宅療養管理指導その他厚生労働省令で定める種類の居宅サービスに限り、薬局にあつては居宅療養管理指導	地域密着型サービス(複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。))
	第四十一条第一項本文	第四十二条の二第一項本文

	第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項	第七十八条の十
第七十一条第二項	前項	第七十八条の十二において準用する前項
	指定居宅サービス事業者	指定地域密着型サービス事業者
	第四十一条第一項本文	第四十二条の二第一項本文
	病院等	病院又は診療所
	保険医療機関又は保険薬局	保険医療機関
第七十二条第一項	居宅サービス（短期入所療養介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスの種類	地域密着型サービス（複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。）
	第四十一条第一項本文	第四十二条の二第一項本文
第七十二条第二項	前項	第七十八条の十二において準用する前項
	指定居宅サービス事業者	指定地域密着型サービス事業者
	第四十一条第一項本文	第四十二条の二第一項本文

（平一八政一五四・追加、平二一政一〇・一部改正、平二三政三七六・

旧第三十五条の五繰下・一部改正）

（公募指定に関する読替え）

第三十五条の七 法第七十八条の十三第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十八条の	当該市町村長指定期間の開始	当該市町村長指定区域の拡張の

十三第三項	日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所	効力が生ずる日の前日までにされた当該拡張により新たに市町村長指定区域となる区域又は当該市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の追加の効力が生ずる日の前日までにされた当該追加により新たに市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等となる第一項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る市町村長指定区域・サービス事業所
	当該市町村長指定期間の開始の際	当該拡張又は追加の効力が生ずる際

(平二三政三七六・追加)

第三十五条の八 法第七十八条の十四第三項の規定による技術的読替へは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十八条の二第二項	第四十二条の二第一項本文の指定	公募指定
第七十八条の二第四項	第一項の申請があった場合において、	当該公募指定に係る応募が
	第四十二条の二第一項本文の指定を	当該応募に係る応募者を選考
	申請者が	応募者が
	当該申請	当該応募

<p>申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）</p>	<p>応募者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除き、第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により指定</p>
<p>申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）</p>	<p>応募者と密接な関係を有する者</p>
<p>第五号までを除く。）の規定により指定を</p>	<p>第五号までを除き、第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により指定を</p>
<p>第五号までを除く。）の規定による</p>	<p>第五号までを除き、第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による</p>
<p>第七十八条の五第二項</p>	<p>第七十八条の五第二項（第七十</p>

	八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び第六項において同じ。)
又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日	で、当該届出の日
届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退	届出
若しくは当該届出	又は当該届出
又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日	で、当該届出の日
指定の申請前	応募前
申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除	応募者が、法人

	く。)が、法人	
第七十八条の二第六項	第一項の申請があった場合において、	当該公募指定に係る応募が
	第四十二条の二第一項本文の指定を	当該応募に係る応募者を選考
	申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）	応募者が、第七十八条の十第二号から第五号まで（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により指定
	申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）	応募者と密接な関係を有する者
	申請者が	応募者が
又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該	で、当該届出の日	

	届出又は指定の辞退の日	
	基づき第七十八条の十	基づき第七十八条の十（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退	届出
	若しくは当該届出	又は当該届出
	又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日	で、当該届出の日
	申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人	応募者が、法人
第七十八条の二第七項	第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき又は前項第四号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするとき	公募指定を行おうとするとき

第七十八条の 二第八項	第四十二条の二第一項本文の 指定	公募指定
----------------	---------------------	------

(平二三政三七六・追加)

第三十五条の九 法第七十八条の十五第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十八条の 十五第二項	市町村長指定期間の開始の際	市町村長指定区域の拡張又は市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の追加の効力が生ずる際
	第七十八条の十三第三項	第七十八条の十三第四項において準用する同条第三項
	指定期間開始時有効指定	指定区域拡張時等有効指定
第七十八条の 十五第三項	指定期間開始時有効指定	指定区域拡張時等有効指定
第七十八条の 十五第四項	当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所	当該市町村長指定区域の拡張の効力が生ずる日の前日までにされた当該拡張により新たに市町村長指定区域となる区域又は当該市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の追加の効力が生ずる日の前日までにされた当該追加により新たに市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等となる第七十八条の十三第一項に規定する定期

		巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る市町村長指定区域・サービス事業所
	当該市町村長指定期間の開始の際	当該拡張又は追加の効力が生ずる際
	第二項	第七十八条の十五第五項において準用する第二項

(平二三政三七六・追加)

第三十五条の十 法第七十八条の十四第一項に規定する公募指定についての法第七十八条の十七の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十八条の九第一項	第七十八条の二第八項	第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第八項
	当該指定を	第七十八条の十四第一項に規定する公募指定を
第七十八条の十	第四十二条の二第一項本文の指定	第七十八条の十四第一項に規定する公募指定
	その指定	当該公募指定
	第七十八条の二第四項第四号の二	第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第四項第四号の二
	第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第七十八条の二第四十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）又	第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第四十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）又

	く。)、第十一号(第五号の三に該当する者であるときを除く。))又は第十二号(第五号の三	は第十一号(第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第四項第五号の三
	第七十八条の二第六項第三号から第三号の四まで	第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第六項第三号又は第三号の三
	第七十八条の二第八項	第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第八項
	当該指定を	当該公募指定を
第七十八条の十一	当該指定に	当該公募指定に
	第四十二条の二第一項本文の指定	第七十八条の十四第一項に規定する公募指定
	第七十八条の五第二項	第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する第七十八条の五第二項
	前条	第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する前条
	指定の	当該公募指定の

2 法第七十八条の十七の規定により法第七十八条の五第二項及び第七十八条の十の規定を読み替えて適用する場合における法第七十八条の十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十八条の二第四項	除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く	除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除き、第

		第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む
	第五号までを除く。)の規定による	第五号までを除き、第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による
	第七十八条の五第二項	第七十八条の五第二項(第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び第六項において同じ。)
第七十八条の二第六項	申請者を除く。)が、第七十八条の十第二号から第五号まで	申請者を除く。)が、第七十八条の十第二号から第五号まで(第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。次号を除き、以下この項において同じ。)
	基づき第七十八条の十	基づき第七十八条の十(第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第七十八条の二第十一項	第七十八条の十の	第七十八条の十(第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の

(平二三政三七六・追加)

(指定介護予防サービス事業者の指定の更新及び特例に関する読替え)

第三十五条の十一 法第百十五条の十一の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十条の二第一項	第四十一条第一項本文	第五十三条第一項本文
第七十条の二第二項及び第三項	前項	第百十五条の十一において準用する前項
第七十条の二第四項	前条	第百十五条の二
	第一項	第百十五条の十一において準用する第一項
第七十一条第一項	居宅サービス	介護予防サービス
	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
	第四十一条第一項本文	第五十三条第一項本文
	第七十七条第一項	第百十五条の九第一項
第七十一条第二項	前項	第百十五条の十一において準用する前項
	指定居宅サービス事業者	指定介護予防サービス事業者
	第四十一条第一項本文	第五十三条第一項本文
第七十二条第一項	居宅サービス	介護予防サービス
	短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
	第四十一条第一項本文	第五十三条第一項本文
第七十二条第二項	前項	第百十五条の十一において準用する前項
	指定居宅サービス事業者	指定介護予防サービス事業者
	第四十一条第一項本文	第五十三条第一項本文

(平一八政一五四・追加、平二一政一〇・一部改正、平二三政三七六・旧第三十五条の六繰下)

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の特例に関する読替え)

第三十五条の十二 法第百十五条の十二第七項の規定による技術的読替えは、

次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十八条の二第九項	第一項	第百十五条の十二第一項
	と所在地市町村長	と所在地市町村長（第百十五条の十二第二項第四号の市町村長をいう。以下この条において同じ。）
	第四項第四号	同号
第七十八条の二第十項	前項	第百十五条の十二第七項において準用する前項
	第四項第四号	同条第二項第四号
	、第一項	、同条第一項
	第四十二条の二第一項本文	第五十四条の二第一項本文
	地域密着型サービス事業	地域密着型介護予防サービス事業
	から第一項	から第百十五条の十二第一項
第七十八条の二第十一項	第七十八条の十の	第百十五条の十九の
	第四十二条の二第一項本文	第五十四条の二第一項本文
	第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項若しくは第七十八条の十五第一項若しくは第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）	第百十五条の二十一において準用する第七十条の二第一項
	前項	第百十五条の十二第七項において準用する前項

（平二三政三七六・追加）

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新に関する読替え)

第三十五条の十三 法第百十五条の二十一の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十条の二第一項	第四十一条第一項本文	第五十四条の二第一項本文
第七十条の二第二項及び第三項	前項	第百十五条の二十一において準用する前項
第七十条の二第四項	前条	第百十五条の十二
	第一項	第百十五条の二十一において準用する第一項

(平一八政一五四・追加、平二一政一〇・一部改正、平二三政三七六・旧第三十五条の七繰下)

(指定介護予防支援事業者の指定の更新に関する読替え)

第三十五条の十四 法第百十五条の三十一の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十条の二第一項	第四十一条第一項本文	第五十八条第一項
第七十条の二第二項及び第三項	前項	第百十五条の三十一において準用する前項
第七十条の二第四項	前条	第百十五条の二十二
	第一項	第百十五条の三十一において準用する第一項

(平一八政一五四・追加、平二一政一〇・一部改正、平二三政三七六・旧第三十五条の八繰下)

## 第二節 介護支援専門員

(平一一政三九三・追加、平一八政一五四・改称)

(指定試験実施機関の指定の要件等)

第三十五条の十五 法第六十九条の二十七第一項に規定する指定試験実施機関

(以下この条において「指定試験実施機関」という。)の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

一 法人であること。

二 試験事務(法第六十九条の二十七第一項に規定する試験事務をいう。次号ニにおいて同じ。)を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。

三 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 厚生労働省令で定める事項を変更するとき、又は当該事業を廃止するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、都道府県知事の承認を受けること。

ロ 厚生労働省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届け出ること。

ハ 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること。

ニ 試験事務の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

2 都道府県知事は、指定試験実施機関が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、法第六十九条の二十七第一項の指定を取り消すことができる。

一 不正な手段により法第六十九条の二十七第一項の指定を受けたとき。

二 法第六十九条の二十八第一項の規定に違反したとき。

三 法第六十九条の二十九の命令に違反したとき。

四 前項各号の要件を満たすことができなくなると認められるとき。

3 都道府県知事は、法第六十九条の二十七第一項の規定による指定及び前項の規定による取消しを行ったときは、その旨を公示しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、指定試験実施機関に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(平一一政三九三・追加、平一二政三〇九・平一三政二五八・一部改正、平一八政一五四・旧第三十五条の二繰下・一部改正、平二三政三七六・旧第三十五条の九繰下)

(指定研修実施機関の指定の要件等)

第三十五条の十六 法第六十九条の三十三第一項に規定する指定研修実施機関(以下この条において「指定研修実施機関」という。)の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

一 研修事務(法第六十九条の三十三第一項に規定する研修事務をいう。次号ホにおいて同じ。)を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。

二 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 厚生労働省令で定める事項を変更するとき、又は当該事業を廃止するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、都道府県知事の承認を受けること。

ロ 厚生労働省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届け出ること。

ハ 法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修及び法第六十九条の八第二項に規定する更新研修を修了した者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。

ニ 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に

提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 研修事務の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

2 都道府県知事は、指定研修実施機関が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、法第六十九条の三十三第一項の指定を取り消すことができる。

- 一 不正な手段により法第六十九条の三十三第一項の指定を受けたとき。
- 二 法第六十九条の三十三第二項の規定により準用する法第六十九条の二十九の命令に違反したとき。

三 前項各号の要件を満たすことができなくなると認められるとき。

3 都道府県知事は、法第六十九条の三十三第一項の規定による指定及び前項の規定による取消しを行ったときは、その旨を公示しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、指定研修実施機関に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(平一八政一五四・追加、平二三政三七六・旧第三十五条の十繰下)

### 第三節 介護老人保健施設

(平一一政三九三・節名追加、平一八政一五四・旧第二節繰下)

(介護老人保健施設に関する読替え)

第三十六条 法第五十五条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

医療法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項	医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者	医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者
第三十条	第二十四条第一項、第二十八条又は第二	介護保険法第百一条、第百二条第一項、第百三条第三項又は第

	十九条第一項若しくは第三項	百四条第一項
--	---------------	--------

(平一一政三九三・平一四政四・平一八政一五四・一部改正)

(法第百六条の政令で定める規定等)

第三十七条 法第百六条の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。

- 一 健康保険法、健康保険法施行令及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）の規定
- 二 船員保険法及び船員保険法施行令の規定
- 三 消防法、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定
- 四 医師法の規定（同法第十六条の二第一項及び第四項並びに第十六条の三に限る。）
- 五 歯科医師法の規定（同法第十六条の二第一項及び第四項並びに第十六条の三に限る。）
- 六 社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）の規定
- 七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定（同法第十九条の五、第十九条の十及び第二十九条第四項に限る。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）の規定（同令第二条の三第一項に限る。）
- 八 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）の規定
- 九 生活保護法の規定
- 十 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定
- 十一 地方税法の規定（同法第五百八十六条第二項第五号及び第七百一条の三十四第三項第九号に限る。）
- 十二 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定（同法第十条第一項第一号に限る。）
- 十三 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の規定（同法第二十四条

- 第一項第三号、第二十五条第一項、第二十七条第一項及び第二項並びに第四十四条の二第二項第一号に限る。) 及び自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)の規定
- 十四 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の規定(同法第二十二条第一項第一号に限る。)
- 十五 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二号)の規定
- 十六 国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法施行令の規定
- 十七 国民健康保険法、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)の規定
- 十八 地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法施行令の規定
- 十九 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の規定
- 二十 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)及び水源地域対策特別措置法施行令(昭和四十九年政令第二十七号)の規定
- 二十一 高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号)の規定
- 二十二 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の規定(同法第十六条第一項第一号に限る。)
- 二十三 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の規定(同法第八十九条第一項第一号に限る。)
- 二十四 法の規定
- 二十五 介護保険法施行法(以下「施行法」という。)の規定
- 二十六 教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)の規定
- 二十七 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の規定
- 二十八 防衛省組織令(昭和二十九年政令第七十八号)の規定

二十九 自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）の  
規定

三十 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定

三十一 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の規定

三十二 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の規定（同令  
第四条第五号、第三十三条第四号、第五号及び第七号並びに第三十四条第  
二号に限る。）

三十三 前各号に掲げるもののほか、勅令及び政令以外の命令の規定であつ  
て当該命令を発する者が定めるもの

2 法第百六条の政令で定める法令は、次の表の上欄に掲げる法令とし、同条  
の政令で定める介護老人保健施設は、同表の上欄に掲げる法令の規定中同表  
の中欄に掲げる字句について、それぞれ、同表の下欄に掲げる介護老人保健  
施設とする。

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十 八号）	病院	入所定員十九人以下
	診療所	入所定員二十人以上
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	病院	入所定員十九人以下
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害 の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百 号）及び公共用飛行場周辺における航空機騒音に よる障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十 二年政令第二百八十四号）	病院	入所定員十九人以下
	診療所	入所定員二十人以上
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五 十三年法律第二十六号）及び特定空港周辺航空機 騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第 三百五十五号）	病院	入所定員十九人以下
	診療所	入所定員二十人以上
がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法	病院	入所定員一人以上

律第百十一号) 及びがん登録等の推進に関する法律施行令 (平成二十七年政令第三百二十三号)		
駐車場法施行令 (昭和三十二年政令第三百四十号)	病院	入所定員十九人以下
水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号)	病院	入所定員十九人以下
瀬戸内海環境保全特別措置法施行令 (昭和四十八年政令第三百二十七号)	病院	入所定員十九人以下
勅令及び政令以外の命令であって、当該命令を発する者が定めるもの	病院	当該命令を発する者が定めるもの
	診療所	当該命令を発する者が定めるもの

(平一二政一二・平一二政一七五・平一二政三〇九・平一四政六〇・平一四政一〇二・平一五政七二・平一八政一五四・平一八政二八六・平一九政三・平一九政二三五・平二〇政一一六・平二三政六八・平二六政一三四・平二六政二五一・平二七政一三八・平二七政三二三・一部改正)

#### 第四節 介護サービス情報の公表

(平一八政一五四・追加)

(介護サービス情報の報告に関する計画等)

第三十七条の二 法第百十五条の三十五第一項の規定による介護サービス情報の報告(以下この条において「報告」という。)は、都道府県知事が毎年定める報告に関する計画に従い、行うものとする。

2 前項の計画には、都道府県知事が、その管轄する地域における介護サービス(法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスをいう。)の提供の状況を勘案し、報告の方法、期限その他の厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。

3 都道府県知事は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一八政一五四・追加、平二一政一〇・一部改正)

(指定調査機関の指定の基準)

第三十七条の三 都道府県知事は、指定調査機関（法第百十五条の三十六第一項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。）の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 申請者が、調査事務（法第百十五条の三十六第一項に規定する調査事務をいう。以下同じ。）を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 三 申請者の役員又は法人の種類に応じて厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 前号に定めるもののほか、申請者が、調査事務が不公正になるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 五 申請者が、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が、第三十七条の十第一項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- 七 申請者が、第三十七条の十一において準用する第三十七条の十第一項の規定により指定情報公表センター（法第百十五条の四十二第一項に規定する指定情報公表センターをいう。第三十七条の十一において同じ。）の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- 八 申請者の役員のうち、第五号に該当する者があるとき。

(平一八政一五四・追加、平二一政一〇・一部改正)

(指定調査機関の指定の公示等)

第三十七条の四 都道府県知事は、指定調査機関の指定をしたときは、当該指

定調査機関の名称及び住所並びに調査事務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(平一八政一五四・追加)

(調査の方法)

第三十七条の五 指定調査機関は、公正に、かつ、都道府県知事が毎年定める調査事務に関する計画に従い、調査事務を行わなければならない。

2 前項の計画には、調査事務の対象となる介護サービス事業者（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス事業者をいう。）の名称、調査を行うべき時期その他の厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。

3 都道府県知事は、調査事務の方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その方法を改善すべきことを命ずることができる。

(平一八政一五四・追加、平二一政一〇・一部改正)

(調査事務規程)

第三十七条の六 指定調査機関は、調査事務の開始前に、厚生労働省令で定める調査事務の実施に関する事項について調査事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定により認可をした調査事務規程が調査事務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(平一八政一五四・追加)

(調査員の要件)

第三十七条の七 法第百十五条の三十七第二項の政令で定める調査員（以下こ

の条において「調査員」という。)の要件は、都道府県知事又はその指定する者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下この条において「調査員養成研修」という。)の課程を修了し、当該都道府県知事が作成する調査員名簿に登録されていることとする。

- 2 都道府県知事は、前項の登録をした場合には、調査員登録証明書を作成し、当該登録に係る調査員に交付しなければならない。
- 3 調査員登録証明書を交付した都道府県知事は、調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の調査員名簿から削除するものとする。この場合において、当該都道府県知事は、当該者に対し、調査員登録証明書の返還を求めなければならない。
  - 一 虚偽又は不正の事実に基づいて調査員登録証明書の交付を受けた者
  - 二 法若しくは法に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者
  - 三 前二号に掲げる者のほか、調査員の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者
- 4 第一項の調査員養成研修を行う者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。
  - 一 法人であること。
  - 二 調査員養成研修を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。
  - 三 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。
    - イ 厚生労働省令で定める事項を変更するとき又は当該事業を廃止するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、都道府県知事の承認を受けること。
    - ロ 厚生労働省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届け出ること。
    - ハ 調査員養成研修を修了した者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。

ニ 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 調査員養成研修の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

5 都道府県知事は、調査員養成研修を行う者が、前項各号の要件を満たすことができなくなると認められるときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6 都道府県知事は、第一項の規定による指定及び前項の規定による取消しを行ったときは、その旨を公示しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、調査員養成研修に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(平一八政一五四・追加、平二一政一〇・一部改正)

(改善命令)

第三十七条の八 都道府県知事は、指定調査機関が第三十七条の三第二号から第四号までのいずれかに該当するに至ったと認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務の運営を改善するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(平一八政一五四・追加)

(指定調査機関の業務の休廃止の許可の公示)

第三十七条の九 都道府県知事は、法第百十五条の四十一の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(平一八政一五四・追加、平二一政一〇・一部改正)

(指定調査機関の指定の取消し等)

第三十七条の十 都道府県知事は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定調査機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定調査機関が、不正の手段により、法第百十五条の三十六第一項の指定を受けたとき。
  - 二 指定調査機関が、第三十七条の三第一号、第五号、第七号及び第八号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - 三 指定調査機関が、第三十七条の四第二項又は第三十七条の六第一項の規定に違反したとき。
  - 四 指定調査機関が、第三十七条の五第三項、第三十七条の六第二項又は第三十七条の八の規定による命令に違反したとき。
  - 五 指定調査機関が、第三十七条の六第一項の認可を受けた調査事務規程によらないで調査事務を行ったとき。
  - 六 指定調査機関が、調査事務に関し著しく不適當な行為をしたとき。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は調査事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(平一八政一五四・追加、平二一政一〇・一部改正)

(指定情報公表センターの指定等についての準用)

第三十七条の十一 第三十七条の三、第三十七条の四第一項及び第三十七条の十の規定は指定情報公表センターの指定について、第三十七条の四第二項及び第三項、第三十七条の五、第三十七条の六、第三十七条の八並びに第三十七条の九の規定は指定情報公表センターについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条の三	第百十五条の三十六第一項	第百十五条の四十二第一項
	調査事務	情報公表事務
第三十七条の四第一項及び第二項	調査事務	情報公表事務
第三十七条の四第三	前項	第三十七条の十一において準用

項		する前項
第三十七条の五第一項	調査事務	情報公表事務
第三十七条の五第二項	前項	第三十七条の十一において準用する前項
	調査事務	情報公表事務
	調査を	公表を
第三十七条の五第三項	調査事務	情報公表事務
第三十七条の六第一項	調査事務の	情報公表事務の
	調査事務規程	情報公表事務規程
第三十七条の六第二項	前項	第三十七条の十一において準用する前項
	調査事務規程	情報公表事務規程
	調査事務の	情報公表事務の
第三十七条の八	第三十七条の三第二号から第四号まで	第三十七条の十一において準用する第三十七条の三第二号から第四号まで
	調査事務	情報公表事務
第三十七条の九	第百十五条の四十一	第百十五条の四十二第三項において準用する法第百十五条の四十一
第三十七条の十第一項	調査事務の	情報公表事務の
	第百十五条の三十六第一項	第百十五条の四十二第一項

	第三十七条の三第一号、第五号、第七号及び第八号	第三十七条の十一において準用する第三十七条の三第一号、第五号、第六号及び第八号
	第三十七条の四第二項又は第三十七条の六第一項	第三十七条の十一において準用する第三十七条の四第二項又は第三十七条の六第一項
	第三十七条の五第三項、第三十七条の六第二項又は第三十七条の八	第三十七条の十一において準用する第三十七条の五第三項、第三十七条の六第二項又は第三十七条の八
	第三十七条の六第一項	第三十七条の十一において準用する第三十七条の六第一項
	調査事務規程	情報公表事務規程
	調査事務を	情報公表事務を
	調査事務に	情報公表事務に
第三十七条の十第二項	前項	第三十七条の十一において準用する前項
	調査事務	情報公表事務

(平一八政一五四・追加、平二一政一〇・一部改正)

(指定情報公表センターに関する読替え)

第三十七条の十二 法第一百五十五条の四十二第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一百五十五条の三十八第一項	次項	第一百五十五条の四十二第三項において準用する次項
第一百五十五条の四十第	前項	第一百五十五条の四十二第三項にお

二項	いて準用する前項
----	----------

(平一八政一五四・追加、平二一政一〇・平二三政三七六・一部改正)

## 第五章 地域支援事業

(平一八政二八・追加、平一八政一五四・旧第四章の二繰下)

(地域支援事業の額)

第三十七条の十三 平成二十七年度の法第一百五十五条の四十五第四項の政令で定める額（同条に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち同条第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ 当該市町村における（１）に掲げる額から（２）に掲げる額を控除して得た額

（１） 平成二十六年特定予防給付費額及び平成二十六年介護予防等事業費額の合算額に平成二十七年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

（２） 平成二十七年度の経過的特定予防給付費額

ロ 当該市町村における（１）に掲げる額から（２）に掲げる額を控除して得た額

（１） 平成二十六年の予防給付費額及び平成二十六年介護予防等事業費額の合算額に平成二十七年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

（２） 平成二十七年度の予防給付費額

二 平成二十七年度において特定事情市町村と認められた市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ 当該市町村における前号イ（１）に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号イ（２）に掲げる額を控除して得た額

- ロ 当該市町村における前号ロ（１）に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号ロ（２）に掲げる額を控除して得た額
- 2 平成二十八年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - 一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額
    - イ 当該市町村における（１）に掲げる額から（２）に掲げる額を控除して得た額
      - （１） 前項第一号イ（１）に掲げる額に平成二十八年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額
      - （２） 平成二十八年度の経過的特定予防給付費額
    - ロ 当該市町村における（１）に掲げる額から（２）に掲げる額を控除して得た額
      - （１） 前項第一号ロ（１）に掲げる額に平成二十八年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額
      - （２） 平成二十八年度の予防給付費額
  - 二 平成二十七年度又は平成二十八年度において特定事情市町村と認められた市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額
    - イ 当該市町村における前号イ（１）に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号イ（２）に掲げる額を控除して得た額
    - ロ 当該市町村における前号ロ（１）に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号ロ（２）に掲げる額を控除して得た額
- 3 平成二十九年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ 当該市町村における（１）に掲げる額から（２）に掲げる額を控除して得た額

（１） 前項第一号イ（１）に掲げる額に平成二十九年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

（２） 平成二十九年度の経過的特定予防給付費額

ロ 当該市町村における（１）に掲げる額から（２）に掲げる額を控除して得た額

（１） 前項第一号ロ（１）に掲げる額に平成二十九年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

（２） 平成二十九年度の予防給付費額

二 平成二十七年度から平成二十九年度までのいずれかの年度において特定事情市町村と認められた市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ 当該市町村における前号イ（１）に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号イ（２）に掲げる額を控除して得た額

ロ 当該市町村における前号ロ（１）に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号ロ（２）に掲げる額を控除して得た額

4 平成三十年度以後の各年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ 当該市町村における前項第一号イ（１）に掲げる額に平成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

ロ 当該市町村における（１）に掲げる額から（２）に掲げる額を控除して得た額

（１） 前項第一号ロ（１）に掲げる額に平成三十九年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

（２） 当該年度の予防給付費額

二 平成二十七年度から平成二十九年度までのいずれかの年度において特定事情市町村と認められた市町村 前号に定める額又は次のイ若しくはロに掲げる額のうち最も高い額

イ 当該市町村における平成二十九年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び経過的特定予防給付費額の合算額に平成三十九年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

ロ 当該市町村における（１）に掲げる額から（２）に掲げる額を控除して得た額

（１） 平成二十九年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び予防給付費額の合算額に平成三十九年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

（２） 前号ロ（２）に掲げる額

5 前各項の規定にかかわらず、災害による居宅要支援被保険者等（法第一百五十五条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）の数の増加、法第八条の二第二項に規定する介護予防の効果が高い新たな事業の実施その他の特別な事情により当該年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額が前各項に規定する額を超えると厚生労働大臣が認める市町村における同年度の法第一百五十五条の四十五第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）は、前各項に規定する額に当該市町村における特別な事情により増加する介護予防・日常生活支援総合事業費額の範囲内において厚生労働大臣が認める額を加えて得た額とする。

6 平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度の法第一百五十五条の四十五

第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業を除く事業に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる市町村以外の市町村 当該市町村における次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二十六年介護予防等事業以外上限額に平成二十七年から当該年度までの各年度の第一号被保険者数変動率を乗じて得た額

ロ 当該年度の特定包括的支援事業費額として厚生労働大臣が認める額

二 当該年度において介護給付費等適正化推進市町村と認められた市町村 当該市町村における次のイからハまでに掲げる額の合算額

イ 任意事業平均的費用額に当該年度の第一号被保険者数を乗じて得た額

ロ 地域包括支援センター平均的運営費額に、当該年度の第一号被保険者数を地域包括支援センター標準的利用第一号被保険者数で除して得た率（当該率が〇・五未満であるときは、〇・五）を乗じて得た額

ハ 当該年度の特定包括的支援事業費額として厚生労働大臣が認める額

7 平成三十年度以後の各年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業を除く事業に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる市町村以外の市町村 当該市町村における次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二十六年介護予防等事業以外上限額に平成二十七年から当該年度までの各年度の第一号被保険者数変動率を乗じて得た額

ロ 当該年度の特定包括的支援事業費額として厚生労働大臣が認める額

二 平成二十九年度において介護給付費等適正化推進市町村と認められた市町村 当該市町村における次のイからハまでに掲げる額の合算額

イ 任意事業平均的費用額に当該年度の第一号被保険者数を乗じて得た額

ロ 地域包括支援センター平均的運営費額に、当該年度の第一号被保険者

数を地域包括支援センター標準的利用第一号被保険者数で除して得た率  
(当該率が〇・五未満であるときは、〇・五) を乗じて得た額

ハ 当該年度の特定包括的支援事業費額として厚生労働大臣が認める額

8 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 医療介護総合確保推進法 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）をいう。

二 第三号旧介護保険法 医療介護総合確保推進法附則第九条に規定する第三号旧介護保険法をいう。

三 平成二十六年特定予防給付費額 各市町村における平成二十六年の第三号旧介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護、同条第七項に規定する介護予防通所介護及び同条第十八項に規定する介護予防支援に係る予防給付に要した費用の額をいう。

四 平成二十六年介護予防等事業費額 各市町村における平成二十六年の第三号旧介護保険法第二百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業（第十一号において「介護予防等事業」という。）に要した費用の額をいう。

五 七十五歳以上被保険者数変動率 各市町村における七十五歳以上の被保険者の数の変動率として厚生労働省令で定めるところにより算定する率をいう。

六 経過的特定予防給付費額 各市町村における次のイからハまでに掲げる法の規定による保険給付に要する費用の額の合算額をいう。

イ 当該市町村の医療介護総合確保推進法附則第十一条の厚生労働省令で定める者に対する同条の規定によりなおその効力を有するものとされた第三号旧介護保険法第八条の二第一項、第二項及び第七項、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十四条第三項の規定に係る保険給付

ロ 当該市町村の被保険者に対する医療介護総合確保推進法附則第十四条

第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた第三号旧介護保険法第八条の二第一項、第二項及び第七項、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十四条第三項の規定に係る保険給付（イに掲げる保険給付を除く。）

ハ 当該市町村の被保険者に対する法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援に係る保険給付

七 予防給付費額 各市町村における予防給付に要する費用の額をいう。

八 特定事情市町村 介護予防・日常生活支援総合事業を効率的に実施する体制の確保が困難な事情がある市町村その他平成二十七年度から平成二十九年度までのいずれかの年度において当該市町村における当該年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額を同年度の第一項第一号、第二項第一号又は第三項第一号に定める額の範囲内にすることが困難な事情があると厚生労働大臣が認める市町村をいう。

九 調整率 百分の百十を各市町村における平成二十七年度の七十五歳以上被保険者数変動率で除して得た率（当該率が一未満であるときは、一）をいう。

十 介護予防・日常生活支援総合事業費額 各市町村における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額をいう。

十一 平成二十六年度介護予防等事業以外上限額 各市町村における平成二十六年度の地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第百三十八号）第二条の規定による改正前の第三十七条の十三第一項の地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に係る政令で定める額（平成二十六年度において同条第三項第一号の規定の適用を受けた市町村にあつては、同号の地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に係る政令で定める額）をいう。

十二 第一号被保険者数変動率 各市町村における第一号被保険者の数の変動率として厚生労働省令で定めるところにより算定する率をいう。

十三 特定包括的支援事業費額 各市町村における法第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業及び法第百十五条の四十八第一項に規定する会議を行う事業に要する費用の額をいう。

十四 介護給付費等適正化推進市町村 介護給付及び予防給付に要する費用の適正化を積極的に推進していることその他の厚生労働省令で定める要件に該当すると厚生労働大臣が認める市町村をいう。

十五 任意事業平均的費用額 法第百十五条の四十五第三項各号に掲げる事業に要する費用の額の第一号被保険者一人当たりの一年間の全国の平均額として厚生労働省令で定める額をいう。

十六 第一号被保険者数 各市町村における第一号被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定する数をいう。

十七 地域包括支援センター平均的運営費額 法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（次号において「地域包括支援センター」という。）一施設当たりの一年間の運営に要する費用の額の全国の平均額として厚生労働省令で定める額をいう。

十八 地域包括支援センター標準的利用第一号被保険者数 地域包括支援センター一施設当たりの第一号被保険者の利用者数の全国の標準的な人数として厚生労働省令で定める数をいう。

（平二七政二六九・全改）

（地域包括支援センターに関する読替え）

第三十七条の十四 法第百十五条の四十六第十一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十九条の十四第一項	厚生労働大臣	市町村長
	第六十九条の十一第一項	当該市町村又は第百十五条の四

	の登録を	十七第一項の委託を受けた者が 地域包括支援センターを設置
	登録を受けた者	地域包括支援センターの設置者
	主たる事務所	当該地域包括支援センター
	登録をした日	地域包括支援センターを設置した日
第六十九条の第十四第二項	登録試験問題作成機関	地域包括支援センターの設置者 (第百十五条の四十七第一項の委託を受けた者に限る。)
	主たる事務所	当該地域包括支援センター
	厚生労働大臣及び第六十九条の十一第一項の規定により登録試験問題作成機関にその試験問題作成事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)	市町村長
第六十九条の第十四第三項	厚生労働大臣	市町村長
	前項	当該市町村が設置した地域包括支援センターについてその名称若しくは所在地に変更があるとき、又は第百十五条の四十六第十一項において準用する前項

(平一八政一五四・追加、平二一政一〇・平二三政三七六・平二五政一八三・平二七政一三八・一部改正)  
(地域包括支援センターの職員に対する研修)

第三十七条の十五 地域包括支援センター（法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下この項において同じ。）の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、その職員に対し、地域包括支援センターの業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための研修を受けさせなければならない。

2 前項の研修は、厚生労働大臣が定める基準に従い、都道府県知事が行うものとする。

（平一八政一五四・追加、平二一政一〇・平二三政三七六・一部改正）

（住所地特例適用被保険者に係る地域支援事業に要する費用の負担金）

第三十七条の十六 法第百二十四条の三の規定による負担金は、市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者（法第十三条第三項に規定する住所地特例適用被保険者をいう。以下同じ。）が入所又は入居（次項において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下同じ。）の所在する施設所在市町村（法第十三条第三項に規定する施設所在市町村をいう。以下同じ。）に対して、厚生労働省令で定めるところにより、各年度、負担するものとする。

2 法第百二十四条の三の規定により市町村が負担する額は、市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者が入所等をしている住所地特例対象施設の所在する施設所在市町村が行う地域支援事業に要する費用のうち、次に掲げる費用の合算額とする。

一 法第百十五条の四十五の三第二項に規定する第一号事業支給費（当該住所地特例適用被保険者に係るものに限る。）

二 法第百十五条の四十五第一項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業（法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者によるものを除く。）に要する費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した費用（当該住所地特例適用被保険者に係るものに限る。）

（平二七政一三八・追加）

## 第六章 保険料

(平一八政一五四・旧第五章繰下)

(保険料率の算定に関する基準)

第三十八条 各年度における保険料率に係る法第二百二十九条第二項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合(市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であつて、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合)を乗じて得た額であることとする。

一 次のいずれかに該当する者 十分の五

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの(ロに該当する者を除く。)

(1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者(以下この項及び次条第一項において「市町村民税世帯非課税者」という。)

(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

ロ 被保護者

ハ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの

ニ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。)

二 次のいずれかに該当する者 十分の七・五

イ 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下であり、かつ、前号に該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 十分の七・五

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 十分の九

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 十分の十

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない

もの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

六 次のいずれかに該当する者 十分の十二

イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

七 次のいずれかに該当する者 十分の十三

イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

八 次のいずれかに該当する者 十分の十五

イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

九 前各号のいずれにも該当しない者 十分の十七

2 前項の基準額は、計画期間（法第百四十七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。以下同じ。）ごとに、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を補正第一号被保険者数で除して得た額を基準として算定する

ものとする。

3 前二項の保険料収納必要額（以下「保険料収納必要額」という。）は、計画期間における各年度の第一号に掲げる額の合算額の見込額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。

一 介護給付及び予防給付に要する費用の額、市町村特別給付に要する費用の額、地域支援事業に要する費用の額、保健福祉事業に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額、法第一百四十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額並びにその他の介護保険事業に要する費用（介護保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合算額

二 法第二百一十一条、第二百三十三条第一項及び第二項並びに第二百二十四条の規定による負担金、法第二百二十二条の規定による調整交付金、法第二百二十二条の二並びに法第二百三十三条第三項及び第四項の規定による交付金、法第二百五十五条の規定による介護給付費交付金、法第二百六条の規定による地域支援事業支援交付金、法第二百七条及び第二百八条の規定による補助金その他介護保険事業に要する費用のための収入（法第二百二十四条の二第一項の規定による繰入金及び介護保険の事務の執行に要する費用に係るものを除く。）の額の合算額

4 第二項の予定保険料収納率は、計画期間における各年度に賦課すべき保険料の額の総額の合算額に占めるこれらの年度において収納する保険料の見込総額の合算額の割合として厚生労働省令で定める基準に従い算定される率とする。

5 第二項の補正第一号被保険者数は、計画期間における各年度について第一項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、それぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が第一項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）を乗じて得た数を合計した数を当該計画期間について合算した数とする。

6 第一項第六号の基準所得金額は、同項第七号の基準所得金額未満の額であ

って、全ての市町村に係る同項第六号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数と、全ての市町村に係る同項第七号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数との均衡が図られること等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。

7 第一項第七号の基準所得金額は、全ての市町村に係る第一号から第三号までに掲げる規定に該当する第一号被保険者数の見込数に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た数を合算した数と、全ての市町村に係る第四号及び第五号に掲げる規定に該当することとなる第一号被保険者数の見込数に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た数を合算した数との均衡が図られること等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。

- 一 第一項第一号 十分の五
- 二 第一項第二号及び第三号 十分の二・五
- 三 第一項第四号 十分の一
- 四 第一項第六号及び第七号 十分の二・五
- 五 第一項第八号及び第九号 十分の六

8 第一項第八号の基準所得金額は、同項第七号の基準所得金額を超える額であって、全ての市町村に係る同項第八号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数と、全ての市町村に係る同項第九号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数との均衡が図られること等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保するこ

とができるよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。

9 法第百四十八条第一項の規定に基づき市町村相互財政安定化事業を行う市町村について第二項から第五項までの規定を適用する場合においては、第二項中「計画期間（法第百四十七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。」とあるのは「事業実施期間（法第百四十八条第二項に規定する事業実施期間をいう。」と、第三項中「計画期間」とあるのは「事業実施期間」と、同項第一号中「償還に要する費用の額」とあるのは「償還に要する費用の額、市町村相互財政安定化事業（法第百四十八条第一項に規定する市町村相互財政安定化事業をいう。以下この条において同じ。）により負担する費用の額」と、同項第二号中「補助金」とあるのは「補助金、市町村相互財政安定化事業により交付される費用の額」と、第四項及び第五項中「計画期間」とあるのは「事業実施期間」とする。

10 第一項第一号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から十分の〇・五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

（平一二政一二・平一二政三〇九・平一八政二八・平二六政三九七・平二七政二一一・一部改正）

（特別の基準による保険料率の算定）

第三十九条 前条第一項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第九号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

一 次のいずれかに該当する者 十分の五を標準として市町村が定める割合

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの（ロに該当する者を除く。）

(1) 市町村民税世帯非課税者

(2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

ロ 被保護者

ハ 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの

ニ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 十分の七・五を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下であり、かつ、前号に該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 十分の七・五を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 十分の九を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 十分の十を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。）

六 次のいずれかに該当する者 十分の十を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第

一号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。）

七 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（一号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。）

八 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（一号イ（（１）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

九 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（一号イ（（１）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

十 前各号のいずれにも該当しない者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

2 市町村は、前項の規定により、同項各号に定める割合、同項第六号イ、第七号イ、第八号イ及び第九号イに規定する額並びに同項第九号に掲げる第一

号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分する場合には当該合計所得金額及び当該区分に応じて定める割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の基準額の算定について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項各号」とあるのは「次条第一項各号」と、「標準割合（市町村が第一項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）」とあるのは「割合」と読み替えるものとする。

4 前条第九項の規定は、法第百四十八条第一項の規定に基づき市町村相互財政安定化事業を行う市町村について前項の規定を適用する場合において準用する。

5 第一項第一号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の〇・五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

（平一八政二八・平二六政三九七・平二七政二一一・一部改正）

（法第百三十一条に規定する政令で定める年金給付等）

第四十条 法第百三十一条に規定する政令で定める年金たる給付は次のとおりとする。

- 一 国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び同法附則第九条の三第一項による老齢年金
- 二 昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（第四十二条において「旧国民年金法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び障害年金
- 三 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金及び遺族厚生年金
- 四 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（第四十二条において「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、

通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金及び通算遺族年金

2 法第百三十一条に規定する政令で定める年金たる給付に類する給付は、次のとおりとする。

- 一 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（第四十二条において「旧船員保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、障害年金及び遺族年金
- 二 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項及び第四十二条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- 三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- 四 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（第四十二条において「旧国共済法」という。）及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- 五 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- 六 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- 七 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第四十二条において「旧地共済法」という。）及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定

による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

八 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

九 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（第四十二条において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

十 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。次号において「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び遺族共済年金

十一 移行農林年金（平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

（平一四政四三・平一六政二九七・平一八政一五四・平二〇政一一六・平二一政二九六・平二七政三四二・一部改正）

（特別徴収の対象となる年金額）

第四十一条 法第百三十四条第一項第一号及び第二項から第六項までに規定する政令で定める額は、十八万円とする。

（平一八政二八五・一部改正）

（年金保険者の市町村に対する通知の経由の順序）

第四十一条の二 法第百三十四条第七項（法第百三十七条第九項（法第百四十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第百三十八条第四項（法第百四十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項に

において準用する場合を含む。)並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)において準用する場合においては、法第百三十四条第七項に規定する年金保険者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人(以下「指定法人」という。)及び同条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)の順に經由して行われるよう指定法人に伝達することにより、これらを經由して当該通知を行うものとする。

2 法第百三十四条第九項(法第百三十七条第九項(法第百四十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。))及び第百三十八条第四項(法第百四十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。))並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。))において準用する場合においては、法第百三十四条第八項に規定する年金保険者は、指定法人及び連合会の順に經由して行われるよう指定法人に伝達することにより、これらを經由して当該通知を行うものとする。

3 法第百三十四条第十項(法第百三十七条第九項(法第百四十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第百三十八条第四項(法第百四十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。))並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。))において準用する場合においては、法第百三十四条第八項に規定する地方公務員共済組合は、地方公務員共済組合連合会、指定法人及び連合会の順に經由して行われるよう地方公務員共済組合連合会に伝達することにより、これらを經由して当該通知を行うものとする。

(平一九政三二四・追加、平二一政三一〇・一部改正)

(特別徴収対象年金給付の順位)

第四十二条 法第百三十五条第六項の規定により、同一の同条第五項に規定する特別徴収対象被保険者について同条第六項に規定する特別徴収対象年金給付が二以上ある場合においては、次に掲げる順序に従い、先順位の老齢等年金給付（法第百三十一条に規定する老齢等年金給付をいう。以下この条において同じ。）について保険料を徴収させるものとする。ただし、新たに先順位となるべき老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該老齢等年金給付の支払を受けることとなったときは、当該裁定のあった日の属する年度の翌年度の九月三十日までの間は、現に徴収させている当該老齢等年金給付について引き続き保険料を徴収させるものとする。

- 一 国民年金法による老齢基礎年金
- 二 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
- 三 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
- 四 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
- 五 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 六 国民年金法による障害基礎年金
- 七 厚生年金保険法による障害厚生年金（政府が支給するものに限る。）
- 八 旧国民年金法による障害年金
- 九 旧厚生年金保険法による障害年金
- 十 旧船員保険法による障害年金
- 十一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十二 旧国共済法による障害年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規

定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。)

十三 国民年金法による遺族基礎年金

十四 厚生年金保険法による遺族厚生年金（政府が支給するものに限る。）

十五 旧厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金

十六 旧船員保険法による遺族年金

十七 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）

十八 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）

十九 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（第五号に掲げる年金を除く。）

二十 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第二号に定める者に限る。第二十四号において「第二号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）

二十一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（第十一号に掲げる年金を除く。）

二十二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

二十三 旧国共済法による障害年金（第十二号に掲げる年金を除く。）

二十四 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第二号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）

二十五 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金（第十七号に掲げる年金を除く。）

二十六 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金

- 二十七 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（第十八号に掲げる年金を除く。）
- 二十八 移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
- 二十九 移行農林共済年金のうち障害共済年金
- 三十 移行農林年金のうち障害年金
- 三十一 移行農林共済年金のうち遺族共済年金
- 三十二 移行農林年金のうち遺族年金又は通算遺族年金
- 三十三 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
- 三十四 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第四号に定める者に限る。第三十七号において「第四号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）
- 三十五 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金
- 三十六 旧私学共済法による障害年金
- 三十七 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第四号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
- 三十八 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち遺族共済年金
- 三十九 旧私学共済法による遺族年金又は通算遺族年金
- 四十 旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
- 四十一 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第三号に定める者に限る。第四十五号において「第三号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）
- 四十二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金
- 四十三 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金
- 四十四 旧地共済法による障害年金

四十五 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第三号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）

四十六 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金

四十七 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金

四十八 旧地共済法による遺族年金又は通算遺族年金

（平一四政四三・平一八政一五四・平一八政二八五・平一九政三二四・平二一政二九六・平二七政三四二・一部改正）

（市町村の年金保険者に対する通知の経由の順序）

第四十二条の二 法第三百三十六条第四項（法第三百三十八条第二項（法第四百四条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）、第四百十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第四百十一条第二項並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の通知は、連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これらを経由してしなければならない。

2 法第三百三十六条第五項（法第三百三十八条第二項（法第四百十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）、第四百十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第四百十一条第二項並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の通知は、連合会、指定法人及び厚生労働大臣の順に経

由して行われるよう連合会に伝達することにより、これらを経由してしなければならない。

- 3 法第百三十六条第六項（法第百三十八条第二項（法第百四十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。））、第百四十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十一条第二項並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の通知は、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これらを経由してしなければならない。

（平一九政三二四・追加、平二一政三一〇・一部改正）

（特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合等における市町村による通知に関する読替え）

第四十三条 法第百三十八条第二項（法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による法第百三十六条第四項から第八項までの規定の準用については、同条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第百三十八条第一項（第百四十条第三項において準用する場合を含む。）」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第百三十八条第一項（第百四十条第三項において準用する場合を含む。）」と、「第五項」とあるのは「第百三十八条第二項（第百四十条第三項において準用する場合を含む。）において準用する第五項」と、同条第八項中「前項」とあるのは「第百三十八条第二項（第百四十条第三項において準用する場合を含む。）において準用する前項」と読み替えるものとする。

(平一二政三〇九・平一八政一五四・平一八政二八五・平二一政三一

〇・一部改正)

(仮徴収に関する読替え)

第四十四条 法第百四十条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句（法第百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合）	読み替える字句（法第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合）
第百三十六条第一項	第百三十四条第一項の規定による通知が行われた場合において、前条第一項並びに第五項及び第六項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするとき	第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において	第百四十条第二項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得

			の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。)
第百三十六条第三項	第一項	第百四十条第三項において準用する第一項	第百四十条第三項において準用する第一項
	年の八月三十一日まで	年の前年の八月三十一日まで	年の四月二十日まで
第百三十六条第四項から第六項まで	第一項	第百四十条第三項において準用する第一項	第百四十条第三項において準用する第一項
	年の七月三十一日まで	年の前年の七月三十一日まで	年の四月二十日まで
第百三十六条第七項	第一項	第百四十条第三項において準用する第一項	第百四十条第三項において準用する第一項
	第五項	同条第三項において準用する第五項	同条第三項において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	第百四十条第三項において準用する前項	第百四十条第三項において準用する前項
第百三十七条第一項	前条第一項	第百四十条第三項において準用する前条第一項	第百四十条第三項において準用する前条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
	当該年の十月一日	当該年度の初日から	当該年の六月一日か

	から翌年三月三十一日まで	その日の属する年の五月三十一日まで	ら九月三十日まで
第百三十七条第二項	前項	第百四十条第三項において準用する前項	第百四十条第三項において準用する前項
第百三十七条第三項	第一項	第百四十条第三項において準用する第一項	第百四十条第三項において準用する第一項
第百三十七条第五項	前項	第百四十条第三項において準用する前項	第百四十条第三項において準用する前項
第百三十七条第六項	第一項	第百四十条第三項において準用する第一項	第百四十条第三項において準用する第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十七条第七項	第一項	第百四十条第三項において準用する第一項	第百四十条第三項において準用する第一項
第百三十七条第八項	前項	第百四十条第三項において準用する前項	第百四十条第三項において準用する前項
第百三十七条第九項	第五項	第百四十条第三項において準用する第五項	第百四十条第三項において準用する第五項
	同条第十二項	第百三十四条第十二項	第百三十四条第十二項
	第六項	第百四十条第三項において準用する第六項	第百四十条第三項において準用する第六項

第百三十八条第一項	第百三十六条第一項	第百四十条第三項において準用する第百三十六条第一項	第百四十条第三項において準用する第百三十六条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十八条第二項	前項	第百四十条第三項において準用する前項	第百四十条第三項において準用する前項
第百三十八条第三項	第一項	第百四十条第三項において準用する第一項	第百四十条第三項において準用する第一項
	特別徴収対象保険料額	第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額	第百四十条第二項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額
第百三十八条第四項及び第百三十九条第三項	前項	第百四十条第三項において準用する前項	第百四十条第三項において準用する前項

(平一一政三九三・平一八政一五四・平一八政二八五・平一九政三二四・平二一政三一〇・一部改正)

(介護保険施設に入所中の被保険者の特例に関する技術的読替え)

第四十五条 法第百四十一条第二項の規定による法第百三十六条第四項から第八項までの規定の準用については、同条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第百四十一条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「速やかに」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第百四十一条第一項」と、「第五項」とあるのは「同条第二項において準用する第五項」と、同条第八項中「前項」とあるのは「第百四十一条第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(平一一政三九三・平二一政三一〇・一部改正)

(四月一日後の事項の通知に係る特別徴収額の通知等の取扱い)

第四十五条の二 法第百三十六條から第百三十八條まで（法第百三十七條第四項及び第五項並びに第九項（同條第五項に係る部分に限る。）を除く。）及び第百四十條の規定は、法第百三十四條第二項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第二項並びに第五項及び第六項（同條第二項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十六條第一項	第百三十四條第一項	第百三十四條第二項
	前條第一項	前條第二項
	同條第一項	同條第二項
第百三十六條第二項	前項	介護保険法施行令（以下「令」という。） 第四十五条の二第一項において準用する前項
	から、前條第三項並びに第百四十條第一項及び第二項の規定により当該年の四月一日から九月三十日までの間に徴収される保険料額の合計額を控除して得た額を、当該年の十月一日	を、当該年の十二月一日
第百三十六條第三項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
	八月三十一日	十月二十日

第百三十六条第 四項から第六項 まで	第一項	令第四十五条の二第一項において準用 する第一項
	七月三十一日	十月二十日
第百三十六条第 七項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用 する第一項
	第五項	同条第一項において準用する第五項
第百三十六条第 八項	前項	令第四十五条の二第一項において準用 する前項
第百三十七条第 一項	前条第一項	令第四十五条の二第一項において準用 する前条第一項
	十月一日	十二月一日
第百三十七条第 二項	前項	令第四十五条の二第一項において準用 する前項
第百三十七条第 三項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用 する第一項
第百三十七条第 六項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用 する第一項
第百三十七条第 七項	第一項及び第四項	令第四十五条の二第一項において準用 する第一項
第百三十七条第 八項	前項	令第四十五条の二第一項において準用 する前項
第百三十七条第 九項	第百三十四条第七項 から第十三項までの 規定は第五項の規定 による通知について、 同条第十二項	第百三十四条第十二項
	第六項	令第四十五条の二第一項において準用

		する第六項
第百三十八条第一項	第百三十六条第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第百三十六条第一項
第百三十八条第二項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
	これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める	第百三十六条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十五条の二第一項において準用する第百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替えるものとする
第百三十八条第三項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
第百三十八条第四項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第百四十条第一項	十月一日	十二月一日
	第百三十六条第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第百三十六条第一項
第百四十条第二項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第百四十条第三項	前二項	令第四十五条の二第一項において準用する前二項
第百四十条第四項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用

項		する第一項
	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
	第二項	令第四十五条の二第一項において準用する第二項

2 前項において準用する法第四百十条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句（前項において準用する法第四百十条第一項の規定による特別徴収に係る場合）	読み替える字句（前項において準用する法第四百十条第二項の規定による特別徴収に係る場合）
第百三十六条第一項	第百三十四条第一項の規定による通知が行われた場合において、前条第一項並びに第五項及び第六項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするとき	令第四十五条の二第一項において準用する第四百十条第一項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において	令第四十五条の二第一項において準用する第四百十条第二項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額（当該額によることが適当

			でない)と認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。)
第百三十六条第三項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
	年の八月三十一日まで	年の前年の十月二十日まで	年の四月二十日まで
第百三十六条第四項から第六項まで	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
	年の七月三十一日まで	年の前年の十月二十日まで	年の四月二十日まで
第百三十六条第七項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
	第五項	同条第一項において準用する第五項	同条第一項において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第百三十七条第一項	前条第一項	令第四十五条の二第一項において準用す	令第四十五条の二第一項において準用す

		る前条第一項	る前条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
	当該年の十月一日から翌年三月三十一日まで	当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日まで	当該年の六月一日から九月三十日まで
第百三十七条第二項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第百三十七条第三項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
第百三十七条第五項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第百三十七条第六項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十七条第七項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
第百三十七条第八項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第百三十七条第九項	第五項	令第四十五条の二第二項において準用する第五項	令第四十五条の二第二項において準用する第五項

九項		一項において準用する第五項	一項において準用する第五項
	同条第十二項	第百三十四条第十二項	第百三十四条第十二項
	第六項	令第四十五条の二第一項において準用する第六項	令第四十五条の二第一項において準用する第六項
第百三十八条第一項	第百三十六条第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第百三十六条第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第百三十六条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十八条第二項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第百三十八条第三項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
	特別徴収対象保険料額	令第四十五条の二第一項において準用する第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額	令第四十五条の二第一項において準用する第百四十条第二項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額
第百三十八条第四項及び第百三	前項	令第四十五条の二第一項において準用す	令第四十五条の二第一項において準用す

十九条第三項		る前項	る前項
--------	--	-----	-----

(平一八政二八五・追加、平一九政三二四・平二一政三一〇・一部改正)

第四十五条の三 法第三百三十六條から第三百三十八條まで（法第三百三十七條第四項及び第五項並びに第九項（同條第五項に係る部分に限る。）を除く。）及び第三百四十條の規定は、法第三百三十四條第三項の規定による通知が行われた場合において、法第三百三十五條第二項並びに第五項及び第六項（同條第二項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三百三十六條第一項	第三百三十四條第一項	第三百三十四條第三項
	前條第一項	前條第二項
	同條第一項	同條第二項
第三百三十六條第二項	前項	介護保険法施行令（以下「令」という。） 第四十五条の三第一項において準用する前項
	から、前條第三項並びに第三百四十條第一項及び第二項の規定により当該年の四月一日から九月三十日までの間に徴収される保険料額の合計額を控除して得た額を、当該年の十月一日から翌年	を、当該年の翌年の二月一日から

第百三十六条第三項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
	八月三十一日	十二月二十日
第百三十六条第四項から第六項まで	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
	七月三十一日	十二月二十日
第百三十六条第七項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
	第五項	同条第一項において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百三十七条第一項	前条第一項	令第四十五条の三第一項において準用する前条第一項
	十月一日から翌年	翌年の二月一日から
第百三十七条第二項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百三十七条第三項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
第百三十七条第六項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
第百三十七条第七項	第一項及び第四項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
第百三十七条第八項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百三十七条第九項	第百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定	第百三十四条第十二項

	による通知について、 同条第十二項	
	第六項	令第四十五条の三第一項において準用 する第六項
第百三十八条第 一項	第百三十六条第一項	令第四十五条の三第一項において準用 する第百三十六条第一項
第百三十八条第 二項	前項	令第四十五条の三第一項において準用 する前項
	これらの規定に関し 必要な技術的読替え は、政令で定める	第百三十六条第四項から第六項までの 規定中「第一項」とあるのは「令第四十 五条の三第一項において準用する第百 三十八条第一項」と、「当該年度の初日 の属する年の七月三十一日までに」とあ るのは「特別徴収対象被保険者が被保険 者資格を喪失した場合その他同項に規 定する厚生労働省令で定める場合に該 当するに至ったときは、速やかに」と読 み替えるものとする
第百三十八条第 三項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用 する第一項
第百三十八条第 四項	前項	令第四十五条の三第一項において準用 する前項
第百四十条第一 項	十月一日から翌年の	翌年の二月一日から
	第百三十六条第一項	令第四十五条の三第一項において準用 する第百三十六条第一項
第百四十条第二 項	前項	令第四十五条の三第一項において準用 する前項

第百四十条第三項	前二項	令第四十五条の三第一項において準用する前二項
第百四十条第四項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
	第二項	令第四十五条の三第一項において準用する第二項

2 前項において準用する法第百四十条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句（前項において準用する法第百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合）	読み替える字句（前項において準用する法第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合）
第百三十六条第一項	第百三十四条第一項の規定による通知が行われた場合において、前条第一項並びに第五項及び第六項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするとき	令第四十五条の三第一項において準用する第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において	令第四十五条の三第一項において準用する第百四十条第二項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において

	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。）
第百三十六条第三項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
	年の八月三十一日まで	年の前年の十二月二十日まで	年の四月二十日まで
第百三十六条第四項から第六項まで	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
	年の七月三十一日まで	年の前年の十二月二十日まで	年の四月二十日まで
第百三十六条第七項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
	第五項	同条第一項において準用する第五項	同条第一項において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	令第四十五条の三第一項において準用す	令第四十五条の三第一項において準用す

		る前項	る前項
第百三十七条第一項	前条第一項	令第四十五条の三第一項において準用する前条第一項	令第四十五条の三第一項において準用する前条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
	当該年の十月一日から翌年三月三十一日まで	当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日まで	当該年の六月一日から九月三十日まで
第百三十七条第二項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百三十七条第三項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
第百三十七条第五項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百三十七条第六項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十七条第七項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
第百三十七条第	前項	令第四十五条の三第	令第四十五条の三第

八項		一項において準用する前項	一項において準用する前項
第百三十七条第九項	第五項	令第四十五条の三第一項において準用する第五項	令第四十五条の三第一項において準用する第五項
	同条第十二項	第百三十四条第十二項	第百三十四条第十二項
	第六項	令第四十五条の三第一項において準用する第六項	令第四十五条の三第一項において準用する第六項
第百三十八条第一項	第百三十六条第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第百三十六条第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第百三十六条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十八条第二項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百三十八条第三項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
	特別徴収対象保険料額	令第四十五条の三第一項において準用する第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によって徴	令第四十五条の三第一項において準用する第百四十条第二項の規定により特別徴収の方法によって徴

		収する保険料額	収する保険料額
第百三十八条第 四項及び第百三 十九条第三項	前項	令第四十五条の三第 一項において準用す る前項	令第四十五条の三第 一項において準用す る前項

(平一八政二八五・追加、平一九政三二四・平二一政三一〇・一部改正)

第四十五条の四 法第百三十六条から第百三十九条まで（法第百三十六条第二項及び第百三十七条第四項及び第五項並びに第九項（同条第五項に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、法第百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（法第百三十五条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によって徴収する場合を除く。）又は法第百三十四条第四項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項並びに第五項及び第六項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十六条第 一項	第百三十四条第一項	第百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（前条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によって徴収する場合を除く。）又は第百三十四条第四項
	前条第一項	前条第三項
	同条第一項	同条第三項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額（当該額に

		よることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。)
第百三十六条第三項	第一項	介護保険法施行令（以下「令」という。）第四十五条の四において準用する第一項
	八月三十一日	翌年の二月二十日
第百三十六条第四項から第六項まで	第一項	令第四十五条の四において準用する第一項
	七月三十一日	翌年の二月二十日
第百三十六条第七項	第一項	令第四十五条の四において準用する第一項
	第五項	同条において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	令第四十五条の四において準用する前項
第百三十七条第一項	前条第一項	令第四十五条の四において準用する前条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
	十月一日から翌年三月三十一日まで	四月一日から九月三十日まで
第百三十七条第二項	前項	令第四十五条の四において準用する前項
第百三十七条第三項	第一項	令第四十五条の四において準用する第一項
第百三十七条第六項	第一項	令第四十五条の四において準用する第一項

	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
第百三十七条第七項	第一項及び第四項	令第四十五条の四において準用する第一項
第百三十七条第八項	前項	令第四十五条の四において準用する前項
第百三十七条第九項	第百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項	第百三十四条第十二項
	第六項	令第四十五条の四において準用する第六項
第百三十八条第一項	第百三十六条第一項	令第四十五条の四において準用する第百三十六条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
第百三十八条第二項	前項	令第四十五条の四において準用する前項
	これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める	第百三十六条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十五条の四において準用する第百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替えるものとする

第百三十八条第三項	第一項	令第四十五条の四において準用する第一項
	特別徴収対象保険料額	第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額
第百三十八条第四項及び第百三十九条第三項	前項	令第四十五条の四において準用する前項

(平一八政二八五・追加、平一九政三二四・平二一政三一〇・一部改正)

第四十五条の五 法第百三十六條から第百三十九條まで（法第百三十六條第二項及び第百三十七條第四項及び第五項並びに第九項（同條第五項に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、法第百三十四條第五項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第三項並びに第五項及び第六項（同條第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十六條第一項	第百三十四條第一項	第百三十四條第五項
	前條第一項	前條第三項
	同條第一項	同條第三項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。）
第百三十六條第三項	第一項	介護保険法施行令（以下「令」という。） 第四十五条の五において準用する第一

		項
	八月三十一日	四月二十日
第百三十六条第 四項から第六項 まで	第一項	令第四十五条の五において準用する第 一項
	七月三十一日	四月二十日
第百三十六条第 七項	第一項	令第四十五条の五において準用する第 一項
	第五項	同条において準用する第五項
第百三十六条第 八項	前項	令第四十五条の五において準用する前 項
第百三十七条第 一項	前条第一項	令第四十五条の五において準用する前 条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
	十月一日から翌年三 月三十一日まで	六月一日から九月三十日まで
第百三十七条第 二項	前項	令第四十五条の五において準用する前 項
第百三十七条第 三項	第一項	令第四十五条の五において準用する第 一項
第百三十七条第 六項	第一項	令第四十五条の五において準用する第 一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
第百三十七条第 七項	第一項及び第四項	令第四十五条の五において準用する第 一項
第百三十七条第 八項	前項	令第四十五条の五において準用する前 項
第百三十七条第	第百三十四条第七項	第百三十四条第十二項

九項	から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項	
	第六項	令第四十五条の五において準用する第六項
第百三十八条第一項	第百三十六条第一項	令第四十五条の五において準用する第百三十六条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
第百三十八条第二項	前項	令第四十五条の五において準用する前項
	これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める	第百三十六条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十五条の五において準用する第百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替えるものとする
第百三十八条第三項	第一項	令第四十五条の五において準用する第一項
	特別徴収対象保険料額	第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額
第百三十八条第四項及び第百三	前項	令第四十五条の五において準用する前項

十九条第三項		
--------	--	--

(平一八政二八五・追加、平一九政三二四・平二一政三一〇・一部改正)

第四十五条の六 法第百三十六條から第百三十九條まで（法第百三十六條第二項及び第百三十七條第四項及び第五項並びに第九項（同條第五項に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、法第百三十四條第六項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第三項並びに第五項及び第六項（同條第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十六條第一項	第百三十四條第一項	第百三十四條第六項
	前條第一項	前條第三項
	同條第一項	同條第三項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額(当該額によることが適當でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。)
第百三十六條第三項	第一項	介護保険法施行令（以下「令」という。） 第四十五条の六において準用する第一項
	八月三十一日	六月二十日
第百三十六條第四項から第六項まで	第一項	令第四十五条の六において準用する第一項
	七月三十一日	六月二十日
第百三十六條第一項	第一項	令第四十五条の六において準用する第

七項		一項
	第五項	同条において準用する第五項
第百三十六條第八項	前項	令第四十五條の六において準用する前項
第百三十七條第一項	前條第一項	令第四十五條の六において準用する前條第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
	十月一日から翌年三月三十一日まで	八月一日から九月三十日まで
第百三十七條第二項	前項	令第四十五條の六において準用する前項
第百三十七條第三項	第一項	令第四十五條の六において準用する第一項
第百三十七條第六項	第一項	令第四十五條の六において準用する第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
第百三十七條第七項	第一項及び第四項	令第四十五條の六において準用する第一項
第百三十七條第八項	前項	令第四十五條の六において準用する前項
第百三十七條第九項	第百三十四條第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同條第十二項	第百三十四條第十二項
	第六項	令第四十五條の六において準用する第六項

第百三十八条第一項	第百三十六条第一項	令第四十五条の六において準用する第百三十六条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
第百三十八条第二項	前項	令第四十五条の六において準用する前項
	これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める	第百三十六条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十五条の六において準用する第百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替えるものとする
第百三十八条第三項	第一項	令第四十五条の六において準用する第一項
	特別徴収対象保険料額	第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額
第百三十八条第四項及び第百三十九条第三項	前項	令第四十五条の六において準用する前項

(平一八政二八五・追加、平一九政三二四・平二一政三一〇・一部改正)

(保険料の収納の委託)

第四十五条の七 市町村は、法第百四十四条の二に規定する保険料の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、第一号被保険者の見やすい方法により公表しなければならない。

2 法第百四十四条の二の規定により保険料の収納の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その収納した保険料を、その内容を示す計算書を添えて、当該市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 法第百四十四条の二の規定により保険料の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保険料の収納の事務について検査することができる。

（平一七政二九〇・追加、平一八政二八五・旧第四十五条の二繰下）

#### 第七章 審査請求

（平一八政一五四・旧第六章繰下）

（公益を代表する委員の員数の基準）

第四十六条 法第百八十四条に規定する保険審査会（以下「保険審査会」という。）の公益を代表する委員の員数に係る法第百八十五条第一項第三号に規定する政令で定める基準は、保険審査会の要介護認定又は要支援認定に係る審査請求の事件の件数その他の事情を勘案して、各都道府県が必要と認める数の法第百八十九条第二項に規定する合議体を保険審査会に設置することができる数であることとする。

（審査請求書の記載事項等）

第四十七条 法第百八十三条第一項の審査請求（法第二十二条第三項の規定による徴収金に関する処分に係るものを除く。）においては、次に掲げる事項を審査請求書に記載し、又は陳述しなければならない。

一 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所又は居所、生年月日及び被保険者証の番号

二 審査請求人が原処分の名宛人たる被保険者以外の者であるときは、審査請求人の被保険者との関係

（平二三政三七六・平二七政三九二・一部改正）

(移送の通知)

第四十八条 法第九十一条第二項の規定による通知は、移送の理由を記載した文書をもって行わなければならない。

(保険者等に対する通知)

第四十九条 法第九十三条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十一条第二項に規定する審査請求録取書の写しをもって行わなければならない。

(平二七政三九二・一部改正)

(裁決書の記載事項)

第五十条 法第八十三条第一項の審査請求についての裁決書には、次に掲げる事項（法第二十二条第三項の規定による徴収金に関する処分に係る審査請求にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。）の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所の所在地
- 二 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所又は居所、生年月日及び被保険者証の番号
- 三 審査請求人が原処分の名宛人たる被保険者以外の者であるときは、その氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所の所在地及び被保険者との関係
- 四 審査請求が代理人によってされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所又は居所
- 五 原処分をした保険者の名称及び事務所の所在地
- 六 裁決の主文
- 七 事案の概要
- 八 行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人の主張の要旨
- 九 裁決の理由
- 十 裁決の年月日

(平二三政三七六・平二七政三九二・一部改正)

(関係人に対する旅費等)

第五十一条 都道府県が法第九十四条第二項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるものとし、報酬については、条例の定めるところによる。

## 第八章 雑則

(平一八政一五四・追加)

(事業の実施状況の報告)

第五十一条の二 法第九十七条の二の規定による事業の実施の状況の報告は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事又は連合会及び指定法人を経由して行うものとする。

(平一八政一五四・追加、平一九政三二四・一部改正)

(大都市等の特例)

第五十一条の三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第二百三条の二の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の三十一の四に定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）において、法第二百三条の二の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の四十九の十一の二に定めるところによる。

(平二三政三七六・追加)

## 第九章 施行法の経過措置に関する規定

(平一八政一五四・旧第七章繰下)

(施行法第一条第一項の政令で定める日)

第五十二条 施行法第一条第一項の政令で定める日は、平成十八年三月三十一日とする。

(平一七政二九〇・全改)

(施行法第十六条第一項第一号の政令で定める額)

第五十三条 施行法第十六条第一項第一号の政令で定める額は、十八万円とする。

(施行日前の特別徴収に係る年金保険者の市町村に対する通知に関する読替え)

第五十四条 施行法第十六条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百三十四条第二項	前項	介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）第十六条第一項
第百三十四条第三項	第一項	施行法第十六条第一項
第百三十四条第四項	第百三十六條	施行法第十六条第四項において準用する法第百三十六條（第二項を除く。）

(平一一政三九三・一部改正)

(平成十二年度における特別徴収の仮徴収の額)

第五十五条 施行法第十六条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、平成十二年度を初年度とする事業運営期間におけるすべての市町村に係る第三十八条第一項の基準額の見込額の平均の二分の一に相当する額を、平成十二年四月一日から九月三十日までの間における施行法第十六条第一項の規定による通知に係る老齢退職年金給付の支払の回数で除して得た額として厚生労働省令で定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の厚生労働省令で定める額によることが適当でないと認める市町村にあっては、当該市町村に係る第三十八条第一項の基準額の見込額等を勘案して市町村が別に条例で定める額とすることができる。

(平一二政三〇九・一部改正)

(平成十二年度における特別徴収の仮徴収に関する読替え)

第五十六条 施行法第十六条第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百三十五条第二項	前項本文	介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。）第十六条第三項
第百三十五条第三項	前条第一項	施行法第十六条第一項
第百三十六條第一項	前条	施行法第十六条第三項並びに同条第四項の規定により読み替えて準用する第百三十五条第二項及び第三項
	支払回数割保険料額	施行法第十六条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額
第百三十六條第三項	当該年度の初日の属する年の八月三十一日	施行法第十六条第一項に規定する基準日の属する年の翌年の二月二十九日
第百三十六條第四項から第六項まで	当該年度の初日の属する年の七月三十一日	施行法第十六条第一項に規定する基準日の属する年の翌年の一月三十一日
第百三十七條第一項	同項に規定する支払回数割保険料額	施行法第十六条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額
	当該年の十月一日か	施行日から施行日の属する年の

	ら翌年三月三十一日 まで	九月三十日まで
第百三十七条第四項	第百三十五条	施行法第十六条第三項並びに同条第四項において準用する第百三十五条第二項及び第三項
第百三十七条第七項及び 第百三十八条第一項	支払回数割保険料額	施行法第十六条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額
第百三十八条第三項	特別徴収対象保険料額	施行法第十六条第三項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額
第百三十九条第二項	徴収すべき保険料額	徴収することができる保険料額

(平一一政三九三・一部改正)

(平成十二年度における特別徴収の仮徴収に係る特別徴収対象年金給付の順位)

第五十七条 第四十二条の規定は、施行法第十六条第三項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、第四十二条中「同条第二項に規定する特別徴収対象被保険者」とあるのは「施行法第十六条第三項に規定する第一号被保険者」と、「同条第三項に規定する特別徴収対象年金給付」とあるのは「同条第一項の規定による通知に係る老齢退職年金給付」と読み替えるものとする。

(指定居宅サービス事業者に関する経過措置)

第五十八条 施行法第四条の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る法第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院、診療所又は薬局について、その施行日前にした行為により健康保険法第八十条の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定の取消し又は同法第八十六条第十二項において準用する同法第八十条の規定による特定承認保険医療機関の承認の取消しがあったときは、その効力を失う。

(平一二政一二・追加、平一四政二八二・平一四政三四八・一部改正)

(保険審査会の委員の任期の経過措置)

第五十九条 平成十三年三月三十一日以前に任命された保険審査会の委員の任期は、法第百八十六条の規定にかかわらず、同日までとする。

(平一二政一二・旧第五十八条繰下)

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第五十三条から第五十七条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

(認定審査会の委員の任期の経過措置)

第二条 平成十三年三月三十一日以前に任命された認定審査会の委員の任期は、第六条第一項の規定にかかわらず、同日までとする。

(保険料徴収権消滅期間及び給付額減額期間の算定方法に係る経過措置)

第三条 平成二十二年四月一日までに法第六十九条第一項に規定する認定を受けた法第六十二条に規定する要介護被保険者等について第三十三条及び第三十四条の規定を適用する場合においては、第三十三条中「要介護被保険者が認定（法第六十九条第一項に規定する認定をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）を受けた日の十年前の日の属する年度」とあるのは「平成十二年度」と、「認定」とあるのは「法第六十九条第一項に規定する認定」と、同条第二号及び第三十四条第二項第二号中「保険料額（認定を受けた日の十年前の日の属する年度においては、認定を受けた日の十年前の日以降に到来する納期に係るものに限る。）」とあるのは「保険料額」とする。

(訪問介護員養成研修の経過措置)

第四条 次に掲げる者は、訪問介護員養成研修の課程を修了した者とみなす。

- 一 この政令の施行の際現に訪問介護員養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了した者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

二 この政令の施行の際現に訪問介護員養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、この政令の施行後当該研修の課程を修了し、厚生労働省令で定めるところにより、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

三 この政令の施行の際現に老人居宅介護等事業（施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業をいう。）に従事した経験を有する者であって、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が前二号に掲げる者と同等の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

（平一一政三九三・追加、平一二政三〇九・平一八政一五四・一部改正）

（介護支援専門員実務研修等の経過措置）

第五条 次に掲げる者は、介護支援専門員実務研修を修了している者とみなし、介護支援専門員名簿に登録するものとする。

一 この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了したことにつき、当該研修の事業を行った者から交付された当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

二 この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中であり、この政令の施行後当該研修の課程を修了したことにつき、当該研修の事業を行った者から交付された当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

2 第三十五条の二第二項の規定は、前項の規定により介護支援専門員名簿への登録を受けた者について準用する。

3 この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修受講試験に相当するものとして都道府県知事が認める試験に合格している者は、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者とみなす。

（平一一政三九三・追加）

(平成十二年度から平成十四年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第六条 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における第三十八条第一項の基準額は、事業運営期間ごとに算定すべきものとする同条第二項の規定にかかわらず、各年度ごとの同条第三項第二号の介護保険事業に要する費用のための収入の見込額等を勘案して、同条第二項から第七項までの規定の例により各年度ごとに算定することができるものとする。

2 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における第三十九条第一項の基準額は、事業運営期間ごとに算定すべきものとする同条第三項において準用する第三十八条第二項の規定にかかわらず、各年度ごとの第三十九条第三項において準用する第三十八条第三項第二号の介護保険事業に要する費用のための収入の見込額等を勘案して、第三十九条第三項において準用する第三十八条第二項から第五項までの規定及び第三十九条第四項において準用する第三十八条第七項の規定の例により各年度ごとに算定することができるものとする。

(平一二政一二・追加、平一一政三九三(平一二政一二)・旧第四条  
繰下)

(国の貸付金の償還期間等)

第七条 法附則第六条第三項の政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。

2 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法附則第六条第一項及び第二項の規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

- 3 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
- 4 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
- 5 法附則第六条第六項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

(平一四政二七・追加)

(平成二十年度における地域支援事業の額に関する特例)

第八条 市町村が介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三十号）の施行の日以後に市町村介護保険事業計画（法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下同じ。）を変更し、平成二十年度において法第一百五十五条の四十四第二項第一号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（以下「主要介護給付等費用適正化事業」という。）を拡充しようとする場合又は新たに実施しようとする場合（当該市町村介護保険事業計画の変更により見込まれる地域支援事業に要する費用の増加額を主要介護給付等費用適正化事業以外の地域支援事業に要する費用に充てる場合を除く。）は、同年度の同条第三項に規定する政令で定める額は、第三十七条の十三第一項の規定にかかわらず、当該変更後の市町村介護保険事業計画において定めた同年度の地域支援事業に要する費用の額とする。ただし、当該額は、同年度の給付見込額（同項に規定する給付見込額をいう。以下同じ。）に百分の三・一五を乗じて得た額を超えてはならない。

- 2 前項に規定する場合における平成二十年度の地域支援事業（介護予防事業（法第二百二十二条の二第一項に規定する介護予防事業をいう。以下同じ。）を除く。）に係る法第一百五十五条の四十四第三項に規定する政令で定める額は、当該変更後の市町村介護保険事業計画において定めた同年度の地域支援事業（介護予防事業を除く。）に要する費用の額（当該額が同年度の給付見込額に百分の二・一五を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該乗じて得た額）とし、同年度の介護予防事業に係る同項に規定する政令で定める額は、

同年度の給付見込額に百分の二を乗じて得た額とする。

- 3 第一項に規定する場合において、第三十七条の十三第三項に規定する市町村にあっては、同項及び前二項の規定にかかわらず、平成二十年度の地域支援事業（介護予防事業を除く。）に係る法第百十五条の四十四第三項に規定する政令で定める額は、当該変更後の市町村介護保険事業計画において定めた同年度の地域支援事業（介護予防事業を除く。）に要する費用の額（当該額が三百二十二万五千円を超える場合にあっては、三百二十二万五千円）とし、同年度の介護予防事業に係る同項に規定する政令で定める額は、同年度の給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額とすることができる。

（平二〇政三〇・追加、平二一政一〇・一部改正）

（平成二十一年度から平成二十三年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第九条 市町村は、第三十八条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十一年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この項において同じ。）については、同条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる標準割合を下回る割合（次項及び第五項において「特例標準割合」という。）を定めることができる。

- 2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十八条第一項第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十二条第二十一号の規定の適用については、第三十八条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ

中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第九条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二條第二十一号イ中「並びに第三十九條第一項」とあるのは「、第三十九條第一項並びに附則第九条第二項」とする。

3 前二項の規定は、平成二十二年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十年中」とあるのは「平成二十一年中」と、「平成二十一年度」とあるのは「平成二十二年度」と、前項中「附則第九条第二項」とあるのは「附則第九条第三項において準用する同條第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、平成二十三年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十年中」とあるのは「平成二十二年中」と、「平成二十一年度」とあるのは「平成二十三年度」と、第二項中「附則第九条第二項」とあるのは「附則第九条第四項において準用する同條第二項」と読み替えるものとする。

5 市町村は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により、特例標準割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

（平二〇政三二八・追加）

第十条 平成二十一年度から平成二十三年度までの計画期間における第三十八條第一項の基準額は、計画期間ごとに算定すべきものとする同條第二項の規定にかかわらず、各年度ごとの同條第三項第二号の介護保険事業に要する費用のための収入の見込額等を勘案して、同條第二項から第七項までの規定の例により各年度ごとに算定することができるものとする。

（平二一政一七・追加）

第十一条 市町村は、第三十九條第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十一年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、同項の規定により適用され

ることとなる割合を下回る割合（次項及び第五項において「特例割合」という。）を定めることができる。

- 2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十九条第一項第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一号の規定の適用については、第三十九条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「、第三十九条第一項並びに附則第十条第二項」とする。
- 3 前二項の規定は、平成二十二年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十年中」とあるのは「平成二十一年中」と、「平成二十一年度」とあるのは「平成二十二年度」と、前項中「附則第十条第二項」とあるのは「附則第十条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定は、平成二十三年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十年中」とあるのは「平成二十二年中」と、「平成二十一年度」とあるのは「平成二十三年度」と、第二項中「附則第十条第二項」とあるのは「附則第十条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。
- 5 市町村は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により、特例割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

（平二〇政三二八・追加、平二一政一七・旧第十条繰下）

第十二条 平成二十一年度から平成二十三年度までの計画期間における第三十九条第一項の基準額は、計画期間ごとに算定すべきものとする同条第三項において準用する第三十八条第二項の規定にかかわらず、各年度ごとの第三十九条第三項において準用する第三十八条第三項第二号の介護保険事業に要する費用のための収入の見込額等を勘案して、第三十九条第三項において準用する第三十八条第二項から第五項までの規定及び第三十九条第四項において準用する第三十八条第七項の規定の例により各年度ごとに算定することができるものとする。

(平二一政一七・追加)

第十三条 削除

(平二六政一二九)

(平成二十四年度から平成二十六年までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第十四条 市町村は、第三十八条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この項及び次条第一項において同じ。）については、第三十八条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる標準割合を下回る割合（次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例標準割合」という。）を定めることができる。

2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十八条第一項第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰

国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十二條第二十一号の規定の適用については、同項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十四條第二項に規定する第一号被保険者」と、同條第二十一号イ中「並びに第三十九條第一項」とあるのは「、第三十九條第一項並びに附則第十四條第二項」とする。

3 前二項の規定は、平成二十五年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十四年中」と、「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年度」と、前項中「附則第十四條第二項」とあるのは「附則第十四條第三項において準用する同條第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、平成二十六年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十五年中」と、「平成二十四年度」とあるのは「平成二十六年度」と、第二項中「附則第十四條第二項」とあるのは「附則第十四條第四項において準用する同條第二項」と読み替えるものとする。

5 市町村は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により、特例標準割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

（平二三政三七六・追加、平二六政二八九・一部改正）

第十五條 市町村は、第三十八條第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合については、同項の規定にかかわらず、特例標準割合を定めることができる。

2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十八條第一項第一

号イ（（１）に係る部分を除く。）、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第二十二條第二十一号の規定の適用については、同項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十五條第二項に規定する第一号被保険者」と、同條第二十一号イ中「並びに第三十九條第一項」とあるのは「、第三十九條第一項並びに附則第十五條第二項」とする。

3 前二項の規定は、平成二十五年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十四年中」と、「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年度」と、前項中「附則第十五條第二項」とあるのは「附則第十五條第三項において準用する同條第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、平成二十六年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十五年中」と、「平成二十四年度」とあるのは「平成二十六年度」と、第二項中「附則第十五條第二項」とあるのは「附則第十五條第四項において準用する同條第二項」と読み替えるものとする。

5 市町村は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により、特例標準割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

（平二三政三七六・追加、平二六政二八九・一部改正）

第十六條 市町村は、第三十九條第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、同項の規定により適用

されることとなる割合を下回る割合（次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例割合」という。）を定めることができる。

- 2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十九条第一項第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第二十二條第二十一号の規定の適用については、同項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十六條第二項に規定する第一号被保険者」と、同条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「、第三十九条第一項並びに附則第十六條第二項」とする。
- 3 前二項の規定は、平成二十五年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十四年中」と、「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年度」と、前項中「附則第十六條第二項」とあるのは「附則第十六條第三項において準用する同條第二項」と読み替えるものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定は、平成二十六年年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十五年中」と、「平成二十四年度」とあるのは「平成二十六年年度」と、第二項中「附則第十六條第二項」とあるのは「附則第十六條第四項において準用する同條第二項」と読み替えるものとする。
- 5 市町村は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により、特例割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

(平二三政三七六・追加、平二六政二八九・一部改正)

第十七条 市町村は、第三十九条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、特例割合を定めることができる。

2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者(第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。)に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定(他の法令において引用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一号の規定の適用については、同項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十七条第二項に規定する第一号被保険者」と、同条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「、第三十九条第一項並びに附則第十七条第二項」とする。

3 前二項の規定は、平成二十五年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十四年中」と、「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年度」と、前項中「附則第十七条第二項」とあるのは「附則第十七条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、平成二十六年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十五年中」と、「平成二十四年度」とあるのは「平成二十六年度」と、第二項中「附則第十七条第二項」とあるのは「附則第十七条

第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

- 5 市町村は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により、特例割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

（平二三政三七六・追加、平二六政二八九・一部改正）

（平成二十六年度における地域支援事業の額に関する特例）

第十八条 平成二十六年度において法第百十五条の四十五第三項第三号に掲げる事業のうち認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定めるものを拡充しようとする市町村又は新たに実施しようとする市町村についての第三十七条の十三の規定の適用については、同条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の三を乗じて得た額に二千五百万円を加えた額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額」と、「及び地域支援事業」とあるのは「については給付見込額に百分の二を乗じて得た額、地域支援事業」と、「、それぞれ百分の二）を乗じて得た額」とあるのは「給付見込額に百分の二を乗じて得た額に二千五百万円を加えた額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額）」と、同条第三項第一号中「三百万円とし」とあるのは「二千八百万円を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とし」と、同項第二号ロ中「百分の四を乗じて得た額」とあるのは「百分の四を乗じて得た額に二千五百万円を加えた額」とする。

（平二六政八二・追加）

附 則 （平成一一年一二月八日政令第三九三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年一月二一日政令第一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一二年三月三一日政令第一七五号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年一月三十一日政令第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、医療法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年三月一日)から施行する。

附 則 (平成一三年八月三日政令第二五八号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十三年九月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現に介護保険法施行令第三十五条の二第一項の介護支援専門員名簿に登録されている者に対する介護支援専門員名簿からの消除に関しては、この政令の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年一月一七日政令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年二月八日政令第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年三月一三日政令第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二五日政令第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月三十一日政令第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年八月三〇日政令第二八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年十一月二七日政令第三四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二六日政令第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年九月一五日政令第二七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十六年九月十七日)から施行する。

附 則 (平成一六年九月二九日政令第二九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月二九日政令第二三一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月六日政令第二三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の日(平成十七年七月十五日)から施行し、改正後の第十条第二項の規定は、指定入院医療機関の円滑な運営を期するためにこの政令の施行前に支弁された指定入院医療機関の運営に要する費用(平

成十七年度において支弁されたものであって、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。)についても、適用する。

附 則 (平成一七年八月三十一日政令第二九〇号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の日前に行われた居宅サービス(介護保険法第七条第五項に規定する居宅サービスをいい、これに相当するサービスを含む。)又は施設サービス(同条第二十項に規定する施設サービスをいう。)に係るこの政令による改正前の介護保険法施行令第二十二條の二第七項及び第二十九條の二第七項の規定による高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年三月一日政令第二八号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(地域支援事業の額に関する経過措置)

第二条 平成十八年度の介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十二号)第一条の規定による改正前の介護保険法(次項及び次条において「旧法」という。)第百十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、第一条の規定による改正後の介護保険法施行令(以下「新令」という。)第三十七條の二第一項及び第三項の規定にかかわらず、同条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の二」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・五」と、同条第三項中「百分の一・五を乗じて得た額と」とあるのは「百分の〇・五を乗じて得た額と」とする。

2 平成十九年度の旧法第百十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、新令第三十七條の二第一項及び第三項の規定にかかわらず、同条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の二・三」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・五」と、同条第三項中「百分の一・五を乗じて得た額と」とあるの

は「百分の〇・八を乗じて得た額と」とする。

(平二一政一〇・一部改正)

第三条 平成十九年度に地域包括支援センター（旧法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターをいう。次項において同じ。）を設置する市町村における平成十八年度の旧法第百十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、新令第三十七条の二第一項及び第三項並びに前条第一項の規定にかかわらず、平成十八年度の給付見込額（新令第三十七条の二第一項に規定する給付見込額をいう。次項において同じ。）に、介護予防事業（介護保険法第百二十二条の二第一項に規定する介護予防事業をいう。以下この条において同じ。）については百分の一・五、旧法第百十五条の三十八に規定する地域支援事業（介護予防事業を除く。次項において同じ。）については百分の〇・五をそれぞれ乗じた額とする。

2 平成二十年四月に地域包括支援センターを設置する市町村における平成十八年度及び平成十九年度の旧法第百十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、新令第三十七条の二第一項及び第三項並びに前条の規定にかかわらず、平成十八年度及び平成十九年度の給付見込額に、介護予防事業については百分の一・五、地域支援事業については百分の〇・五をそれぞれ乗じた額とする。

(平二一政一〇・一部改正)

(保険料率の算定に関する基準の特例)

第四条 市町村は、次に掲げる第一号被保険者の平成十八年度から平成二十年度までの各年度における保険料率の算定に係る新令第三十八条第一項の標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この条において同じ。）及び新令第三十九条第一項の割合については、これらの規定にかかわらず、これらの規定により適用されることとなる標準割合又は割合を下回る割合を定めることができる。

一 地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六条第二項に規定する者

二 前号に規定する者と同一の世帯に属する者であって、平成十八年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この項において同じ。）が課されていないもの（平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者又は同号に規定する者である場合に限る。）

三 地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に規定する者

四 前号に規定する者と同一の世帯に属する者であって、平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの（平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者又は同号に規定する者である場合に限る。）

五 平成十九年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。）が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者（同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

六 前号に規定する者と同一の世帯に属する者であって、平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの（平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者又は同号に規定する者である場合に限る。）

2 市町村は、前項の規定により、同項に規定する標準割合又は割合を下回る割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額（新令第三十八条第三項に規定する保険料収納必要額をいう。）を保険料により確保することができるようにするものとする。

（平一九政三六五・一部改正）

附 則 （平成一八年三月三十一日政令第一五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第三条ただし書、附則第五条ただし書、附則第十五条ただし書、附則第十八条第一項及び附則第三十七条の規定は、公布の日から施行する。

（要介護認定等に係る調査に関する経過措置）

第二条 市町村は、介護保険法等の一部を改正する法律（以下「平成十七年改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十年三月三十一日までの間は、平成十七年改正法第三条の規定による改正後の介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「新法」という。）第二十四条の二第一項第二号に掲げる事務に係る同項に規定する指定市町村事務受託法人が当該市町村の区域内に存在しないことその他の事情により、新法第二十七条第二項（新法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の調査の円滑な実施が困難であると認めるときは、当該調査を新法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、新法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十二項に規定する介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

2 新法第二十八条第六項から第八項までの規定は、前項の規定による調査の委託について準用する。

3 前項において準用する新法第二十八条第七項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する経過措置）

第三条 平成十七年改正法の施行の際現に平成十七年改正法第三条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第四十一条第一項本文の指定を受けている通所介護（認知症である者について行うものであって、厚生労働大臣が定めるものに限る。）の事業を行う者については、施行日に、当

該事業を行う事業所の所在地の市町村の長（他の市町村（平成十七年改正法附則第十条第二項に規定する他の市町村をいう。以下同じ。）が行う介護保険の被保険者が平成十八年三月中に当該通所介護を利用した場合には、当該他の市町村の長）から、介護保険法第八条第十八項に規定する認知症対応型通所介護及び新法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護に係る新法第四十二条の二第一項本文及び新法第五十四条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。ただし、当該事業を行う者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

（平二三政三七六・平二八政四五・一部改正）

第四条 前条の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者とみなされた者に係る新法第四十二条の二第一項本文及び新法第五十四条の二第一項本文の指定（他の市町村の長によるものに限る。）は、平成十八年三月中に前条に規定する通所介護を利用した当該他の市町村が行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費並びに地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

第五条 平成十七年改正法の施行の際現に旧法第四十一条第一項本文の指定を受けている認知症対応型共同生活介護の事業を行う者については、施行日に、当該事業を行う事業所の所在地の市町村の長（施行日の前日において他の市町村が行う介護保険の被保険者が当該認知症対応型共同生活介護を利用している場合には、当該他の市町村の長）から、新法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護に係る新法第五十四条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。ただし、当該事業を行う者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第六条 平成十七年改正法附則第十条第二項若しくは第三項又は前条の規定により指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事

業者とみなされた者に係る新法第四十二条の二第一項本文又は新法第五十四条の二第一項本文の指定（他の市町村の長によるものに限る。）は、施行日の前日において、平成十七年改正法附則第十条第二項に規定する認知症対応型共同生活介護若しくは特定施設入所者生活介護を利用し、又は同条第三項に規定する指定介護老人福祉施設に入所している当該他の市町村が行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費並びに地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

（指定又は許可の有効期間の経過措置）

第七条 平成十七年改正法附則第十条又は附則第三条若しくは第五条の規定により新法第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文、介護保険法（以下「法」という。）第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号若しくは第三号若しくは新法第五十四条の二第一項本文の指定又は法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた者の当該指定又は許可に係る施行日後の最初の更新については、新法第七十条の二第一項（新法第七十八条の十一、第百十五条の十、第百十五条の十九及び第百十五条の二十八において準用する場合を含む。）、第七十九条の二第一項、第八十六条の二第一項、第九十四条の二第一項及び第百七条の二第一項中「六年ごと」とあるのは、「介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）第三条の規定による改正前の介護保険法第四十一条第一項本文、第四十六条第一項若しくは第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は第九十四条第一項の許可を受けた日から六年（平成十四年四月一日以前に当該指定又は許可を受けた者については、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間において、当該指定又は許可を受けた日に相当する日から一年）を経過する日まで」とする。

（指定又は許可等の要件に関する経過措置）

第八条 新法第七十条第二項第四号から第十一号まで（新法第七十条の二第四項（新法第七十八条の十一、第百十五条の十、第百十五条の十九及び第百十

五条の二十八において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第七十七条第一項第一号若しくは第九号から第十二号まで、第七十八条の二第四項第五号から第九号まで若しくは第五項第一号から第三号まで、第七十八条の九第一号、第二号若しくは第十二号から第十四号まで、第七十九条第二項第四号から第八号まで(新法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。)、第八十四条第一項第一号若しくは第十号から第十二号まで、第八十六条第二項第三号から第七号まで(新法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。)、第九十二条第一項第一号若しくは第十号から第十二号まで、第九十四条第三項第四号から第十一号まで(新法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。)、第百四条第一項第二号若しくは第九号から第十二号まで、第百七条第三項第三号から第十号まで(新法第百七条の二第四項において準用する場合を含む。)、第百十四条第一項第一号若しくは第十号から第十三号まで、第百十五条の二第二項第四号から第十一号まで、第百十五条の八第一項第一号若しくは第九号から第十二号まで、第百十五条の十一第二項第五号から第九号まで若しくは第三項各号、第百十五条の十七第一号、第二号若しくは第十一号から第十三号まで、第百十五条の二十第二項第四号から第八号まで又は第百十五条の二十六第一号若しくは第九号から第十一号までの規定は、施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については、適用しない。

(包括的支援事業の実施の委託に関する経過措置)

第九条 市町村は、平成二十年三月三十一日までの間において、当該市町村に新法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターが設置されるまでは、新法第百十五条の四十第二項の規定にかかわらず、平成十七年改正法第十条の規定による改正後の老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者に対し、新法第百十五条の三十八第一項第三号に掲げる事業のみの実施を委託することができる。

(要介護認定等の有効期間に関する経過措置)

第十条 平成十七年改正法附則第三条第一項の場合において、施行日から条例で定める日（同項に規定する条例で定める日をいう。以下この条において同じ。）までの間に、平成十七年改正法附則第三条第二項において読み替えられた法第十九条第一項の規定による要介護認定を受けた者については、当該認定に係る法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める期間内に限り、条例で定める日後も、平成十七年改正法附則第三条第二項の規定を適用する。

（要介護認定等に関する経過措置）

第十一条 平成十七年改正法附則第八条の規定により受けたものとみなされた新要介護認定（新法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る要介護状態区分は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、旧法第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定の区分に応じ、厚生労働省令で定める区分とする。

2 平成十七年改正法附則第八条の規定により新要介護認定を受けたものとみなされた者のうち、施行日の前日において旧法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けていたものは、新法第八条第十九項の要介護者には含まないものとする。

3 平成十七年改正法附則第八条の規定により新要介護認定を受けたものとみなされた者に対する新法第四十二条の二第一項及び法第四十八条第一項の規定の適用については、新法第四十二条の二第一項中「、要介護被保険者」とあるのは「、要介護被保険者（認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、旧法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けていた者を除く。以下この条及び次条において同じ。）」と、法第四十八条第一項中「、要介護被保険者」とあるのは「、要介護被保険者（旧法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けていた者を除く。以下この条及び次条において同じ。）」とする。

（旧指定介護老人福祉施設等の旧入所者の要介護状態区分に関する経過措置）

第十二条 平成十七年改正法附則第十一条の規定により新要介護認定を受けたものとみなされた者に係る要介護状態区分は、新法第七条第一項の規定にか

かわらず、厚生労働省令で定める区分とする。

(指定介護予防サービス事業者に関する経過措置)

第十三条 平成十七年改正法附則第十三条の規定により指定介護予防サービス事業者とみなされた者に係る新法第五十三条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院、診療所又は薬局について、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十条の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定の取消し又は同法第八十六条第十二項において準用する同法第八十条の規定による特定承認保険医療機関の承認の取消しがあったときは、その効力を失う。

(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置)

第十四条 平成十七年改正法第七条の規定による改正後の介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条の規定の適用については、同条第一項中「第九十二条第一項」とあるのは「第七十八条の十、第九十二条第一項」と、「介護保険法第八条第二十五項」とあるのは「同法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設（第三項において「地域密着型介護老人福祉施設」という。）又は同条第二十五項」と、「単に「介護保険施設」とあるのは「「介護保険施設等」と、「他の介護保険施設」とあるのは「他の介護保険施設等」と、同条第二項中「介護保険施設」とあるのは「介護保険施設等」と、同条第三項中「施設介護サービス費」とあるのは「地域密着型介護サービス費又は施設介護サービス費」と、「第四十八条第二項」とあるのは「第四十二条の二第二項第三号又は第四十八条第二項」と、「第九十二条第一項」とあるのは「第七十八条の十、第九十二条第一項」と、「指定介護老人福祉施設（）」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設（）」と、「指定介護老人福祉施設を含む」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設を含む」と、「算定される指定介護福祉施設サービス」とあるのは「算定される指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下この項において同じ。）に要する平均的な費用（同法第四十

二条の二第二項第三号の厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用(同条第一項の厚生労働省令で定める費用を除く。以下この項において同じ。)の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。)又は指定介護福祉施設サービス」と、同条第四項中「第四十八条第三項」とあるのは「第四十二条の二第三項又は第四十八条第三項」とする。

(平二一政一〇・平二三政三七六・平二八政四五・一部改正)

(介護員養成研修の経過措置)

第十六条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一条の規定による改正後の介護保険法施行令(以下「新令」という。)第三条第一項に規定する養成研修修了者とみなす。

一 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の介護保険法施行令

(以下「旧令」という。)第三条第一項に規定する訪問介護員である者

二 この政令の施行の際現に旧令第三条第一項各号に掲げる研修を受講中の

者であって、この政令の施行後当該研修の課程を修了したことにつき、当

該研修を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受け

たもの

(介護員養成研修事業者の指定に関する経過措置)

第十七条 この政令の施行の際現に旧令第三条第一項第二号に規定する訪問介

護員養成研修事業者であるものについては、施行日に、新令第三条第一項第

二号の指定を受けたものとみなす。

(福祉用具専門相談員指定講習の指定に係る経過措置)

第十八条 施行日前に福祉用具専門相談員指定講習(新令第三条の二第一項第

十号に規定する福祉用具専門相談員指定講習をいう。次項において同じ。)

に相当する講習を行っている者として厚生労働大臣が指定するものは、施行

日に同号の指定を受けたものとみなす。

2 次に掲げる者は、福祉用具専門相談員(新令第三条の二第一項に規定する

福祉用具専門相談員をいう。)とみなす。

一 この政令の施行の際現に福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として都道府県知事が公示するもの(以下この号及び次号において「適格講習」という。)の課程を修了し、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

二 この政令の施行の際現に適格講習の課程を受講中の者であつて、この政令の施行後当該適格講習の課程を修了したことにつき、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(指定試験実施機関等の指定に関する経過措置)

第十九条 この政令の施行の際現に旧令第三十五条の二第一項の介護支援専門員実務研修受講試験を行う者に係る指定を受けている者については、施行日に、新法第六十九条の二十七第一項の指定を受けたものとみなす。

2 この政令の施行の際現に旧令第三十五条の二第一項の介護支援専門員実務研修を行う者に係る指定を受けている者については、施行日に、新法第六十九条の三十三第一項の指定を受けたものとみなす。

(介護支援専門員の登録の経過措置)

第二十条 この政令の施行の際現に旧令第三十五条の二第一項に規定する介護支援専門員名簿に登録されている者は、施行日に、新法第六十九条の二第一項の登録を受けたものとみなす。

(介護支援専門員証の経過措置)

第二十一条 旧令第三十五条の二第二項に規定する登録証明書は、施行日から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までを有効期間とする新法第六十九条の七第一項の介護支援専門員証とみなす。

一 当該登録証明書が作成された日が平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間である場合 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において当該登録証明書が作成された日に相当する日

二 当該登録証明書が作成された日が平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間である場合 平成二十一年四月一日から平成二十二年

三月三十一日までの間において当該登録証明書が作成された日に相当する日（当該登録証明書が作成された日に相当する日がない月においては、その月の翌月の初日）

三 当該登録証明書が作成された日が平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間である場合 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において当該登録証明書が作成された日に相当する日

（調査員養成研修等の経過措置）

第二十二條 次に掲げる者は、調査員養成研修（新令第三十七條の七第一項に規定する調査員養成研修をいう。以下この条において同じ。）の課程を修了している者とみなし、同項の規定により当該都道府県の調査員名簿（同項の調査員名簿をいう。）に登録するものとする。

一 この政令の施行の際現に調査員養成研修に相当する研修として都道府県知事が公示するもの（以下この号及び次号において「適格研修」という。）の課程を修了したことにつき、当該適格研修を行った者から当該適格研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

二 この政令の施行の際現に適格研修を受講中であり、この政令の施行後当該適格研修の課程を修了したことにつき、当該適格研修を行った者から当該適格研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

（特定被保険者に係る高額介護サービス費に関する特例）

第二十三條 特定被保険者（新令第二十二條の二第七項に規定する合計額が八十万円以下の者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等（同条第一項に規定する居宅サービス等をいう。以下この条において同じ。）に係る要介護被保険者利用者負担合算額（同条第二項に規定する要介護被保険者利用者負担合算額をいう。以下この条において同じ。）から二万四千六百円を控除して得た額が、同項の規定により当該特定被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該特定被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、同項の規定にかかわらず、当該要介護被保

険者利用者負担合算額から二万四千六百円を控除して得た額とすることができる。

2 特定被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条及び次条において「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の受給権を有しているものに限る。）が同一の月において受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、新令第二十二條の二第二項の規定により当該特定被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該特定被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、同項の規定にかかわらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とすることができる。

3 前二項の特定被保険者は、次に掲げる者であつて要介護被保険者（新法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。）であるものとする。

一 居宅サービス等のあつた月が平成十八年七月から平成十九年六月までの場合にあつては、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六条第二項に該当する者及びその者と同一の世帯に属する者であつて平成十八年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この項及び次条において同じ。）が課されていないもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第二項に該当する者に限る。）

二 居宅サービス等のあつた月が平成十九年七月から平成二十年六月までの

場合にあつては、地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に該当する者及びその者と同一の世帯に属する者であつて平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に該当する者に限る。）

（特定被保険者に係る高額介護予防サービス費に関する特例）

第二十四条 特定被保険者（新令第二十二条の二第七項に規定する合計額が八十万円以下の者に限る。）が同一の月に受けた介護予防サービス等（同条第二項に規定する介護予防サービス等をいう。以下この条において同じ。）に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額（同項に規定する居宅要支援被保険者利用者負担合算額をいう。以下この条において同じ。）から二万四千六百円を控除して得た額が、新令第二十九条の二第二項の規定により当該特定被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該特定被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、同項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から二万四千六百円を控除して得た額とすることができる。

2 特定被保険者（昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金の受給権を有しているものに限る。）が同一の月において受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、新令第二十九条の二第二項の規定により当該特定被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該特定被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、同項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とすることができる。

3 前二項の特定被保険者は、次に掲げる居宅要支援被保険者（新法第五十三

条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。)とする。

一 介護予防サービス等のあった月が平成十八年七月から平成十九年六月までの場合にあっては、地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第二項に該当する者及びその者と同一の世帯に属する者であって平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は同項に該当する者に限る。）

二 介護予防サービス等のあった月が平成十九年七月から平成二十年六月までの場合にあっては、地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に該当する者及びその者と同一の世帯に属する者であって平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は同項に該当する者に限る。）

（高額介護サービス費等に関する経過措置）

第二十五条 施行日前に行われた居宅サービス等（旧令第二十二條の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。）に係る同条又は旧令第二十九條の二の規定による高額介護サービス費又は高額居宅支援サービス費の支給については、なお従前の例による。

附 則 （平成一八年八月三〇日政令第二八五号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、介護保険法施行令第三条第一項第二号及び第二十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成十八年度における特例）

第二条 平成十八年度における介護保険法施行令第四十五条の四の規定の適用については、同条中「法第百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（法第百三十五条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によっ

て徴収する場合を除く。)又は法第百三十四条第四項」とあるのは「介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)附則第十四条の規定により読み替えられた法第百三十四条第四項」と、「第百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合(前条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によって徴収する場合を除く。)又は第百三十四条第四項」とあるのは「介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)附則第十四条の規定により読み替えられた第百三十四条第四項」とする。

附 則 (平成一八年八月三〇日政令第二八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月四日政令第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年一月九日)から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 整備法附則第十六条第一項の規定により整備法の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約についてなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百六条の規定の適用については、第七十八条の規定による改正後の介護保険法施行令第三十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平一九政二九二・旧第三十五条繰下)

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平一九政二九二・旧第四十条繰下)

附 則 (平成一九年九月二〇日政令第二九二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一〇月三十一日政令第三二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(国民健康保険の保険料の特別徴収の開始の際の特例)

第二条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号。次項及び次条において「健康保険法等改正法」という。)第十三条の規定による改正後の国民健康保険法(以下この条において「平成二十年四月改正国保法」という。)第七十六条の三第二項に規定する老齢等年金給付(以下この条において「老齢等年金給付」という。)の支払をする者(以下この項において「年金保険者」という。)は、平成二十年四月一日前の厚生労働省令で定める期日までに、平成十九年十月一日(以下この項及び第三項において「基準日」という。)現在において当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者であって六十五歳以上七十五歳未満のもの(当該年金保険者から当該老齢等年金給付の支払を受けているもののうち平成二十年四月一日までの間において六十五歳に達するもの(六十五歳以後も引き続き当該老齢等年金給付の受給権を有すると見込まれる者に限る。))を含み、次に掲げるものを除く。)の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が基準日現在において住所を有する市町村(介護保険法第十三条第一項又は第二項の規定によりその者が他の市町村が行う介護保険の第一号被保険者であるときは、当該他の市町村)に通知しなければならない。

一 平成十九年十二月一日から平成二十年五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、基準日の現況において十八万円未満である者

二 当該老齢等年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供していることその他の厚生労働省令で定める特別の事情を有する者

2 健康保険法等改正法第二十四条の規定による改正後の介護保険法（以下この条において「新介護保険法」という。）第百三十四条第七項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新介護保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十四条第七項	年金保険者	年金保険者（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十三条の規定による改正後の国民健康保険法第七十六条の三第二項に規定する老齢等年金給付の支払をする者をいう。以下同じ。）
	前各項	国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百二十四号。以下「改正令」という。）附則第二条第一項
	政令で定めるところにより、連合会及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）	国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）及び連合会の順に經由して行われるよう指定法人に伝達することにより、これら
第百三十四条第八項	第十項、第百三十六条第	改正令附則第二条第二項におい

	三項及び第六項並びに 第百三十七条第二項	て準用する第十項
	第一項から第六項まで	同条第一項
第百三十四条第九項	前項	改正令附則第二条第二項において準用する前項
	政令で定めるところに より、連合会及び指定法人	社会保険庁長官、指定法人及び連合会の順に經由して行われるよう社会保険庁長官に伝達することにより、これら
第百三十四条第十項	第一項から第六項まで	改正令附則第二条第一項
	政令で定めるところに より、連合会、指定法人 及び地方公務員共済組 合連合会	地方公務員共済組合連合会、指定法人及び連合会の順に經由して行われるよう地方公務員共済組合連合会に伝達することにより、これら
第百三十四条第十一項	第八項	改正令附則第二条第二項において準用する第八項
	年金保険者（第百三十六 条において「特定年金保 険者」という。）	年金保険者

3 市町村は、第一項の規定による通知が行われた場合においては、基準日における当該通知に係る被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、平成二十年四月改正国保法第七十六条の三第一項に規定する特別徴収（以下この条において「特別徴収」という。）の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると市町村が認めるもの及び年金額半額以上徴収者等を除く。）について、平成二十年四月一日から平成二十年九月三十日までの間において当該通知に係る老齢等年金給付が支払われるときは、その支払に係る保険料額として、支払回数割保険料額の見込額（当該額によ

ることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。)を、厚生労働省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該通知に係る被保険者である世帯主が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でない認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

4 前項の年金額半額以上徴収者等は、次のいずれかに該当する被保険者である世帯主とする。

一 平成二十年四月一日から平成二十年五月三十一日までの同一の月に徴収されると見込まれる当該被保険者である世帯主に係るイ及びロに掲げる額の合計額が当該月に支払われる当該徴収に係る老齢等年金給付の額の二分の一に相当する額として厚生労働省令で定める額を超える者

イ 前項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

ロ 新介護保険法の規定により特別徴収の方法によって介護保険の保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る新介護保険法第三十一条に規定する老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二 当該市町村から新介護保険法の規定による特別徴収の方法によって介護保険の保険料を徴収されない者

三 六十五歳未満の被保険者が属する世帯に属する者

四 前三号に掲げる者のほか、当該被保険者である世帯主に係る保険料の平成二十年四月改正国保法第七十六条の三第一項に規定する普通徴収（以下この号において「普通徴収」という。）の方法による納付の実績等を考慮した上で、同項に規定する特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができると市町村が認める者

5 第三項の支払回数割保険料額の見込額は、当該被保険者である世帯主につき、平成二十年度の保険料額の見込額の二分の一に相当する額を、平成二十年四月一日から平成二十年九月三十日までの間における第一項の規定による通知に係る老齢等年金給付の支払の回数で除して得た額として厚生労働省令で定める額とする。

6 新介護保険法第百三十五条第五項及び第六項、第百三十六條から第百三十九條まで（新介護保険法第百三十六條第二項を除く。）並びに第百四十一条の規定は、第三項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新介護保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十五条第五項	市町村は、第一項本文、第二項又は第三項	市町村は、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百二十四号。以下「改正令」という。）附則第二条第三項
	特別徴収	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十三条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「平成二十年四月改正国保法」という。）第七十六条の三第一項に規定する特別徴収（以下「特別徴収」という。）
	第一項本文、第二項又は第三項に規定する第一号被保険者	改正令附則第二条第三項に規定する被保険者である世帯主
	年金保険者	平成二十年四月改正国保法第七

		十六条の三第二項に規定する老齢等年金給付（改正令附則第二条第六項において準用する次項において「老齢等年金給付」という。）の支払をする者
第百三十五条第六項	前条第一項から第六項まで	改正令附則第二条第一項
第百三十六条第一項	第百三十四条第一項	改正令附則第二条第一項
	前条第一項並びに第五項及び第六項（同条第一項に係る部分に限る。）	同条第三項並びに同条第六項において準用する前条第五項及び第六項
	支払回数割保険料額	改正令附則第二条第三項に規定する支払回数割保険料額の見込額（以下「支払回数割保険料額の見込額」という。）
第百三十六条第三項	第一項	改正令附則第二条第六項において準用する第一項
	特定年金保険者	同条第二項において準用する第百三十四条第十一項に規定する当該同意に係る年金保険者（改正令附則第二条第六項において準用する第五項において「特定年金保険者」という。）
	当該年度の初日の属する年の八月三十一日	平成二十年二月二十九日
第百三十六条第四項	第一項	改正令附則第二条第六項において準用する第一項

	当該年度の初日の属する年の七月三十一日	平成二十年一月三十一日
	政令で定めるところにより、連合会及び指定法人	連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら
第百三十六条第五項	第一項	改正令附則第二条第六項において準用する第一項
	当該年度の初日の属する年の七月三十一日	平成二十年一月三十一日
	政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び社会保険庁長官	連合会、指定法人及び社会保険庁長官の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら
第百三十六条第六項	第一項	改正令附則第二条第六項において準用する第一項
	当該年度の初日の属する年の七月三十一日	平成二十年一月三十一日
	政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会	連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら
第百三十七条第一項	前条第一項	改正令附則第二条第六項において準用する前条第一項
	同項	改正令附則第二条第六項において準用する前条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
	当該年の十月一日から	平成二十年四月一日から九月三十一日まで

	翌年三月三十一日まで	十日まで
第百三十七条第二項	前項	改正令附則第二条第六項において準用する前項
第百三十七条第三項	第一項	改正令附則第二条第六項において準用する第一項
第百三十七条第四項	第百三十五条	改正令附則第二条第三項から第五項まで並びに同条第六項において準用する第百三十五条第五項及び第六項
第百三十七条第五項	前項	改正令附則第二条第六項において準用する前項
第百三十七条第六項	第百三十四条第七項	改正令附則第二条第二項において準用する第百三十四条第七項
	前項	改正令附則第二条第六項において準用する前項
第百三十七条第七項	第一項	改正令附則第二条第六項において準用する第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
第百三十八条第一項	第百三十六条第一項	改正令附則第二条第六項において準用する第百三十六条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
第百三十八条第二項	前項	改正令附則第二条第六項において準用する前項
第百三十八条第三項	第一項	改正令附則第二条第六項において準用する第一項
	特別徴収対象保険料額	同条第三項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険

		料額
第百三十八条第四項	第百三十四条第七項	改正令附則第二条第二項において準用する第百三十四条第七項
	前項	改正令附則第二条第六項において準用する前項
第百三十九条第一項	第一号被保険者	被保険者である世帯主
	第百三十三条	平成二十年四月改正国保法第七十六条の三第一項に規定する普通徴収(以下この項において「普通徴収」という。)の方法によって徴収する保険料
	同条	当該保険料
第百三十九条第二項	第一号被保険者	被保険者である世帯主
	次項	改正令附則第二条第六項において準用する次項
第百三十九条第三項	前項	改正令附則第二条第六項において準用する前項
	第一号被保険者	被保険者である世帯主
	この法律	平成二十年四月改正国保法
	同項	同条第六項において準用する前項
第百四十一条第一項	行う介護保険の	徴収に係る
	第十三条第一項	平成二十年四月改正国保法第七十六条の二第一項
第百四十一条第二項	前項	改正令附則第二条第六項において準用する前項

7 前項において準用する新介護保険法第百三十五条第六項に規定する場合に

においては、介護保険法の規定による介護保険の保険料の特別徴収に係る老齢等年金給付について保険料を徴収させるものとする。

8 第六項において準用する新介護保険法第百三十八条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

新介護保険法の規定中 読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百三十六条第四項	第一項	国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百二十四号。以下「改正令」という。）附則第二条第六項において準用する第百三十八条第一項
	当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人	改正令附則第二条第六項において準用する前条第五項に規定する特別徴収対象被保険者（改正令附則第二条第六項において準用する第百三十八条第二項において準用する次項及び第六項において「特別徴収対象被保険者」という。）が改正令附則第二条第六項において準用する第百三十八条第一項に規定する場合に該当するに至ったときは、速やかに、連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら
第百三十六条第五項	第一項	改正令附則第二条第六項において

		て準用する第百三十八条第一項
	特定年金保険者	改正令附則第二条第二項において準用する第百三十四条第十一項に規定する当該同意に係る年金保険者
	当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び社会保険庁長官	特別徴収対象被保険者が改正令附則第二条第六項において準用する第百三十八条第一項に規定する場合に該当するに至ったときは、速やかに、連合会、指定法人及び社会保険庁長官の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら
第百三十六条第六項	第一項	改正令附則第二条第六項において準用する第百三十八条第一項
	当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会	特別徴収対象被保険者が改正令附則第二条第六項において準用する第百三十八条第一項に規定する場合に該当するに至ったときは、速やかに、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら

9 第六項において準用する新介護保険法第百四十一条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

新介護保険法の規定中	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

読み替える規定		
第百三十六条第四項	第一項	国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百二十四号。以下「改正令」という。）附則第二条第六項において準用する第百四十一条第一項
	当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人	速やかに、連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら
第百三十六条第五項	第一項	改正令附則第二条第六項において準用する第百四十一条第一項
	特定年金保険者	改正令附則第二条第二項において準用する第百三十四条第十一项に規定する当該同意に係る年金保険者
	当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び社会保険庁長官	速やかに、連合会、指定法人及び社会保険庁長官の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら
第百三十六条第六項	第一項	改正令附則第二条第六項において準用する第百四十一条第一項
	当該年度の初日の属す	速やかに、連合会、指定法人及

る年の七月三十一日ま でに、政令で定めるとこ ろにより、連合会、指定 法人及び地方公務員共 済組合連合会	び地方公務員共済組合連合会の 順に經由して行われるよう連合 会に伝達することにより、これ ら
--	---

附 則 （平成一九年一二月一二日政令第三六五号）

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年二月二〇日政令第三〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年三月三十一日政令第一一六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

（介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条 施行日から平成二十一年七月三十一日までの間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令第二十二條の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項において同じ。）又は介護予防サービス等（同條第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。）に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、第七條の規定による改正後の介護保険法施行令（以下この条において「新介護保険法施行令」という。）第二十二條の三第二項第一号（同條第五項又は新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年四月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、新介護保険法施行令第二十二條の三又は第二十九條の三の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新介護保険法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十二條の三第二項第七号イ（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）	健康保険法施行令	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この条において「改正令」という。）附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令
第二十二條の三第二項第七号ロ（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）	健康保険法施行令第四十四條第二項	改正令附則第三十三條第一項の規定において適用する健康保険法施行令第四十四條第二項
	同令	改正令附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令
第二十二條の三第二項第七号ハ（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）	船員保険法施行令	改正令附則第四十五條第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令
第二十二條の三第二項第七号ニ（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）	国民健康保険法施行令	改正令附則第三十九條第一項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令
第二十二條の三第二項第七号ホ（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第	国家公務員共済組合法施行令	改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法

二項において準用する場合を含む。)		施行令
第二十二條の三第二項第七号へ（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の四第一項第一号	改正令附則第六十條第二項の規定により読み替えられた防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の四第一項第一号
第二十二條の三第二項第七号ト（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)	地方公務員等共済組合法施行令	改正令附則第五十八條第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令
第二十二條の三第二項第七号チ（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)	私立学校教職員共済法施行令	私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた、私立学校教職員共済法施行令
第二十二條の三第二項第七号リ（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)	高齢者の医療の確保に関する法律施行令	改正令附則第三十四條第一項の規定により読み替えられた高齢者の医療の確保に関する法律施行令
第二十二條の三第六項（新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合	六十七万円	八十九万円
	百二十六万円	百六十八万円
	三十四万円	四十五万円

合を含む。)		
	五十六万円	七十五万円
	三十一万円	四十一万円
	十九万円	二十五万円
第二十二條の三第七項（新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)	六十二万円	七十五万円
	六十七万円	八十九万円
	三十一万円	四十一万円
	十九万円	二十五万円

2 平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日までに受けた居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、新介護保険法施行令第二十二條の三第二項第一号中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条又は新介護保険法施行令第二十九條の三の規定を適用する。この場合において、新介護保険法施行令第二十二條の三第七項（新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）中「六十二万円」とあるのは、「五十六万円」とする。

一 この項後段の規定により新介護保険法施行令第二十二條の三の規定を読み替えて適用することとした場合の同条第二項（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する医療合算利用者負担世帯合算額から新介護保険法施行令第二十二條の三第二項の医療合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該医療合算利用者負担世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）及び同項に規定する七十歳以上医療合算支給総額を合算した額

二 前号中「この項後段」とあるのを「前項後段」と読み替えて同号を適用

した場合の同号に掲げる額

- 3 新介護保険法施行令第二十二條の三第六項第三号ロ（新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）に掲げる者のうち附則第三十四條第四項各号のいずれにも該当するものに係る新介護保険法施行令第二十二條の三第二項（同條第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）の医療合算算定基準額は、新介護保険法施行令第二十二條の三第六項（新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、新介護保険法施行令第二十二條の三第六項第三号イ（新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）に定める額とする。
- 4 新介護保険法施行令第二十二條の三第七項第一号ロ（新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）に掲げる者のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る新介護保険法施行令第二十二條の三第三項（同條第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）の七十歳以上医療合算算定基準額は、新介護保険法施行令第二十二條の三第七項（新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、新介護保険法施行令第二十二條の三第七項第一号イ（新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）に定める額とする。
  - 一 附則第三十三條第四項各号のいずれにも該当するもの
  - 二 附則第四十五條第四項各号のいずれにも該当するもの
  - 三 附則第五十二條第四項各号のいずれにも該当するもの
  - 四 附則第五十八條第四項各号のいずれにも該当するもの
  - 五 私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる附則第五十二條第四項各号のいずれにも該当するもの
- 5 新介護保険法施行令第二十二條の三第七項第二号ロ（新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）に掲げる者のうち附則第三十九條第四項各号のいずれにも該当するものに係る新介護保険法施行

令第二十二條の三第三項（同條第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）の七十歳以上医療合算算定基準額は、新介護保険法施行令第二十二條の三第七項（新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、新介護保険法施行令第二十二條の三第七項第二号イ（新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）に定める額とする。

（平二〇政三五七・一部改正）

附 則 （平成二〇年一〇月二四日政令第三二八号）

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年一一月二一日政令第三五七号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第二条中健康保険法施行令附則に二条を加える改正規定、第三条中船員保険法施行令附則に二条を加える改正規定、第四条中私立学校教職員共済法施行令第六条の表以外の部分の改正規定（「第十一条の四並びに附則第三十四条の三」の下に「から第三十四条の五まで」を加える部分及び「第十一条の三の六の四第一項並びに附則第三十四条の三」を「第十一条の三の六の四第一項、附則第三十四条の三並びに附則第三十四条の四」に改める部分に限る。）及び同条の表に次のように加える改正規定、第五条中国家公務員共済組合法施行令附則第三十四条の三の次に二条を加える改正規定、第六条中国民健康保険法施行令附則第二条の次に二条を加える改正規定、第七条中地方公務員等共済組合法施行令附則第五十二条の五の次に二条を加える改正規定並びに第八条の規定は、同年四月一日から施行する。

附 則 （平成二一年一月二八日政令第一〇号）

この政令は、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年五月一日）から施行する。

附 則 （平成二一年二月四日政令第一七号）

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十一年一二月二四日政令第二九六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則 （平成二十一年一二月二八日政令第三一〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

附 則 （平成二十二年三月三十一日政令第六五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十三年三月三〇日政令第五五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十三年三月三十一日政令第六八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十三年一二月二日政令第三七五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十三年一二月二日政令第三七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十四年三月二八日政令第七四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十四年四月六日政令第一三一号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の介護保険法施行令第三十七条の十三第二項及び第

三項の規定は、平成二十四年度以後の年度における同条第一項に規定する地域支援事業について適用し、平成二十三年度以前の年度における介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第三百七十六号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令第三十七条の十三第一項に規定する地域支援事業については、なお従前の例による。

附 則 （平成二四年八月一〇日政令第二一一号） 抄

（施行期日）

- 1 この政令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附 則 （平成二五年一月一八日政令第五号）

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成二五年三月二一日政令第七〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年四月一二日政令第一二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十五年四月十三日）から施行する。

附 則 （平成二五年六月一四日政令第一八三号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四条（児童手当法施行令第六条第一項の改正規定中「及び」を「、同法第四百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人及び」に改める部分に限る。）及び第五条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成二六年三月二六日政令第八二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二六年三月三一日政令第一二九号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行日前に行われた居宅サービス等（介護保険法施行令第二十二條の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。）又は介護予防サービス等（同条第二項に規定する介護予防サービス等をいう。）に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

附 則 （平成二六年三月三十一日政令第一三四号）

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成二六年四月一八日政令第一六四号）

この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則 （平成二六年七月九日政令第二五一号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年七月十一日から施行する。

附 則 （平成二六年七月三〇日政令第二六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二六年八月八日政令第二七八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二六年八月二〇日政令第二八九号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 （平成二六年九月三日政令第三〇〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二七年四月一日）

(介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第八条の規定による改正後の介護保険法施行令第三十五条の二第二十三号又は第三十五条の五第二十六号の規定は、施行日以後にした行為により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は施行日以後に同法若しくは同法に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者について適用する。

附 則 (平成二六年十一月一二日政令第三五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第十三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年十一月一九日政令第三六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

(介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 特定計算期間に行われた居宅サービス等（介護保険法施行令第二十二條の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項及び第三項において同じ。）又は介護予防サービス等（同條第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項及び第三項において同じ。）に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、第八条の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二條の三第六項第一号ロ中「二百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同号ハ中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同号ニ中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と、同項第二号ロ中「二百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同号ハ中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同号ニ中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、同條（介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において介護保険法施行令第二十

二条の三第九項の規定により同条第二項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

- 3 平成二十六年七月三十一日以前に行われた居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

附 則 （平成二六年一二月一二日政令第三九七号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の介護保険法施行令第四条第一項第九号に該当している者の助言（平成二十八年三月三十一日までの間において行われるものに限る。）を受けて選定された福祉用具の貸与又は販売については、なお従前の例による。

附 則 （平成二七年三月三十一日政令第一三八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中介護保険法施行令第十六条第一号の改正規定、同令第二十二條の二の改正規定（同条第五項第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同条第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）を除く。）、同条を同令第二十二條の二の二とする改正規定、同令第二十二條の次に一條を加える改正規定、同令第二十二條の三及び第二十五條第一号の改正規定、同令第二十九條の二の改正規定（同条第五項第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同条第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）

を除く。）、同条を同令第二十九条の二の二とする改正規定、同令第二十九条の次に一条を加える改正規定並びに同令第二十九条の三第三項及び第三十三条の改正規定、第四条の規定（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の二第五項第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同令第三十五条の二第十六号の改正規定を除く。）、第八条の規定、第十二条中国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項の改正規定、第二十条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第一項第三号の改正規定並びに第二十一条中高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第四号及び第五号の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十二条までの規定 平成二十七年八月一日

（経過措置）

第二条 第二条の規定（前条第一号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の介護保険法施行令第二十二条の二の二又は第二十九条の二の二の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）以後に介護保険の要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が受けた介護保険法の規定による居宅サービス等又は介護予防サービス等について適用し、第一号施行日前に当該要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が受けた同法の規定による居宅サービス等又は介護予防サービス等については、なお従前の例による。

（平二八政四五・一部改正）

第三条 介護保険法施行令第三十七条の十三の規定は、平成二十七年度以後の各年度における新地域支援事業について適用し、平成二十六年度以前の各年度における第三号旧介護保険法第百十五条の四十五に規定する地域支援事業については、なお従前の例による。

（平二七政二六九・一部改正）

第四条 前条の規定にかかわらず、医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合であって、特定市町村の同項の条例で定める日が平成二十八年三月三十一日以後のときは、平成二十七年度から当該条例で定める日の属する年度の前年度（当該条例で定める日が平成二十八年三月三十一日又は平成二十九年三月三十一日である場合にあっては、当該条例で定める日の属する年度）までの各年度における当該特定市町村が行う新地域支援事業については、介護保険法施行令第三十七条の十三第一項、第二項、第五項及び第六項第二号の規定は適用せず、旧介護保険法施行令第三十七条の十三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	額は	額（同条に規定する地域支援事業（以下この項及び第三項において「地域支援事業」という。）のうち旧地域支援事業（地域支援事業のうち同条第二項第四号から第六号までに掲げる事業及び法第一百五十五条の四十八第一項に規定する会議を行う事業を除く事業をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）は
	法第一百五十五条の四十五に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）	旧地域支援事業
	介護予防等事業（法	介護予防等事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下この条において「医療介護総合確保推進法」という。）附則第九条に規定する第三号旧介護保険法（以下こ

		の条において「第三号旧介護保険法」という。) )
	以下この項及び第三項において同じ。) 及び地域支援事業(介護予防等事業を除く。) については、それぞれ	第三項各号において同じ。) については、
第二項	法第百十五条の四十五第二項各号	医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第二項の規定により同項各号
第三項	政令で定める額は、	政令で定める額(地域支援事業のうち旧地域支援事業に係る部分に限る。) は、
第三項 第一号	市町村	市町村であって、平成二十六年の第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額について地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十七年政令第百三十八号) 第二条の規定による改正前のこの号の適用を受けた市町村
	地域支援事業(介護予防等事業を除く。) に係る政令で定める額は三百万円とし、介護予防等事業	介護予防等事業
第三項 第二号	法第百十五条の四十五第二項各号	医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するもの

	とされた第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第二項の規定により同項各号
同条第六項	同条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二項の規定により第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第六項
地域支援事業	旧地域支援事業

（平二七政二六九・一部改正）

附 則 （平成二七年四月一〇日政令第二一一号） 抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の介護保険法施行令第三十八条第十項及び第三十九条第五項の規定は、平成二十七年度分の保険料から適用する。

附 則 （平成二七年七月三日政令第二六九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令附則第四条の規定の適用を受ける特定市町村（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

（平成二十六年法律第八十三号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）

附則第十四条第一項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。）に対する平成二十七年度から当該特定市町村の同項の条例で定める日の属する年度の前年度（当該条例で定める日が平成二十八年三月三十一日又は平成二十九年三月三十一日である場合にあっては、当該条例で定める日の属する年度）までの各年度における第一条の規定による改正後の介護保険法施行令（以下「新介護保険法施行令」という。）第三十七条の十三の規定の適用については、同条第六項中「介護予防・日常生活支援総合事業」とあるのは、「経過的介護予防等事業（医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の規定によりな

おその効力を有するものとされた第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により市町村が行う事業又は同項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び同条第二項の規定により市町村が行う第三号旧介護保険法第百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業をいう。）とする。

第三条 医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合であって、特定市町村の同項の条例で定める日が平成二十八年三月三十日以前のときは、当該特定市町村の平成二十七年度以後の各年度における新介護保険法施行令第三十七条の十三の規定の適用については、同条第一項中「同条第一項」とあるのは「経過的介護予防等事業（医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により市町村が行う事業又は同項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び同条第二項の規定により市町村が行う第三号旧介護保険法第百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業をいう。以下同じ。）及び法第百十五条の四十五第一項」と、同条第五項中「介護予防・日常生活支援総合事業費額が」とあるのは「経過的介護予防等事業費額（各市町村における経過的介護予防等事業に要する費用の額をいう。第八項第八号において同じ。）及び介護予防・日常生活支援総合事業費額の合算額が」と、「のうち」とあるのは「のうち経過的介護予防等事業及び」と、同条第六項中「のうち」とあるのは「のうち経過的介護予防等事業及び」と、同条第八項第八号中「介護予防・日常生活支援総合事業費額」とあるのは「経過的介護予防等事業費額及び介護予防・日常生活支援総合事業費額の合算額」とする。

2 医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合であって、特定市町村の同項の条例で定める日が平成二十八年三月三十一日から平成二十九年三月三十日までのときは、当該特定市町村の平成二十八年度以後の各年度における新介護保険法施行令第三十七条の十三の規定の適用については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「同条第一項中「同条第一項」と

あるのは「」とあるのは「同条第二項中「のうち」とあるのは「のうち」と、  
「法第百十五条の四十五第一項」と、同条第五項中」とあるのは「」と、同  
項第一号イ（１）中「前項第一号イ（１）に掲げる額」とあるのは「平成二  
十七年度の経過的特定予防給付費額及び経過的介護予防等事業費額（各市町  
村における経過的介護予防等事業に要する費用の額をいう。以下同じ。）の  
合算額」と、同号ロ（１）中「前項第一号ロ（１）に掲げる額」とあるのは  
「平成二十七年度の予防給付費額及び経過的介護予防等事業費額の合算額」  
と、同項第二号中「平成二十七年度又は平成二十八年度」とあるのは「平成  
二十八年度」と、同条第三項第二号及び第四項第二号中「平成二十七年度か  
ら平成二十九年度までのいずれかの年度」とあるのは「平成二十八年度又は  
平成二十九年度」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」と、  
と、「経過的介護予防等事業費額（各市町村における経過的介護予防等事業  
に要する費用の額をいう。第八項第八号において同じ。）」とあるのは「経  
過的介護予防等事業費額」と、「とする」とあるのは「と、同項第九号中「平  
成二十七年度」とあるのは「平成二十八年度」とする」とする。

- 3 医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合であって、特定市町村  
の同項の条例で定める日が平成二十九年三月三十一日のときは、当該特定市  
町村の平成二十九年度以後の各年度における新介護保険法施行令第三十七条  
の十三の規定の適用については、第一項の規定を準用する。この場合におい  
て、同項中「同条第一項中「同条第一項」とあるのは「」とあるのは「同条  
第三項中「のうち」とあるのは「のうち」と、「法第百十五条の四十五第一  
項」と、同条第五項中」とあるのは「」と、同項第一号イ（１）中「前項第  
一号イ（１）に掲げる額」とあるのは「平成二十八年度の経過的特定予防給  
付費額及び経過的介護予防等事業費額（各市町村における経過的介護予防等  
事業に要する費用の額をいう。以下同じ。）の合算額」と、同号ロ（１）中  
「前項第一号ロ（１）に掲げる額」とあるのは「平成二十八年度の予防給付  
費額及び経過的介護予防等事業費額の合算額」と、同項第二号及び同条第四  
項第二号中「平成二十七年度から平成二十九年度までのいずれかの年度」と

あるのは「平成二十九年度」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前二項」と、」と、「経過的介護予防等事業費額（各市町村における経過的介護予防等事業に要する費用の額をいう。第八項第八号において同じ。））」とあるのは「経過的介護予防等事業費額」と、「とする」とあるのは「と、同項第九号中「平成二十七年度」とあるのは「平成二十九年度」とする」とする。

附 則 （平成二七年八月二八日政令第三〇三号）

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

附 則 （平成二七年九月九日政令第三二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

附 則 （平成二七年九月三〇日政令第三四二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 （平成二七年十一月二六日政令第三九二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 （平成二七年一二月一六日政令第四二五号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年二月一九日政令第四五号） 抄

この政令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成

二十八年四月一日) から施行する。

附 則 (平成二八年三月四日政令第五六号)

この政令は、公認心理師法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十八年三月十五日) から施行する。

○健康保険法等の一部を改正する法律(抄)

(平成十八年六月二十一日)

(法律第八十三号)

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第一百十一条、第一百十一条の二及び第一百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(平一八法一一六・平二三法七二・一部改正)

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法(以下この条において「旧介護保険法」という。)第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前

の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

編注（効力持続分については、末尾に登載した「改正前の介護保険法施行令」参照）

（平二三法七二・追加）

附 則 （平成一八年一二月二〇日法律第一一六号） 抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一九年政令第一〇号で平成一九年一月二六日から施行）

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。））、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

○平成二十三年政令第三百七十五号による改正前の介護保険法施行令  
(抄)

改正 平成二三年一二月二日政令第三七六号

同二四年八月一〇日同第二一一号

同二五年一月一八日同第五号

同二五年三月二一日同第七〇号

同二五年四月一二日同第一二二号

同二六年三月三一日同第一二九号

同二六年四月一八日同第一六四号

同二六年七月三〇日同第二六九号

同二六年八月八日同第二七八号

同二六年九月三日同第三〇〇号

(同二六年一一月一二日同 第三五八号)

同二六年一一月一二日同第三五八号

同二六年一一月一九日同第三六五号

同二七年三月三一日同第一三八号

同二七年八月二八日同第三〇三号

同二七年一一月二六日同第三九二号

同二八年三月四日同第五六号

[平成十八年法律第八十三号附則第百三十条の二第一項の規定により  
同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定（これらの規  
定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十年三月三十一日までの  
間、なおその効力を有するとされる。]

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 介護認定審査会（第五条—第十条）

第三章 保険給付

第一節 他の法令による給付との調整（第十一条）

第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定  
（第十一条の二―第十一条の十一）

第三節 認定（第十一条の十二―第十四条）

第四節 介護給付（第十五条―第二十二條の五）

第五節 予防給付（第二十三条―第二十九條の五）

第六節 保険給付の制限等（第三十条―第三十五条）

第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第一節 通則（第三十五条の二―第三十五条の九）

第二節 介護支援専門員（第三十五条の十・第三十五条の十一）

第三節 介護老人保健施設（第三十六条・第三十七条）

第四節 介護サービス情報の公表（第三十七条の二―第三十七条の十二）

第五章 地域支援事業（第三十七条の十三―第三十七条の十五）

第六章 保険料（第三十八条―第四十五条の七）

第七章 審査請求（第四十六条―第五十一条）

第八章 雑則（第五十一条の二・第五十一条の三）

第九章 施行法の経過措置に関する規定（第五十二条―第五十九条）

附則

第一章 総則

（特別会計の勘定）

第一条 介護保険法（以下「法」という。）第百十五条の四十八に規定する事業として指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）

及び指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業並びに介護保険施設の運営を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、介護保険に関する特別会計を保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に区分しなければならない。

（平二三政三七六・一部改正）

（特定疾病）

第二条 法第七条第三項第二号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする。

- 一 がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- 二 関節リウマチ
- 三 筋<sup>い</sup>萎縮性側索硬化症
- 四 後縦<sup>じん</sup>靱帯骨化症
- 五 骨折を伴う骨粗<sup>しょう</sup>鬆症
- 六 初老期における認知症（法第八条第十六項に規定する認知症をいう。以下同じ。）
- 七 進行性核上性麻痺<sup>ひ</sup>、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 八 脊<sup>せき</sup>髄小脳変性症
- 九 脊<sup>せき</sup>柱管狭<sup>さく</sup>窄症
- 十 早老症
- 十一 多系統<sup>い</sup>萎縮症
- 十二 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎<sup>じん</sup>症及び糖尿病性網膜症
- 十三 脳血管疾患
- 十四 閉塞<sup>そく</sup>性動脈硬化症
- 十五 慢性閉塞<sup>そく</sup>性肺疾患
- 十六 両側の膝<sup>しつ</sup>関節又は股<sup>こ</sup>関節に著しい変形を伴う変形性関節症（法第八条第二項及び第八条の二第二項の政令で定める者）

第三条 法第八条第二項及び第八条の二第二項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この条において「養成研修修了者」という。）とする。

一 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事

二 都道府県知事が指定する者（以下この条において「介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの（以下この条において「介護員養成研修」という。） 当該介護員養成研修事業者

2 前項第二号の事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

一 厚生労働省令で定める基準に適合する介護員養成研修を適正に実施する能力があると認められること。

二 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 養成研修修了者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。

ロ 厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること。

ハ 介護員養成研修の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

3 都道府県知事は、介護員養成研修事業者が、前項各号に掲げる要件を満たすことができなくなると認められるときは、第一項第二号の指定を取り消すことができる。

4 前三項に規定するもののほか、養成研修修了者に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(福祉用具の貸与の方法等)

第三条の二 法第八条第十二項若しくは第十三項又は法第八条の二第十二項若しくは第十三項に規定する政令で定めるところにより行われる貸与又は販売は、居宅要介護者（法第八条第二項に規定する居宅要介護者をいう。）又は居宅要支援者（法第八条の二第二項に規定する居宅要支援者をいう。）が福祉用具（法第八条第十二項に規定する福祉用具をいう。以下この項において同じ。）を選定するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者（以下この項及び第四項において「福祉用具専門相談員」という。）から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われる貸与又は販売とする。

一 保健師

二 看護師

三 准看護師

四 理学療法士

五 作業療法士

六 社会福祉士

七 介護福祉士

八 義肢装具士

九 前条第一項に規定する養成研修修了者（厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）

十 福祉用具専門相談員に関する講習であって厚生労働省令で定める基準に適合するものを行う者として都道府県知事が指定するもの（以下この項及び第三項において「福祉用具専門相談員指定講習事業者」という。）により行われる当該講習（以下この項及び次項において「福祉用具専門相談員指定講習」という。）の課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者

2 前項第十号の事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められるものについ

て、当該都道府県知事が行う。

一 福祉用具専門相談員指定講習を適正に実施する能力があると認められること。

二 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 前項第十号の証明書の交付を受けた者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。

ロ 厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること。

ハ 福祉用具専門相談員指定講習の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

3 都道府県知事は、福祉用具専門相談員指定講習事業者が、前項各号に掲げる要件を満たすことができなくなると認められるときは、第一項第十号の指定を取り消すことができる。

4 前三項に規定するもののほか、福祉用具専門相談員に関することその他の第一項の貸与又は販売の方法に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(法第八条第二十六項の政令で定める療養病床等)

第四条 法第八条第二十六項の政令で定める療養病床は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床のうち、その従業者の人員、設備及び運営に関する基準であって厚生労働省令で定めるものに適合するものとする。

2 法第八条第二十六項の政令で定める病床は、主として認知症である老人（当該認知症に伴って著しい精神症状（特に著しいものを除く。）を呈する者又は当該認知症に伴って著しい行動異常（特に著しいものを除く。）がある者に限るものとし、その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）を入院させることを目的とした病床であって、厚生労働大臣が定め

る員数の看護師その他の従業者を有し、かつ、厚生労働大臣が定める看護の体制その他の看護に関する基準に適合するものとする。

## 第二章 介護認定審査会

(介護認定審査会の委員の定数の基準)

第五条 法第十五条第一項に規定する認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数に係る同項に規定する政令で定める基準は、認定審査会の要介護認定(要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定及び要介護認定の取消しを含む。第四十六条において同じ。)又は要支援認定(要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定及び要支援認定の取消しを含む。同条において同じ。)に係る審査及び判定の件数その他の事情を勘案して、各市町村が必要と認める数の第九条第一項に規定する合議体を認定審査会に設置することができる数であることとする。

(委員の任期)

第六条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第七条 認定審査会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、認定審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第八条 認定審査会は、会長が招集する。

2 認定審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 認定審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(合議体)

第九条 認定審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で、審査及び判定の案件を取り扱う。

2 合議体に長を一人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

3 合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として市町村が定める数とする。

4 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

6 認定審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって認定審査会の議決とする。

（都道府県介護認定審査会に関する読替え）

第十条 第五条から前条までの規定は、法第三十八条第二項に規定する都道府県介護認定審査会について準用する。この場合において、第五条及び前条第三項中「市町村」とあるのは、「都道府県」と読み替えるものとする。

### 第三章 保険給付

#### 第一節 他の法令による給付との調整

（法第二十条に規定する政令で定める給付等）

第十一条 法第二十条に規定する政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条に規定する政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による療養の給付（船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定による療養補償に相当するものに限る。）	受けることができる給付
労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。他の法律において例に	

よる場合を含む。)の規定による療養補償	
労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償給付及び療養給付	
船員法(他の法律において例による場合を含む。)の規定による療養補償	
災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の規定による扶助金(災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)の規定による療養扶助金に限る。)	
消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号)の規定による療養補償に限る。)	
消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。)	
水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。)	
国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。以下この表において同じ。)の規定による療養補償	
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)の規定による療養給付	
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)の規定による療養給付	
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)の規定による療養補償	
証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第百	

九号) の規定による療養給付	
災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	
戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の規定による療養の給付及び更生医療の給付	
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の規定による療養補償	
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の規定による医療の給付	
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定による医療	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	
労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付及び介護給付	受けること
消防組織法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）	ができる給付（介護に
消防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）	要する費用を支出して
水防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償	介護を受け

の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。)	た部分に限る。)
国家公務員災害補償法の規定による介護補償	
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定による介護給付	
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の規定による介護給付	
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定による介護補償	
証人等の被害についての給付に関する法律の規定による介護給付	
災害対策基本法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る。）	
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八条の規定による介護料	
地方公務員災害補償法の規定による介護補償	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る。）	

（平二五政一二二・一部改正）

## 第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定

（平二三政三七六・改称）

（指定市町村事務受託法人の指定）

第十一条の二 法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人

(以下「指定市町村事務受託法人」という。)の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事務(以下「市町村事務」という。)を受託しようとする者の申請により、市町村事務を行う事務所(以下「市町村事務受託事務所」という。)ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、法第二十四条の二第一項の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る市町村事務受託事務所の介護支援専門員の人員が、厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき(法第二十四条の二第一項第二号の事務を受託しようとする場合に限る。)

二 申請者が、厚生労働省令で定める市町村事務の運営に関する基準に従って適正な市町村事務の運営をすることができないと認められるとき。

三 申請者が、居宅サービス等(法第二十三条に規定する居宅サービス等という。第七号、第十一条の五第九号、第十一条の七第二項第二号及び第六号並びに第十一条の十第八号において同じ。)を提供しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があると都道府県知事が認めたときは、この限りでない。

四 申請者が、法及び第三十五条の二各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。

六 申請者が、第十一条の五第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第一項の規定による市町村事務の廃止の届出をした者(当該市町村事務の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若し

くは都道府県事務（法第二十四条の三第一項各号に掲げる事務をいう。以下同じ。）に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申請者の役員等（法第七十条第二項第六号に規定する役員等をいう。以下同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第四号又は前号に該当する者

ハ 第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ニ 第六号に規定する期間内に次条第一項の規定による市町村事務の廃止の届出をした法人（当該市町村事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

（平二三政三七六・一部改正）

（指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第十一条の三 指定市町村事務受託法人は、当該指定に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該市町村事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を、指定市町村事務受託法人に事務を委託している市町村長に通知しなければならない。

（平二三政三七六・一部改正）

（指定市町村事務受託法人による報告）

第十一条の四 都道府県知事は、市町村事務の適正な実施を確保するため必要

があると認めるときは、その必要な限度で、指定市町村事務受託法人に対し、報告を求めることができる。

(平二三政三七六・一部改正)

(指定市町村事務受託法人の指定の取消し等)

第十一条の五 都道府県知事は、指定市町村事務受託法人が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 法第二十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たさなくなったとき。

二 指定市町村事務受託法人が、第十一条の二第二項第四号又は第八号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 指定市町村事務受託法人が、当該指定に係る市町村事務受託事務所の介護支援専門員の人員について、厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。

四 指定市町村事務受託法人が、厚生労働省令で定める市町村事務の運営に関する基準に従って適正な市町村事務の運営をすることができなくなったとき。

五 指定市町村事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定市町村事務受託法人が、不正の手段により法第二十四条の二第一項の指定を受けたとき（当該指定市町村事務受託法人が法第二十四条の三第一項に規定する指定都道府県事務受託法人（以下「指定都道府県事務受託法人」という。）の指定を受けている場合にあっては、不正の手段により同項の指定を受けたときを含む。）。

七 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、法及び第三十五条の四各号に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、市町村事務に

関し不正又は著しく不当な行為をしたとき（当該指定市町村事務受託法人が指定都道府県事務受託法人の指定を受けている場合にあっては、都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたときを含む。）。

九 指定市町村事務受託法人の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 市町村は、市町村事務を行った指定市町村事務受託法人について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る市町村事務受託事務所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

（平二三政三七六・一部改正）

（指定市町村事務受託法人の指定等の公示）

第十一条の六 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 法第二十四条の二第一項の指定をしたとき。

二 第十一条の三第一項の規定による届出（同項の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同項に規定する市町村事務の休止及び再開に係るものを除く。）があったとき。

三 前条第一項の規定により法第二十四条の二第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

（平二三政三七六・一部改正）

（指定都道府県事務受託法人の指定）

第十一条の七 指定都道府県事務受託法人の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県事務を受託しようとする者の申請により、都道府県事務を行う事務所（以下「都道府県事務受託事務所」という。）ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次のいずれかに該当するとき、法第二十四条の三第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が、厚生労働省令で定める都道府県事務の運営に関する基準に従

- って適正な都道府県事務の運営をすることができないと認められるとき。
- 二 申請者が、居宅サービス等を提供しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があると都道府県知事が認めたときは、この限りでない。
- 三 申請者が、法及び第三十五条の二各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。
- 五 申請者が、第十一条の十の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条の規定による都道府県事務の廃止の届出をした者（当該都道府県事務の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 七 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ロ 第三号又は前号に該当する者
- ハ 第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
- ニ 第五号に規定する期間内に次条の規定による都道府県事務の廃止の届出をした法人（当該都道府県事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であっ

た者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

(平二三政三七六・追加)

(指定都道府県事務受託法人の名称等の変更の届出等)

第十一条の八 指定都道府県事務受託法人は、当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該都道府県事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(平二三政三七六・追加)

(指定都道府県事務受託法人による報告)

第十一条の九 都道府県知事は、都道府県事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定都道府県事務受託法人に対し、報告を求めることができる。

(平二三政三七六・追加)

(指定都道府県事務受託法人の指定の取消し等)

第十一条の十 都道府県知事は、指定都道府県事務受託法人が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 法第二十四条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たさなくなったとき。
- 二 指定都道府県事務受託法人が、第十一条の七第二項第三号又は第七号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 指定都道府県事務受託法人が、厚生労働省令で定める都道府県事務の運営に関する基準に従って適正な都道府県事務の運営をすることができなくなったとき。
- 四 指定都道府県事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 指定都道府県事務受託法人が、不正の手段により法第二十四条の三第一

項の指定を受けたとき（当該指定都道府県事務受託法人が指定市町村事務受託法人の指定を受けている場合にあっては、不正の手段により法第二十四条の二第一項の指定を受けたときを含む。）。

六 前各号に掲げる場合のほか、指定都道府県事務受託法人が、法及び第三十五条の四各号に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、指定都道府県事務受託法人が、都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき（当該指定都道府県事務受託法人が指定市町村事務受託法人の指定を受けている場合にあっては、市町村事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたときを含む。）。

八 指定都道府県事務受託法人の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

（平二三政三七六・追加）

（指定都道府県事務受託法人の指定等の公示）

第十一条の十一 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 法第二十四条の三第一項の指定をしたとき。

二 第十一条の八の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する都道府県事務の休止及び再開に係るものを除く。）があったとき。

三 前条の規定により法第二十四条の三第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

（平二三政三七六・追加）

### 第三節 認定

（要介護状態区分の変更の認定に関する読替え）

第十一条の十二 法第二十九条第二項の規定による技術的読替えは、次の表の

とおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十七条第二項	前項	第二十九条第二項において準用する前項
第二十七条第三項	第一項	第二十九条第二項において準用する第一項
第二十七条第四項	第二項	第二十九条第二項において準用する第二項
	前項	第二十九条第二項において準用する前項
	、第一項	、第二十九条第二項において準用する第一項
	要介護状態に該当	現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当
第二十七条第五項	前項	第二十九条第二項において準用する前項
第二十七条第六項	前項	第二十九条第二項において準用する前項
	第三項	第二十九条第二項において準用する第三項
第二十七条第七項	第五項	第二十九条第二項において準用する第五項
第二十七条第九項	第五項	第二十九条第二項において準用する第五項
	要介護者	要介護者又は要介護状態区分の

		変更を認定すべき者
	第一項	第二十九条第二項において準用する第一項
第二十七条第十項	、第一項	、第二十九条第二項において準用する第一項
	第二項	第二十九条第二項において準用する第二項
	第三項	第二十九条第二項において準用する第三項
第二十七条第十一項	第一項	第二十九条第二項において準用する第一項
	次項	第二十九条第二項において準用する次項
第二十七条第十二項	第一項	第二十九条第二項において準用する第一項
	前項	第二十九条第二項において準用する前項
第二十八条第五項	前項において準用する前条第二項の	要介護状態区分の変更の認定に係る
第二十八条第六項	前項	第二十九条第二項において準用する前項
第二十八条第七項	第五項	第二十九条第二項において準用する第五項
	次項	第二十九条第二項において準用する次項
	前項	第二十九条第二項において準用する前項

第二十八条第八項	第五項	第二十九条第二項において準用する第五項
----------	-----	---------------------

(平二三政三七六・旧第十一条の七繰下)

第十二条 法第三十条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十七条第二項	前項の申請があった	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要があると認める
	当該申請	当該認定
第二十七条第三項	第一項の申請があった	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要があると認める
	当該申請	当該認定
第二十七条第四項	第二項	第三十条第二項において準用する第二項
	前項	第三十条第二項において準用する前項
	第一項の申請	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定
	要介護状態に該当	現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当
第二十七条第五項	前項	第三十条第二項において準用する前項
第二十七条第六項	前項	第三十条第二項において準用す

		る前項
	第三項	第三十条第二項において準用する第三項
第二十七条第七項前段	第五項	第三十条第二項において準用する第五項
第二十八条第五項	前項において準用する前条第二項の	要介護状態区分の変更の認定に係る
第二十八条第六項	前項	第三十条第二項において準用する前項
第二十八条第七項	第五項	第三十条第二項において準用する第五項
	次項	第三十条第二項において準用する次項
	前項	第三十条第二項において準用する前項
第二十八条第八項	第五項	第三十条第二項において準用する第五項

(要介護認定の取消しに関する読替え)

第十三条 法第三十一条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十七条第二項	前項の申請があった	第三十一条第一項の要介護認定の取消しのために必要があると認める
	当該申請	当該取消し
第二十七条第三項	第一項の申請があった	第三十一条第一項の要介護認定

		の取消しのために必要があると認める
	当該申請	当該取消し
第二十七条第四項	第二項	第三十一条第二項において準用する第二項
	前項	第三十一条第二項において準用する前項
	第一項の申請	第三十一条第一項の要介護認定の取消し
	要介護状態に該当すること及びその該当する要介護状態区分	要介護状態に該当しなくなったこと。
	要介護状態に該当すること、その該当する要介護状態区分及びその要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであること。	要介護状態に該当しなくなったこと。
第二十七条第五項前段	前項	第三十一条第二項において準用する前項
第二十七条第六項	前項	第三十一条第二項において準用する前項
	第三項	第三十一条第二項において準用する第三項
第二十七条第七項前段	第五項	第三十一条第二項において準用する第五項

第二十八条第五項	前項において準用する前条第二項の	要介護認定の取消しに係る
第二十八条第六項	前項	第三十一条第二項において準用する前項
第二十八条第七項	第五項	第三十一条第二項において準用する第五項
	次項	第三十一条第二項において準用する次項
	前項	第三十一条第二項において準用する前項
第二十八条第八項	第五項	第三十一条第二項において準用する第五項

(要支援状態区分の変更の認定に関する読替え)

第十三条の二 法第三十三条の二第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十八条第五項	前項において準用する前条第二項の	要支援状態区分の変更の認定に係る
第二十八条第六項	前項	第三十三条の二第二項において準用する前項
第二十八条第七項	第五項	第三十三条の二第二項において準用する第五項
	次項	第三十三条の二第二項において準用する次項
	前項	第三十三条の二第二項において準用する前項

第二十八条第八項	第五項	第三十三条の二第二項において準用する第五項
第三十二条第二項	前項	第三十三条の二第二項において準用する前項
第三十二条第三項	前項	第三十三条の二第二項において準用する前項
	、第一項	、第三十三条の二第二項において準用する第一項
	要支援状態に該当	現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当
第三十二条第四項及び第五項	前項	第三十三条の二第二項において準用する前項
第三十二条第六項	第四項	第三十三条の二第二項において準用する第四項
第三十二条第八項	第四項	第三十三条の二第二項において準用する第四項
	要支援者	要支援者又は要支援状態区分の変更を認定すべき者
	第一項	第三十三条の二第二項において準用する第一項
第三十二条第九項	第一項	第三十三条の二第二項において準用する第一項

第十三条の三 法第三十三条の三第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第二十八条第五項	前項において準用する前 条第二項の	要支援状態区分の変更の認定に 係る
第二十八条第六項	前項	第三十三条の三第二項において 準用する前項
第二十八条第七項	第五項	第三十三条の三第二項において 準用する第五項
	次項	第三十三条の三第二項において 準用する次項
	前項	第三十三条の三第二項において 準用する前項
第二十八条第八項	第五項	第三十三条の三第二項において 準用する第五項
第三十二条第二項	前項の申請	第三十三条の三第一項の要支援 状態区分の変更の認定
	同項の申請	同項の認定
第三十二条第三項	前項	第三十三条の三第二項において 準用する前項
	第一項の申請	第三十三条の三第一項の要支援 状態区分の変更の認定
	要支援状態に該当	現に受けている要支援認定に係 る要支援状態区分以外の要支援 状態区分に該当
第三十二条第四項及 び第五項	前項	第三十三条の三第二項において 準用する前項
第三十二条第六項前 段	第四項	第三十三条の三第二項において 準用する第四項

(要支援認定の取消しに関する読替え)

第十四条 法第三十四条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十八条第五項	前項において準用する前条第二項の	要支援認定の取消しに係る
第二十八条第六項	前項	第三十四条第二項において準用する前項
第二十八条第七項	第五項	第三十四条第二項において準用する第五項
	次項	第三十四条第二項において準用する次項
	前項	第三十四条第二項において準用する前項
第二十八条第八項	第五項	第三十四条第二項において準用する第五項
第三十二条第二項	前項の申請	第三十四条第一項の要支援認定の取消し
	同項の申請	同項の要支援認定の取消し
第三十二条第三項	前項	第三十四条第二項において準用する前項
	第一項の申請	第三十四条第一項の要支援認定の取消し
	要支援状態に該当すること及びその該当する要支援状態区分	要支援状態に該当しなくなったこと。
	要支援状態に該当するこ	要支援状態に該当しなくなった

	と、その該当する要支援状態区分及びその要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであること。	こと。
第三十二条第四項前段及び第五項	前項	第三十四条第二項において準用する前項
第三十二条第六項前段	第四項	第三十四条第二項において準用する第四項

#### 第四節 介護給付

(特例居宅介護サービス費を支給する場合)

第十五条 法第四十二条第一項第四号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。

- 一 居宅要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 二 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービス（法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。次号、第二十二條の五及び第二十九條の五において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 三 法第四十二条第一項第三号に規定する居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(地域密着型介護サービス費及び指定地域密着型サービス事業者に関する読

替え)

第十五条の二 法第四十二条の二第九項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第三項	指定居宅サービスを	指定地域密着型サービスを
	居宅要介護被保険者	要介護被保険者
	指定居宅サービス事業者	指定地域密着型サービス事業者
第四十一条第八項	指定居宅サービス事業者	指定地域密着型サービス事業者
	、指定居宅サービス	、指定地域密着型サービス
	居宅要介護被保険者	要介護被保険者
第四十一条第十項	前項	第四十二条の二第八項
第四十一条第十一項	前項	第四十二条の二第九項において準用する前項

(特例地域密着型介護サービス費を支給する場合)

第十五条の三 法第四十二条の三第一項第三号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。

一 要介護被保険者(法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 法第四十二条の三第一項第二号に規定する要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス(法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(居宅介護サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当

該支給額の算定方法)

第十六条 法第四十三条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第四十三条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合（第三号の場合を除く。） 当該居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この条において同じ。）若しくはこれに相当するサービスについて法第四十一条第四項各号又は第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給するものとした場合における法第四十三条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額

二 法第四十三条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合（次号の場合を除く。） 当該居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて法第四十一条第四項各号又は第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給するものとした場合における法第四十三条第四項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額

三 法第四十三条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなり、かつ、同条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合 当該居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくは

これに相当するサービスについて法第四十一条第四項各号又は第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給するものとした場合における法第四十三条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額又は同条第四項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額のうちいずれか大きい方の額を控除して得た額

(居宅介護福祉用具購入費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第十七条 法第四十四条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に法第八条第十三項に規定する特定福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該特定福祉用具の購入に係る居宅介護福祉用具購入費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

(居宅介護住宅改修費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第十八条 法第四十五条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該住宅改修に係る居宅介護住宅改修費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

(居宅介護サービス計画費に関する読替え)

第十九条 法第四十六条第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第三項	指定居宅サービスを	指定居宅介護支援を
第四十一条第八項	指定居宅サービスその他のサービスの	指定居宅介護支援その他のサービス
第四十一条第十項	前項	第四十六条第六項

(特例居宅介護サービス計画費を支給する場合)

第二十条 法第四十七条第一項第三号に規定する政令で定めるときは、居宅要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅介護支援を受けた場合において、必要があると認めるときとする。

(施設介護サービス費及び介護保険施設に関する読替え)

第二十一条 法第四十八条第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第三項	指定居宅サービスを	指定施設サービス等を
	居宅要介護被保険者	要介護被保険者
第四十一条第八項	、指定居宅サービス	、指定施設サービス等
	居宅要介護被保険者	要介護被保険者
第四十一条第十項	前項	第四十八条第六項

(特例施設介護サービス費を支給する場合)

第二十二条 法第四十九条第一項第二号に規定する政令で定めるときは、要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるときとする。

(居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)

第二十二條の二 法第四十九條の二に規定する所得の額は、同條各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）のあった日の属する年の前年（当該介護給付対象サービスのあった日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。第三項において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二條第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。

2 法第四十九條の二の政令で定める額は、百六十万円とする。

3 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者（法第九條第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五條第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五條第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が三百四十六万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあつては、二百八十万円）に満たない場合

二 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあった日の属する年度（当該介護給付対象サービスのあった日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八條の規定によって課する所得割を除く。次條第五項第一号、第二十二條の三第六項第三号ニ並びに第七項第一号ニ及び第二号ニを除き、以下同じ。）を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

三 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サー

ビスのあった日において生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六條第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）である場合  
（平二七政一三八・追加）

（高額介護サービス費）

第二十二條の二の二 法第五十一條第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額（以下「介護サービス費合計額」という。）に九十分の百（法第四十九條の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、法第五十條第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第一市町村特例割合」という。）で除して得た割合、同條第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第二市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等（法第六十二條に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等（介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が三万七千二百円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者（被保護者を除く。以下この項、次項、第五項から第七項までにおいて同じ。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要介護被保険者<sup>あん</sup>按分率（要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係

る第一号及び第二号に掲げる額の合算額（以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 要介護被保険者が受けた居宅サービス等（次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。）に係る介護サービス費合計額に九十分の十（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第一市町村特例割合を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第二市町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合。次項、第四項及び第十項において同じ。）を乗じて得た額

二 要介護被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給（以下「原爆一般疾病医療費の支給」という。）その他厚生労働省令で定める給付が行われるべき居宅サービス等（以下この号及び次項において「特定給付対象居宅サービス等」という。）を受けた場合に、当該特定給付対象居宅サービス等（居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費の支給の対象となる部分に限る。）について当該要介護被保険者がなお負担すべき額

三 居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）（被保護者を除く。次号並びに第二十九条の二第二項、第三項及び第五項において同じ。）が受けた介護予防サービス等（次号に規定する特定給付対象介護予防サービス等を除く。）に係る介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額（以下「介護予防サービス費合計額」という。）に九十分の十（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、法第六十条第一項の規定が適用される場

合にあつては百分の百から同項に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二第一項において「第一市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、法第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から同項に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号において「第二市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合。第二十九条の二において同じ。）を乗じて得た額

- 四 居宅要支援被保険者が原爆一般疾病医療費の支給その他第二号に規定する厚生労働省令で定める給付が行われるべき介護予防サービス等（以下この号及び第二十九条の二第三項において「特定給付対象介護予防サービス等」という。）を受けた場合に、当該特定給付対象介護予防サービス等（介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる部分に限る。）について当該居宅要支援被保険者がなお負担すべき額
- 3 要介護被保険者が特定給付対象居宅サービス等を受けた場合において、当該要介護被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が三万七千二百円を超えるときは、当該得た額から三万七千二百円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。
- 4 要介護被保険者が被保護者である場合において、当該要介護被保険者が同一の月において受けた居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が一万五千円を超えるときは、当該得た額から一万五千円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。
- 5 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの居宅サービス等のあった月の属する年の前年（居宅サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項

及び次項において同じ。)の所得について、第一号に掲げる額(当該居宅サービス等のあった月の属する年の前年の十二月三十一日において世帯主であって、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの(第二号において「控除対象者」という。)を有する者にあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額)が百四十五万円以上であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは、「四万四千四百円」とする。

一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。次条第六項第三号ニ並びに第七項第一号ニ及び第二号ニにおいて同じ。)に係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物

取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額

二 当該居宅サービス等があった月の属する年の前年の十二月三十一日において十六歳未満の控除対象者の数を三十三万円に乗じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二万円に乗じて得た額の合計額

6 前項の規定は、要介護被保険者の属する世帯に属する全ての第一号被保険者について、厚生労働省令で定めるところにより算定した居宅サービス等があった月の属する年の前年の収入の合計額が五百二十万円（当該世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあっては、三百八十三万円）に満たない場合には、適用しない。

7 第二項の場合において、要介護被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。

一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があった月の属する年度（居宅サービス等があった月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者（第九項において「市町村民税世帯非課税者」という。）

二 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があった月において要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であって、第二項及び第二十九条の二第二項中「三万七千二百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護（生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下

同じ。)を必要としない状態となるもの

8 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があった月において要保護者である者であって、同項及び第二十九条の二第二項中「三万七千二百円」とあるのを「一万五千元」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前項第二号に掲げる者を除く。）であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは、「一万五千元」とする。

9 要介護被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、居宅サービス等のあった月の属する年の前年（居宅サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額及び当該居宅サービス等のあった月の属する年の前年（当該居宅サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額の合計額が八十万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であって、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千元を控除して得た額が、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千元を控除して得た額とする。

10 要介護被保険者が法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は

介護保険施設（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）について原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める給付（第二十九条の二第八項において「特定公費負担給付」という。）が行われるべき居宅サービス等を受けた場合又は被保護者である要介護被保険者が指定居宅サービス事業者等について居宅サービス等を受けた場合において、当該居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかったときは、市町村は、当該居宅サービス等に要した費用のうち第三項又は第四項の規定による高額介護サービス費として要介護被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定居宅サービス事業者等に支払うものとする。

- 1 1 前項の規定による支払があったときは、要介護被保険者に対し、第三項又は第四項の規定による高額介護サービス費の支給があったものとみなす。
- 1 2 要介護被保険者が同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合は、当該要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る第二項から前項までの規定の適用については、当該要介護被保険者は当該月を通じて要介護被保険者であったものとみなし、当該月に当該要介護被保険者が受けた介護予防サービス等に関して支給される介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費は、居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給されるものとみなす。
- 1 3 高額介護サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（平二七政一三八・旧第二十二條の二繰下・一部改正）

（高額医療合算介護サービス費）

第二十二條の三 法第五十一條の二第一項に規定する政令で定める額は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五條第一項に規定する一

部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）

二 船員保険法第八十三条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十条の二第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十二条の二第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条の二第一項に規定する一部負担金等の額（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）

七 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）

2 高額医療合算介護サービス費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上医療合算支給総額（次項の七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から同項の七十歳以上医療合算算定基準額を控除した額（当該額が高額医療合算介護サービス費の支給の事務の執行に要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額の算定につき同項

ただし書に該当する場合には、零とする。)をいう。)を控除した額(以下この項において「医療合算利用者負担世帯合算額」という。)が医療合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、医療合算利用者負担世帯合算額から医療合算算定基準額を控除した額に医療合算按分率(同号、第二号、第四号及び第五号に掲げる額の合算額から次項の規定により高額医療合算介護サービス費が支給される場合における当該支給額の算定に係る同項の七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から同項に規定する七十歳以上医療合算算定基準額を控除した額に同項に規定する七十歳以上医療合算按分率を乗じて得た額(以下この項において「七十歳以上世帯支給額」という。)を控除した額を、医療合算利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額に被保険者医療合算按分率(第一号に掲げる額から次項の規定により支給される高額医療合算介護サービス費を控除した額を、同号、第二号、第四号及び第五号に掲げる額の合算額から七十歳以上世帯支給額を控除した額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。ただし、第一号から第六号までに掲げる額を合算した額又は第七号に掲げる額が零であるときは、この限りでない。

一 前年八月一日から七月三十一日までの期間(以下この条及び第二十九条の三第三項において「計算期間」という。)において、当該市町村の行う介護保険の被保険者(計算期間の末日(以下この条において「基準日」という。)において被保険者である者に限る。以下この条において「基準日被保険者」という。)が受けた居宅サービス等に係る前条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額(同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。)

二 計算期間において、基準日被保険者が受けた介護予防サービス等に係る前条第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額(第二十九条の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。)

- 三 計算期間において、基準日被保険者が他の市町村の行う介護保険の被保険者であった間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る前条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合又は第二十九条の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、これらの支給額の合計額を控除した額とする。）
- 四 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が当該市町村の行う介護保険の被保険者であった間に受けた居宅サービス等に係る第一号に規定する合算額
- 五 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が当該市町村の行う介護保険の被保険者であった間に受けた介護予防サービス等に係る第二号に規定する合算額
- 六 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が他の市町村の行う介護保険の被保険者であった間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る第三号に規定する合算額
- 七 次のイからリまでに掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれイからリまでに定める額
- イ 基準日において健康保険法の規定による被保険者（同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。第四項において「健康保険被保険者」という。）又はその被扶養者（健康保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「健康保険被扶養者」という。）である者 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十三条の二第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額
- ロ 基準日において日雇特例被保険者（健康保険法施行令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。第四項において同じ。）又はその被扶養者（健康保険法の規定による被扶養者をいう。同項にお

いて「日雇特例被扶養者」という。)である者 健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる額の合算額

ハ 基準日において船員保険法の規定による被保険者（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。第四項において「船員保険被保険者」という。）又はその被扶養者（船員保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「船員保険被扶養者」という。）である者 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十一条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合算額

ニ 基準日において国民健康保険法の規定による被保険者（以下この条において「国民健康保険被保険者」という。）である者（基準日において同法第六条各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれかに該当することにより、当該基準日の翌日から国民健康保険被保険者の資格を喪失することとなる者を除く。以下この条において同じ。） 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四の二第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額

ホ 基準日において国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の三第一項に規定する自衛官等（以下この条において「自衛官等」という。）を除く。第四項において「国共済組合員」という。）又はその被扶養者（同法の規定による被扶養者をいい、自衛官等の被扶養者を含む。同項において「国共済被扶養者」という。）である者 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六の二第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額

ヘ 基準日において自衛官等である者 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合算額

ト 基準日において地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(第四項において「地共済組合員」という。)又はその被扶養者(同法の規定による被扶養者をいう。同項において「地共済被扶養者」という。)である者 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第二十三条の三の六第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額

チ 基準日において私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(第四項において「私学共済加入者」という。)又はその被扶養者(同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法の規定による被扶養者をいう。同項において「私学共済被扶養者」という。)である者 私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額

リ 基準日において高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者(以下この条において「後期高齢者医療の被保険者」という。)である者 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第十六条の二第一項第一号から第三号までに掲げる額の合算額

3 前項各号に掲げる額のうち、七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等若しくは介護予防サービス等又は同項第七号イからリまでに定める額に係る規定に規定する療養(以下この項において「七十歳以上合算対象サービス」という。)に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額(以下この項において「七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額」という。)が七十歳以上医療合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合は、七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から七十歳以上医療合算算定基準額を控除した額に七十歳以上医療合算按分率(七十歳以上合算対象サービスに係る前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額を、七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額に七十歳以上被保険者医療合

算按分率（七十歳以上合算対象サービスに係る同項第一号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、七十歳以上合算対象サービスに係る同号、同項第二号、第四号及び第五号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を高額医療合算介護サービス費として基準日被保険者に支給する。ただし、七十歳以上合算対象サービスに係る同項第一号から第六号までに掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額又は七十歳以上合算対象サービスに係る同項第七号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額が零であるときは、この限りでない。

4 第二項の基準日被保険者の合算対象者は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 基準日において被用者保険被保険者等（健康保険被保険者、日雇特例被保険者、船員保険被保険者、国共済組合員、自衛官等、地共済組合員又は私学共済加入者をいう。以下この条において同じ。）である者 基準日においてその被扶養者（健康保険被扶養者、日雇特例被扶養者、船員保険被扶養者、国共済被扶養者、地共済被扶養者又は私学共済被扶養者をいう。以下この条において同じ。）である者

二 基準日において被扶養者である者 基準日において当該者がその被扶養者である被用者保険被保険者等である者又は基準日において当該被用者保険被保険者等の被扶養者である当該者以外の者

三 基準日において国民健康保険被保険者である者 基準日において当該者と同一の世帯に属する当該者以外の国民健康保険被保険者である者

四 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 基準日において当該者と同一の世帯に属する当該者以外の後期高齢者医療の被保険者である者

5 第二項から前項までの規定は、当該計算期間において当該市町村が行う介護保険の被保険者であった者（基準日において当該市町村が行う介護保険の

被保険者である者を除く。) に対する高額医療合算介護サービス費の支給について準用する。

6 第二項（前項において準用する場合を含む。）の医療合算算定基準額は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 基準日において被用者保険被保険者等又はその被扶養者である者 次の

イからホまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める額

イ ロからホまでに掲げる者以外の者 六十七万円

ロ 基準日の属する月の標準報酬月額等（医療保険各法（国民健康保険法を除く。）に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額をいう。以下この項及び次項において同じ。）が八十三万円以上の被用者保険被保険者等又はその被扶養者 二百十二万円

ハ 基準日の属する月の標準報酬月額等が五十三万円以上八十三万円未満の被用者保険被保険者等又はその被扶養者 百四十一万円

ニ 基準日の属する月の標準報酬月額等が二十八万円未満の被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ホに掲げる者を除く。） 六十万円

ホ 市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次項において同じ。）である被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ロ及びハに掲げる者を除く。） 三十四万円

二 基準日において国民健康保険被保険者である者 次のイからホまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからホまでに定める額

イ ロからホまでに掲げる場合以外の場合 六十七万円

ロ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民

健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について基準日の属する年の前々年（第九項の規定により八月一日から十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年の前年。ハ及びニにおいて同じ。）の国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が九百一万円を超える場合 二百十二万円

ハ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について基準日の属する年の前々年の国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が六百万円を超え九百一万円以下の場合 百四十一万円

ニ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について基準日の属する年の前々年の国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が二百十万円以下の場合（ホに掲げる者を除く。） 六十万円

ホ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において、（１）及び（２）に掲げる区分に従い、それぞれ（１）及び（２）に定める者の全てについて基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない場合又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除される場合（これらの者のいずれかが当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者である場合を除く。次項において「市町村民税国保世帯非課税の場合」という。）三十四万円

（１） 当該国民健康保険被保険者が市町村の行う国民健康保険の被保険者である場合 当該者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する

当該市町村の行う国民健康保険の被保険者である者

(2) 当該国民健康保険被保険者が組合の行う国民健康保険の被保険者である場合 当該者の属する世帯に属する当該組合の組合員及びその世帯に属する当該組合の行う国民健康保険の被保険者である者

三 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ ロからニに掲げる者以外の者 五十六万円

ロ 基準日において療養の給付（高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付をいう。）を受けることとした場合に同法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者 六十七万円

ハ 市町村民税世帯非課税者（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の三第一項第三号の市町村民税世帯非課税者をいう。）（ニに掲げる者を除く。） 三十一万円

ニ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該後期高齢者医療の被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得の金額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十五条第一項第四号に規定する「各種所得の金額」をいう。次項において同じ。）及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない者 十九万円（計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、三十一万円とする。）

7 第三項（第五項において準用する場合を含む。）の七十歳以上医療合算算定基準額は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 基準日において被用者保険被保険者等又はその被扶養者である者 次の

イからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額  
イ ロからニまでに掲げる者以外の者 五十六万円

ロ 基準日において療養の給付（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法による療養の給付をいう。）を受けることとした場合に、健康保険法第七十四条第一項第三号、船員保険法第五十五条第一項第三号、国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号（私立学校教職員共済法第二十五条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法第五十七条第二項第三号の規定が適用される被用者保険被保険者等又はその被扶養者 六十七万円  
ハ 市町村民税非課税者である被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ロ又はニに掲げる者を除く。） 三十一万円

ニ 被用者保険被保険者等及び基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその被扶養者である者のすべてが基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ロに掲げる者を除く。） 十九万円（計算期間において、当該基準日被保険者又は当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、三十一万円とする。）

二 基準日において国民健康保険被保険者である者 次のイからニまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ ロからニに掲げる場合以外の場合 五十六万円

ロ 基準日において当該国民健康保険被保険者が療養の給付（国民健康保険法による療養の給付をいう。）を受けることとした場合において、同法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者であるとき。 六十七

万円

ハ 市町村民税国保世帯非課税の場合（二に掲げる場合を除く。） 三十一万円

ニ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において、前項第二号ハ（１）及び（２）に掲げる区分に従い、それぞれ当該（１）及び（２）に定める者のすべてについて基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない場合 十九万円（計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、三十一万円とする。）

三 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 前項第三号に定める額

8 要介護被保険者が計算期間における同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合における第二項から第四項まで（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）及び第五項から前項までの規定の適用については、前条第十二項の規定を準用する。

9 被保険者が計算期間において医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなくなり、かつ、その医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなくなった日以後の計算期間において新たに医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額医療合算介護サービス費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあっては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、この条の規定を適用する。

10 高額医療合算介護サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(平二六政一二九・平二六政三六五・平二七政一三八・一部改正)

(特定入所者介護サービス費及び特定介護保険施設等に関する読替え)

第二十二條の四 法第五十一條の三第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一條第三項	指定居宅サービスを	特定介護サービスを
	居宅要介護被保険者	特定入所者
	指定居宅サービス事業者	特定介護保険施設等
第四十一條第八項	指定居宅サービス事業者	特定介護保険施設等
	、指定居宅サービス	、特定介護サービス
	居宅要介護被保険者	特定入所者
第四十一條第十項	前項	第五十一條の三第七項
第四十一條第十一項	前項	第五十一條の三第八項において準用する前項

(特例特定入所者介護サービス費を支給する場合)

第二十二條の五 法第五十一條の四第一項第二号の政令で定めるときは、次のとおりとする。

- 一 特定入所者（法第五十一條の三第一項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。）が、基準該当居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 二 指定居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に

該当するものに住所を有する特定入所者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第五号において同じ。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

四 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

五 第二号に規定する特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

#### 第五節 予防給付

（介護予防サービス費及び指定介護予防サービス事業者に関する読替え）

第二十三条 法第五十三条第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第三項	指定居宅サービスを	指定介護予防サービスを
	居宅要介護被保険者	居宅要支援被保険者
	指定居宅サービス事業者	指定介護予防サービス事業者
第四十一条第八項	指定居宅サービス事業者	指定介護予防サービス事業者
	、指定居宅サービス	、指定介護予防サービス
	居宅要介護被保険者	居宅要支援被保険者
第四十一条第十項	前項	第五十三条第六項

第四十一条第十一项	前項	第五十三条第七項において準用する前項
-----------	----	--------------------

(特例介護予防サービス費を支給する場合)

第二十四条 法第五十四条第一項第四号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。

- 一 居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 二 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当介護予防サービス（法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。次号において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 三 法第五十四条第一項第三号に規定する居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(地域密着型介護予防サービス費及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する読替え)

第二十四条の二 法第五十四条の二第九項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第三項	指定居宅サービスを	指定地域密着型介護予防サービスを
	居宅要介護被保険者	居宅要支援被保険者
	指定居宅サービス事業者	指定地域密着型介護予防サービ

		ス事業者
第四十一条第八項	指定居宅サービス事業者	指定地域密着型介護予防サービス事業者
	、指定居宅サービス	、指定地域密着型介護予防サービス
	居宅要介護被保険者	居宅要支援被保険者
第四十一条第十項	前項	第五十四条の二第八項
第四十一条第十一項	前項	第五十四条の二第九項において準用する前項

(特例地域密着型介護予防サービス費を支給する場合)

第二十四条の三 法第五十四条の三第一項第三号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。

一 居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 法第五十四条の三第一項第二号に規定する居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービス以外の地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(介護予防サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第二十五条 法第五十五条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第五十五条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合(第三号の場合を除く。) 当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防

サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額

二 法第五十五条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合（次号の場合を除く。） 当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第四項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額

三 法第五十五条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなり、かつ、同条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合 当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額又は同条第四項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額のうちいずれか大きい方の額を控除して得た額

（介護予防福祉用具購入費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法）

第二十六条 法第五十六条第七項に規定する政令で定めるところにより算定し

た額は、現に法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該特定介護予防福祉用具の購入に係る介護予防福祉用具購入費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

(介護予防住宅改修費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第二十七条 法第五十七条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該住宅改修に係る介護予防住宅改修費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

(介護予防サービス計画費及び指定介護予防支援事業者に関する読替え)

第二十八条 法第五十八条第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第三項	指定居宅サービスを	指定介護予防支援を
	居宅要介護被保険者	居宅要支援被保険者
	指定居宅サービス事業者	指定介護予防支援事業者
第四十一条第八項	指定居宅サービス事業者	指定介護予防支援事業者
	、指定居宅サービス	、指定介護予防支援
	居宅要介護被保険者	居宅要支援被保険者
第四十一条第十項	前項	第五十八条第六項
第四十一条第十一項	前項	第五十八条第七項において準用する前項

(特例介護予防サービス計画費を支給する場合)

第二十九条 法第五十九条第一項第三号に規定する政令で定めるときは、居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防支援を受けた場合において、必要があると認めるときとする。

(高額介護予防サービス費)

第二十九条の二 法第六十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の百（法第六十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2 高額介護予防サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担世帯合算額が三万七千二百円を超える場合に、当該月に介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要支援被保険者按分率（居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等に係る第二十二条の二第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

3 居宅要支援被保険者が特定給付対象介護予防サービス等を受けた場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が三万七千二百円を超えるときは、当該得た額から三万七千二百円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。

4 居宅要支援被保険者が被保護者である場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月において受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が一万五千円を超えるときは、当該得

た額から一万五千円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。

5 第二項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。

一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等のあった月の属する年度（介護予防サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者（第七項において「市町村民税世帯非課税者」という。）

二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であつて、第二十二條の二第二項及び第二項中「三万七千二百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

6 第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であつて、第二十二條の二第二項及び第二項中「三万七千二百円」とあるのを「一万五千円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前項第二号に掲げる者を除く。）であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは、「一万五千円」とする。

7 居宅要支援被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、介護予防サービス等のあった月の属する年の前年（介護予防サービス等のあった月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額及び当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年（当該介護予防サービス等のあった月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額の合計額が八十万円

以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であって、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

8 居宅要支援被保険者が法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下この項において「指定介護予防サービス事業者等」という。）について特定公費負担給付が行われるべき介護予防サービス等を受けた場合又は被保護者である居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者等について介護予防サービス等を受けた場合において、当該介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかったときは、市町村は、当該介護予防サービス等に要した費用のうち第三項又は第四項の規定による高額介護予防サービス費として居宅要支援被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定介護予防サービス事業者等に支払うものとする。

9 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し、第三項又は第四項の規定による高額介護予防サービス費の支給があったものとみなす。

10 居宅要支援被保険者が同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等については、第二項から前項までの規定は、適用しない。

11 高額介護予防サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（高額医療合算介護予防サービス費）

第二十九条の三 法第六十一条の二第一項に規定する政令で定める額は、第二十二條の三第一項各号に掲げる額とする。

2 高額医療合算介護予防サービス費の支給については、第二十二條の三（第一項及び第八項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第一号に掲げる」とあるのは、「第二号に掲げる」と、同条第三項中「同項第一号に掲げる」とあるのは、「同項第二号に掲げる」と読み替えるものとする。

3 居宅要支援被保険者が計算期間における同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合における前項において読み替えて準用する第二十二條の三（第一項及び第八項を除く。）の規定の適用については、前条第十項の規定を準用する。

（特定入所者介護予防サービス費及び特定介護予防サービス事業者に関する読替え）

第二十九条の四 法第六十一条の三第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第三項	指定居宅サービスを	特定介護予防サービスを
	居宅要介護被保険者	特定入所者
	指定居宅サービス事業者	特定介護予防サービス事業者
第四十一条第八項	指定居宅サービス事業者	特定介護予防サービス事業者
	、指定居宅サービス	、特定介護予防サービス
	居宅要介護被保険者	特定入所者
第四十一条第十項	前項	第六十一条の三第七項
第四十一条第十一项	前項	第六十一条の三第八項において準用する前項

（特例特定入所者介護予防サービス費を支給する場合）

第二十九条の五 法第六十一条の四第一項第二号の政令で定めるときは、次のとおりとする。

一 特定入所者（法第六十一条の三第一項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。）が、基準該当居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 特定居宅サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定居宅サービスをいう。以下この条において同じ。）及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第五号において同じ。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

四 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

五 第二号に規定する特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

#### 第六節 保険給付の制限等

（法第六十六条第一項に規定する政令で定める特別の事情）

第三十条 法第六十六条第一項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。

一 保険料を滞納している要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害によ

り、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 その他前二号に準ずる事由として厚生労働省令で定める事由があること。  
(法第六十六条第三項に規定する政令で定める特別の事情)

第三十一条 法第六十六条第三項に規定する政令で定める特別の事情は、同項に規定する要介護被保険者等に係る滞納額の著しい減少又は前条に規定する事情とする。

(法第六十七条及び第六十八条に規定する政令で定める特別の事情)

第三十二条 第三十条の規定は、法第六十七条第一項及び第二項並びに法第六十八条第一項に規定する政令で定める特別の事情について準用する。

2 法第六十八条第二項に規定する政令で定める特別の事情は、同項に規定する要介護被保険者等に係る未納医療保険料等の著しい減少又は第三十条に規定する事情とする。

(保険料徴収権消滅期間の算定方法)

第三十三条 法第六十九条第一項に規定する保険料徴収権消滅期間（次条において「保険料徴収権消滅期間」という。）は、要介護被保険者等が当該市町村の第一号被保険者であった各年度（要介護被保険者等が認定（同項に規定する認定をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）を受けた日の十年前の日の属する年度から、認定を受けた日の属する年度までの各年度。以下この条及び次条第二項において「算定対象年度」という。）について、第二号に掲げる額を第一号に掲げる額で除して得た数を厚生労働省令で定めるところにより合算して得た数に相当する年数とする。

一 算定対象年度において当該要介護被保険者等が当該市町村に対して納付すべき保険料額（要介護被保険者等が当該市町村の第一号被保険者となり、又は当該市町村の第一号被保険者でなくなった年度においては、当該年度の賦課期日に当該市町村の第一号被保険者となり、当該年度の末日に至る

まで当該市町村の第一号被保険者であったものとみなして算定するものとする。)

二 前号に掲げる保険料額（認定を受けた日の十年前の日の属する年度においては、認定を受けた日の十年前の日以降に到来する納期に係るものに限る。）のうち、保険料を徴収する権利が時効によって消滅している保険料額の合計

（平二七政一三八・一部改正）

（給付額減額期間の算定方法）

第三十四条 法第六十九条第一項に規定する給付額減額期間は、第一号に掲げる期間に第二号に掲げる数を乗じて得た数の二分の一に相当する数に十二を乗じて得た数を厚生労働省令で定めるところにより算定して得た数に相当する月数とする。

一 保険料徴収権消滅期間

二 保険料徴収権消滅期間を保険料徴収権消滅期間と保険料納付済期間を合計した期間で除して得た数

2 前項第二号の保険料納付済期間は、要介護被保険者等が当該市町村の第一号被保険者であった算定対象年度について、第二号に掲げる額を第一号に掲げる額で除して得た数を厚生労働省令で定めるところにより合算して得た数に相当する年数とする。

一 前条第一号に掲げる保険料額

二 前条第一号に掲げる保険料額（認定を受けた日の十年前の日の属する年度においては、認定を受けた日の十年前の日以降に到来する納期に係るものに限る。）のうち、納付済の保険料額の合計

（法第六十九条第一項ただし書に規定する政令で定める特別の事情）

第三十五条 法第六十九条第一項ただし書に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは地域密着型

介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められる事情とする。

- 一 要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 二 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 三 その他前二号に準ずる事由として厚生労働省令で定める事由があること。

#### 第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

##### 第一節 通則

（登録の拒否等に係る法律）

第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百七条第三項第四号（法第百七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十五条の二第二項第五号、第百十五条の十二第二項第五号及び第百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）
- 二 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）
- 三 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
- 四 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）
- 五 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

- 六 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）
- 七 医療法
- 八 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
- 九 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）
- 十 生活保護法
- 十一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
- 十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）
- 十三 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百四十六号）
- 十四 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）
- 十五 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）
- 十六 高齢者の医療の確保に関する法律
- 十七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
- 十八 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）
- 十九 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百三十一号）
- 二十 言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）
- 二十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
- 二十二 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）
- 二十三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
- 二十四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
- 二十五 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）
- 二十六 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）

二十七 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

二十八 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

（平二五政五・平二六政一六四・平二六政二六九・平二六政二七八・平二六政三五八・平二六政三〇〇（平二六政三五八）・平二七政一三八・平二七政三〇三・平二八政五六・一部改正）

（指定の拒否等に係る使用人の範囲）

第三十五条の三 法第七十条第二項第六号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第九十四条第三項第十一号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人であって、申請者の事業所又は申請者が開設した施設を管理する者とする。

（指定の取消し等に係る法律）

第三十五条の四 法第七十七条第一項第九号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第百四条第一項第九号、第百十四条第一項第十号、第百十五条の九第一項第九号、第百十五条の十九第十一号及び第百十五条の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法

二 児童福祉法（国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する場合を含む。）

三 栄養士法

四 医師法

五 歯科医師法

六 保健師助産師看護師法

七 歯科衛生士法

八 医療法

- 九 身体障害者福祉法
- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 十一 生活保護法
- 十二 社会福祉法
- 十三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- 十五 薬剤師法
- 十六 老人福祉法
- 十七 理学療法士及び作業療法士法
- 十八 高齢者の医療の確保に関する法律
- 十九 社会福祉士及び介護福祉士法
- 二十 義肢装具士法
- 二十一 精神保健福祉士法
- 二十二 言語聴覚士法
- 二十三 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）
- 二十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 二十五 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 二十六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- 二十七 子ども・子育て支援法
- 二十八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
- 二十九 国家戦略特別区域法（第十二条の四第七項の規定に限る。）
- 三十 難病の患者に対する医療等に関する法律
- 三十一 公認心理師法

（平二五政五・平二六政一六四・平二六政二六九・平二六政二七八・平二六政三五八・平二六政三〇〇（平二六政三五八）・平二七政三〇三・平二八政五六・一部改正）

（指定地域密着型サービス事業者の指定の更新に関する読替え）

第三十五条の五 法第七十八条の十二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十条の二第一項	第四十一条第一項本文	第四十二条の二第一項本文
第七十条の二第二項及び第三項	前項	第七十八条の十二において準用する前項
第七十条の二第四項	前条	第七十八条の二
	第一項	第七十八条の十二において準用する第一項

(労働に関する法律の規定)

第三十五条の六 法第一百七条第三項第四号の二（法第一百七条の二第四項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びに当該規定に係る同法第二百一条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
- 二 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
- 三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

(平二三政三七六・追加、平二四政二一一・一部改正)

(指定介護予防サービス事業者の指定の更新及び特例に関する読替え)

第三十五条の七 法第百十五条の十一の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十条の二第一項	第四十一条第一項本文	第五十三条第一項本文
第七十条の二第二項及び第三項	前項	第百十五条の十一において準用する前項
第七十条の二第四項	前条	第百十五条の二
	第一項	第百十五条の十一において準用する第一項
第七十一条第一項	居宅サービス	介護予防サービス
	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
	第四十一条第一項本文	第五十三条第一項本文
	第七十七条第一項	第百十五条の九第一項
第七十一条第二項	前項	第百十五条の十一において準用する前項
	指定居宅サービス事業者	指定介護予防サービス事業者
	第四十一条第一項本文	第五十三条第一項本文
第七十二条第一項	居宅サービス	介護予防サービス
	短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
	第四十一条第一項本文	第五十三条第一項本文
第七十二条第二項	前項	第百十五条の十一において準用する前項
	指定居宅サービス事業者	指定介護予防サービス事業者
	第四十一条第一項本文	第五十三条第一項本文

(平二三政三七六・旧第三十五条の六線下)

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新に関する読替え)

第三十五条の八 法第百十五条の二十一の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十条の二第一項	第四十一条第一項本文	第五十四条の二第一項本文
第七十条の二第二項及び第三項	前項	第百十五条の二十一において準用する前項
第七十条の二第四項	前条	第百十五条の十二
	第一項	第百十五条の二十一において準用する第一項

(平二三政三七六・旧第三十五条の七線下)

(指定介護予防支援事業者の指定の更新に関する読替え)

第三十五条の九 法第百十五条の三十一の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十条の二第一項	第四十一条第一項本文	第五十八条第一項
第七十条の二第二項及び第三項	前項	第百十五条の三十一において準用する前項
第七十条の二第四項	前条	第百十五条の二十二
	第一項	第百十五条の三十一において準用する第一項

(平二三政三七六・旧第三十五条の八線下)

## 第二節 介護支援専門員

(指定試験実施機関の指定の要件等)

第三十五条の十 法第六十九条の二十七第一項に規定する指定試験実施機関

(以下この条において「指定試験実施機関」という。)の指定は、厚生労働

省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

一 法人であること。

二 試験事務（法第六十九条の二十七第一項に規定する試験事務をいう。次号ニにおいて同じ。）を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。

三 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 厚生労働省令で定める事項を変更するとき、又は当該事業を廃止するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、都道府県知事の承認を受けること。

ロ 厚生労働省令で定める事項を変更するとき、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届け出ること。

ハ 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること。

ニ 試験事務の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

2 都道府県知事は、指定試験実施機関が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、法第六十九条の二十七第一項の指定を取り消すことができる。

一 不正な手段により法第六十九条の二十七第一項の指定を受けたとき。

二 法第六十九条の二十八第一項の規定に違反したとき。

三 法第六十九条の二十九の命令に違反したとき。

四 前項各号の要件を満たすことができなくなると認められるとき。

3 都道府県知事は、法第六十九条の二十七第一項の規定による指定及び前項の規定による取消しを行ったときは、その旨を公示しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、指定試験実施機関に関して必要な事項は、

厚生労働省令で定める。

(平二三政三七六・旧第三十五条の九繰下)

(指定研修実施機関の指定の要件等)

第三十五条の十一 法第六十九条の三十三第一項に規定する指定研修実施機関(以下この条において「指定研修実施機関」という。)の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

一 研修事務(法第六十九条の三十三第一項に規定する研修事務をいう。次号ホにおいて同じ。)を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。

二 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 厚生労働省令で定める事項を変更するとき、又は当該事業を廃止するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、都道府県知事の承認を受けること。

ロ 厚生労働省令で定める事項を変更するとき、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届け出ること。

ハ 法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修及び法第六十九条の八第二項に規定する更新研修を修了した者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。

ニ 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 研修事務の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

2 都道府県知事は、指定研修実施機関が、次の各号のいずれかに該当する場

合においては、法第六十九条の三十三第一項の指定を取り消すことができる。

一 不正な手段により法第六十九条の三十三第一項の指定を受けたとき。

二 法第六十九条の三十三第二項の規定により準用する法第六十九条の二十九の命令に違反したとき。

三 前項各号の要件を満たすことができなくなると認められるとき。

3 都道府県知事は、法第六十九条の三十三第一項の規定による指定及び前項の規定による取消しを行ったときは、その旨を公示しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、指定研修実施機関に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(平二三政三七六・旧第三十五条の十繰下)

### 第三節 介護老人保健施設

(介護老人保健施設に関する読替え)

第三十六条 法第百五条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

医療法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項	医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者	医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者
第三十条	第二十四条第一項、第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第三項	介護保険法第百一条、第百二条第一項、第百三条第三項又は第百四条第一項

(法第百六条の政令で定める規定等)

第三十七条 法第百六条の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。

一 健康保険法、健康保険法施行令及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）の規定

二 船員保険法及び船員保険法施行令の規定

- 三 消防法、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定
- 四 医師法の規定（第十六条の二第一項及び第四項並びに第十六条の三に限る。）
- 五 歯科医師法の規定（第十六条の二第一項及び第四項並びに第十六条の三に限る。）
- 六 社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）の規定
- 七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定（第十九条の五、第十九条の十及び第二十九条第四項に限る。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）の規定（第二条の三第一項に限る。）
- 八 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）の規定
- 九 生活保護法の規定
- 十 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定
- 十一 地方税法の規定（第五百八十六条第二項第五号及び第七百一条の三十四第三項第九号に限る。）
- 十二 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定（第十条第一項第一号に限る。）
- 十三 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の規定（第二十四条第一項第三号、第二十五条第一項、第二十七条第一項及び第二項並びに第四十四条の二第二項第一号に限る。）及び自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の規定
- 十四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の規定（第六条の三第一項第一号に限る。）
- 十五 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）の規定

- 十六 国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法施行令の規定
  - 十七 国民健康保険法、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の規定
  - 十八 地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法施行令の規定
  - 十九 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の規定
  - 二十 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）及び水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）の規定
  - 二十一 高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の規定
  - 二十二 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の規定（第十六条第一項第一号に限る。）
  - 二十三 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の規定（第八十九条第一項第一号に限る。）
  - 二十四 法の規定
  - 二十五 介護保険法施行法（以下「施行法」という。）の規定
  - 二十六 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の規定
  - 二十七 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の規定
  - 二十八 防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の規定
  - 二十九 自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）の規定
  - 三十 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定
  - 三十一 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の規定
  - 三十二 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の規定（第四条第五号並びに第三十四条第四号から第六号まで及び第八号に限る。）
  - 三十三 前各号に掲げるもののほか、勅令及び政令以外の命令の規定であつて当該命令を発する者が定めるもの
- 2 法第百六条の政令で定める法令は、次の表の上欄に掲げる法令とし、同条

の政令で定める介護老人保健施設は、同表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句について、それぞれ、同表の下欄に掲げる介護老人保健施設とする。

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）	病院	入所定員十九人以下
	診療所	入所定員二十人以上
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	病院	入所定員十九人以下
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号）及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）	病院	入所定員十九人以下
	診療所	入所定員二十人以上
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）	病院	入所定員十九人以下
	診療所	入所定員二十人以上
建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）	病院	入所定員十九人以下
駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）	病院	入所定員十九人以下
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）	病院	入所定員十九人以下
瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）	病院	入所定員十九人以下
勅令及び政令以外の命令であって、当該命令を発する者が定めるもの	病院	当該命令を発する者が定めるもの
	診療所	当該命令を発する者が定めるもの

#### 第四節 介護サービス情報の公表

(介護サービス情報の報告に関する計画等)

第三十七条の二 法第百十五条の三十五第一項の規定による介護サービス情報の報告（以下この条において「報告」という。）は、都道府県知事が毎年定める報告に関する計画に従い、行うものとする。

2 前項の計画には、都道府県知事が、その管轄する地域における介護サービス（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスをいう。）の提供の状況を勘案し、報告の方法、期限その他の厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。

3 都道府県知事は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(指定調査機関の指定の基準)

第三十七条の三 都道府県知事は、指定調査機関（法第百十五条の三十六第一項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。）の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

一 申請者が法人でないとき。

二 申請者が、調査事務（法第百十五条の三十六第一項に規定する調査事務をいう。以下同じ。）を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。

三 申請者の役員又は法人の種類に応じて厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 前号に定めるもののほか、申請者が、調査事務が不公正になるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。

五 申請者が、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であるとき。

六 申請者が、第三十七条の十第一項の規定により指定調査機関の指定を取

り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。

七 申請者が、第三十七条の十一において準用する第三十七条の十第一項の規定により指定情報公表センター（法第百十五条の四十二第一項に規定する指定情報公表センターをいう。第三十七条の十一において同じ。）の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。

八 申請者の役員のうち、第五号に該当する者があるとき。

（指定調査機関の指定の公示等）

第三十七条の四 都道府県知事は、指定調査機関の指定をしたときは、当該指定調査機関の名称及び住所並びに調査事務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（調査の方法）

第三十七条の五 指定調査機関は、公正に、かつ、都道府県知事が毎年定める調査事務に関する計画に従い、調査事務を行わなければならない。

2 前項の計画には、調査事務の対象となる介護サービス事業者（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス事業者をいう。）の名称、調査を行うべき時期その他の厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。

3 都道府県知事は、調査事務の方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その方法を改善すべきことを命ずることができる。

（調査事務規程）

第三十七条の六 指定調査機関は、調査事務の開始前に、厚生労働省令で定める調査事務の実施に関する事項について調査事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とす

る。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により認可をした調査事務規程が調査事務の公正かつ適確な実施上不適當となったと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(調査員の要件)

第三十七条の七 法第百十五条の三十七第二項の政令で定める調査員（以下この条において「調査員」という。）の要件は、都道府県知事又はその指定する者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下この条において「調査員養成研修」という。）の課程を修了し、当該都道府県知事が作成する調査員名簿に登録されていることとする。

- 2 都道府県知事は、前項の登録をした場合には、調査員登録証明書を作成し、当該登録に係る調査員に交付しなければならない。
- 3 調査員登録証明書を交付した都道府県知事は、調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の調査員名簿から消除するものとする。この場合において、当該都道府県知事は、当該者に対し、調査員登録証明書の返還を求めなければならない。
  - 一 虚偽又は不正の事実に基づいて調査員登録証明書の交付を受けた者
  - 二 法若しくは法に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者
  - 三 前二号に掲げる者のほか、調査員の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者
- 4 第一項の調査員養成研修を行う者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。
  - 一 法人であること。
  - 二 調査員養成研修を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。
  - 三 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。
    - イ 厚生労働省令で定める事項を変更するとき又は当該事業を廃止すると

きは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、都道府県知事の承認を受けること。

ロ 厚生労働省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届け出ること。

ハ 調査員養成研修を修了した者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。

ニ 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 調査員養成研修の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

5 都道府県知事は、調査員養成研修を行う者が、前項各号の要件を満たすことができなくなると認められるときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6 都道府県知事は、第一項の規定による指定及び前項の規定による取消しを行ったときは、その旨を公示しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、調査員養成研修に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(改善命令)

第三十七条の八 都道府県知事は、指定調査機関が第三十七条の三第二号から第四号までのいずれかに該当するに至ったと認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務の運営を改善するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(指定調査機関の業務の休廃止の許可の公示)

第三十七条の九 都道府県知事は、法第一百五十一条の四十一の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定調査機関の指定の取消し等)

第三十七条の十 都道府県知事は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定調査機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定調査機関が、不正の手段により、法第百十五条の三十六第一項の指定を受けたとき。

二 指定調査機関が、第三十七条の三第一号、第五号、第七号及び第八号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 指定調査機関が、第三十七条の四第二項又は第三十七条の六第一項の規定に違反したとき。

四 指定調査機関が、第三十七条の五第三項、第三十七条の六第二項又は第三十七条の八の規定による命令に違反したとき。

五 指定調査機関が、第三十七条の六第一項の認可を受けた調査事務規程によらないで調査事務を行ったとき。

六 指定調査機関が、調査事務に関し著しく不適當な行為をしたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は調査事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定情報公表センターの指定等についての準用)

第三十七条の十一 第三十七条の三、第三十七条の四第一項及び第三十七条の十の規定は指定情報公表センターの指定について、第三十七条の四第二項及び第三項、第三十七条の五、第三十七条の六、第三十七条の八並びに第三十七条の九の規定は指定情報公表センターについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条の三	第百十五条の三十六第一項	第百十五条の四十二第一項
	調査事務	情報公表事務
第三十七条の四第一	調査事務	情報公表事務

項及び第二項		
第三十七条の四第三項	前項	第三十七条の十一において準用する前項
第三十七条の五第一項	調査事務	情報公表事務
第三十七条の五第二項	前項	第三十七条の十一において準用する前項
	調査事務	情報公表事務
	調査を	公表を
第三十七条の五第三項	調査事務	情報公表事務
第三十七条の六第一項	調査事務の	情報公表事務の
	調査事務規程	情報公表事務規程
第三十七条の六第二項	前項	第三十七条の十一において準用する前項
	調査事務規程	情報公表事務規程
	調査事務の	情報公表事務の
第三十七条の八	第三十七条の三第二号から第四号まで	第三十七条の十一において準用する第三十七条の三第二号から第四号まで
	調査事務	情報公表事務
第三十七条の九	第百十五条の四十一	第百十五条の四十二第三項において準用する法第百十五条の四十一
第三十七条の十第一項	調査事務の	情報公表事務の

	第百十五条の三十六第一項	第百十五条の四十二第一項
	第三十七条の三第一号、第五号、第七号及び第八号	第三十七条の十一において準用する第三十七条の三第一号、第五号、第六号及び第八号
	第三十七条の四第二項又は第三十七条の六第一項	第三十七条の十一において準用する第三十七条の四第二項又は第三十七条の六第一項
	第三十七条の五第三項、第三十七条の六第二項又は第三十七条の八	第三十七条の十一において準用する第三十七条の五第三項、第三十七条の六第二項又は第三十七条の八
	第三十七条の六第一項	第三十七条の十一において準用する第三十七条の六第一項
	調査事務規程	情報公表事務規程
	調査事務を	情報公表事務を
	調査事務に	情報公表事務に
第三十七条の十第二項	前項	第三十七条の十一において準用する前項
	調査事務	情報公表事務

(指定情報公表センターに関する読替え)

第三十七条の十二 法第百十五条の四十二第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十五条の三十八第一項	次項	第百十五条の四十二第三項において準用する次項

第百十五條の四十第 二項	前項	第百十五條の四十二第三項にお いて準用する前項
-----------------	----	----------------------------

(平二三政三七六・一部改正)

## 第五章 地域支援事業

(地域支援事業の額)

第三十七條の十三 法第百十五條の四十五第三項に規定する政令で定める額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画（法第百十七條第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）に定める介護給付等対象サービス（法第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の見込量等に基づいて算定した各年度の介護給付等（法第二十條に規定する介護給付等をいう。）に要する費用の予想額（以下この条において「給付見込額」という。）に百分の三（法第百十五條の四十五に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち介護予防事業（法第百二十二條の二第一項に規定する介護予防事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び地域支援事業（介護予防事業を除く。）については、それぞれ百分の二）を乗じて得た額とする。

2 法第百二十一條第二項に規定する市町村について前項の規定を適用する場合においては、給付見込額は、法第四十三條第三項、第四十四條第六項、第四十五條第六項、第五十五條第三項、第五十六條第六項又は第五十七條第六項の規定に基づく条例による措置が講ぜられないものとして算定するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額が三百万円に満たない市町村にあつては、地域支援事業（介護予防事業を除く。）に係る政令で定める額は、これを三百万円とし、介護予防事業に係る政令で定める額は、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額とすることができる。

(平二三政三七六・一部改正)

(地域包括支援センターに関する読替え)

第三十七條の十四 法第百十五條の四十六第六項の規定による技術的読替えは、

次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十九条の第十四第一項	厚生労働大臣	市町村長
	第六十九条の十一第一項の登録を	当該市町村又は第百十五条の四十七第一項の委託を受けた者が地域包括支援センターを設置
	登録を受けた者	地域包括支援センターの設置者
	主たる事務所	当該地域包括支援センター
	登録をした日	地域包括支援センターを設置した日
第六十九条の第十四第二項	登録試験問題作成機関	地域包括支援センターの設置者 (第百十五条の四十七第一項の委託を受けた者に限る。)
	主たる事務所	当該地域包括支援センター
	厚生労働大臣及び第六十九条の十一第一項の規定により登録試験問題作成機関にその試験問題作成事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)	市町村長
第六十九条の第十四第三項	厚生労働大臣	市町村長
	前項	当該市町村が設置した地域包括

	支援センターについてその名称若しくは所在地に変更があるとき、又は第百十五条の四十六第六項において準用する前項
--	--

(平二三政三七六・一部改正)

(地域包括支援センターの職員に対する研修)

第三十七条の十五 地域包括支援センター（法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下この項において同じ。）の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、その職員に対し、地域包括支援センターの業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための研修を受けさせなければならない。

2 前項の研修は、厚生労働大臣が定める基準に従い、都道府県知事が行うものとする。

(平二三政三七六・一部改正)

## 第六章 保険料

(保険料率の算定に関する基準)

第三十八条 各年度における保険料率に係る法第百二十九条第二項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であつて、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合）を乗じて得た額であることとする。

一 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの（ロに該当するものを除く。）

(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課され

ていない者（次号イ及び第三号イ並びに次条第一項第一号イ、第二号イ及び第三号イにおいて「市町村民税世帯非課税者」という。）

(2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

ロ 被保護者

ハ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 四分の三

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 四分の四

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しない

もの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 四分の五

イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

六 前各号のいずれにも該当しない者 四分の六

2 前項の基準額は、計画期間（法第百四十七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。以下同じ。）ごとに、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を補正第一号被保険者数で除して得た額を基準として算定するものとする。

3 前二項の保険料収納必要額（以下「保険料収納必要額」という。）は、計画期間における各年度の第一号に掲げる額の合算額の見込額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。

一 介護給付及び予防給付に要する費用の額、市町村特別給付に要する費用の額、地域支援事業に要する費用の額、保健福祉事業に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額、法第百四十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額並びにその他の介護保険事業に要する費用（介護保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合算額

二 法第百二十一条、第百二十三条第一項及び第二項並びに第二百二十四条の規定による負担金、法第百二十二条の規定による調整交付金、法第百二十二条の二並びに法第百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金、法第百二十五条の規定による介護給付費交付金、法第百二十六条の規定によ

る地域支援事業支援交付金、法第二百二十七条及び第二百二十八条の規定による補助金その他介護保険事業に要する費用のための収入（介護保険の事務の執行に要する費用に係るものを除く。）の額の合算額

- 4 第二項の予定保険料収納率は、計画期間における各年度に賦課すべき保険料の額の総額の合算額に占めるこれらの年度において収納する保険料の見込総額の合算額の割合として厚生労働省令で定める基準に従い算定される率とする。
- 5 第二項の補正第一号被保険者数は、計画期間における各年度について第一項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、それぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が第一項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）を乗じて得た数を合計した数を当該計画期間について合算した数とする。
- 6 第一項第五号の基準所得金額は、すべての市町村に係る同項第一号若しくは第二号又は第三号に該当する第一号被保険者数の見込数にそれぞれ四分の二又は四分の一を乗じて得た数と、すべての市町村に係る同項第五号又は第六号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数にそれぞれ四分の一又は四分の二を乗じて得た数との均衡が図られること等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でない認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。
- 7 法第四百四十八条第一項の規定に基づき市町村相互財政安定化事業を行う市町村について第二項から第五項までの規定を適用する場合においては、第二項中「計画期間（法第四百四十七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。）」とあるのは「事業実施期間（法第四百四十八条第二項に規定する事業実施期間をいう。）」と、第三項中「計画期間」とあるのは「事業実施期間」と、同項第一号中「償還に要する費用の額」とあるのは「償還に要する費用の額、市町村相互財政安定化事業（法第四百四十八条第一項に規定する市町村相互財政

安定化事業をいう。以下この条において同じ。)により負担する費用の額」と、同項第二号中「補助金」とあるのは「補助金、市町村相互財政安定化事業により交付される費用の額」と、第四項及び第五項中「計画期間」とあるのは「事業実施期間」とする。

(特別の基準による保険料率の算定)

第三十九条 前条第一項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第六号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

一 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合  
イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの(ロに該当するものを除く。)

(1) 市町村民税世帯非課税者

(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

ロ 被保護者

ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。)

二 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合  
イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）
- 三 次のいずれかに該当する者 四分の三を標準として市町村が定める割合
  - イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者
  - ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）
- 四 次のいずれかに該当する者 四分の四を標準として市町村が定める割合
  - イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの
  - ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）
- 五 次のいずれかに該当する者 四分の四を超える割合で市町村が定める割合
  - イ 合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
  - ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）
- 六 次のいずれかに該当する者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合
  - イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定め

る額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分  
による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第  
一号イ（（１）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

七 前各号のいずれにも該当しない者 前号に掲げる割合を超える割合で市  
町村が定める割合

2 市町村は、前項の規定により、同項各号に規定する割合、同項第五号イ及  
び第六号イに規定する額並びに同項第六号に掲げる第一号被保険者の区分を  
合計所得金額に基づいて更に区分する場合には当該合計所得金額及び当該区  
分に応じて定める割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料に  
より確保することができるようにするものとする。

3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の基準額の算定について準用  
する。この場合において、同条第五項中「第一項各号」とあるのは「次条第  
一項各号」と、「標準割合（市町村が第一項の規定によりこれと異なる割合  
を設定するときは、当該割合）」とあるのは「割合」と読み替えるものとす  
る。

4 前条第七項の規定は、法第百四十八条第一項の規定に基づき市町村相互財  
政安定化事業を行う市町村について前項の規定を適用する場合において準用  
する。

（法第百三十一条に規定する政令で定める年金給付等）

第四十条 法第百三十一条に規定する政令で定める年金たる給付は次のとおり  
とする。

一 国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び同法  
附則第九条の三第一項による老齢年金

二 昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法  
（第四十二条において「旧国民年金法」という。）による老齢年金、通算  
老齢年金及び障害年金

三 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金及

び遺族厚生年金

四 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（第四十二条において「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金及び通算遺族年金

五 国家公務員共済組合法による障害共済年金及び遺族共済年金

六 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（第四十二条において「旧国共済法」という。）並びに昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

七 地方公務員等共済組合法による障害共済年金及び遺族共済年金

八 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第四十二条において「旧地共済法」という。）並びに昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

九 私立学校教職員共済法による障害共済年金及び遺族共済年金

十 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（第四十二条において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

2 法第百三十一条に規定する政令で定める年金たる給付に類する給付は、次のとおりとする。

- 一 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（第四十二条において「旧船員保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、障害年金及び遺族年金
- 二 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。次号において「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- 三 移行農林年金（平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金  
（特別徴収の対象となる年金額）

第四十一条 法第百三十四条第一項第一号及び第二項から第六項までに規定する政令で定める額は、十八万円とする。

（年金保険者の市町村に対する通知の経由の順序）

第四十一条の二 法第百三十四条第七項（法第百三十七条第九項（法第百四十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第百三十八条第四項（法第百四十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する場合においては、法第百三十四条第七項に規定する年金保険者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）及び同条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の順に經由して行われるよう指定法人に伝達することにより、これらを経由して当該通知を行うものとする。

2 法第百三十四条第九項（法第百三十七条第九項（法第百四十条第三項（第

四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第百三十八条第四項(法第四十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。)並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)に規定する場合においては、法第百三十四条第八項に規定する年金保険者は、指定法人及び連合会の順に經由して行われるよう指定法人に伝達することにより、これらを経由して当該通知を行うものとする。

- 3 法第百三十四条第十項(法第百三十七条第九項(法第四十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第百三十八条第四項(法第四十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。)並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)に規定する場合においては、法第百三十四条第八項に規定する地方公務員共済組合は、地方公務員共済組合連合会、指定法人及び連合会の順に經由して行われるよう地方公務員共済組合連合会に伝達することにより、これらを経由して当該通知を行うものとする。

(特別徴収対象年金給付の順位)

第四十二条 法第百三十五条第六項の規定により、同一の同条第五項に規定する特別徴収対象被保険者について同条第六項に規定する特別徴収対象年金給付が二以上ある場合においては、次に掲げる順序に従い、先順位の老齢等年金給付(法第百三十一条に規定する老齢等年金給付をいう。以下この条において同じ。)について保険料を徴収させるものとする。ただし、新たに先順位となるべき老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該老齢等年金給付の支払を受けることとなったときは、当該裁定のあった日の属する年度の翌年度の九月三十日までの間は、現に徴収させている当該老齢等年金給付に

ついて引き続き保険料を徴収させるものとする。

- 一 国民年金法による老齢基礎年金
- 二 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
- 三 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
- 四 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
- 五 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 六 国民年金法による障害基礎年金
- 七 厚生年金保険法による障害厚生年金
- 八 旧国民年金法による障害年金
- 九 旧厚生年金保険法による障害年金
- 十 旧船員保険法による障害年金
- 十一 国家公務員共済組合法による障害共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十二 旧国共済法による障害年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十三 国民年金法による遺族基礎年金
- 十四 厚生年金保険法による遺族厚生年金
- 十五 旧厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金
- 十六 旧船員保険法による遺族年金
- 十七 国家公務員共済組合法による遺族共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十八 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（平成八年改正法附則第

十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）

十九 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（第五号に掲げる年金を除く。）

二十 国家公務員共済組合法による障害共済年金（第十一号に掲げる年金を除く。）

二十一 旧国共済法による障害年金（第十二号に掲げる年金を除く。）

二十二 国家公務員共済組合法による遺族共済年金（第十七号に掲げる年金を除く。）

二十三 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（第十八号に掲げる年金を除く。）

二十四 移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

二十五 移行農林共済年金のうち障害共済年金

二十六 移行農林年金のうち障害年金

二十七 移行農林共済年金のうち遺族共済年金

二十八 移行農林年金のうち遺族年金又は通算遺族年金

二十九 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

三十 私立学校教職員共済法による障害共済年金

三十一 旧私学共済法による障害年金

三十二 私立学校教職員共済法による遺族共済年金

三十三 旧私学共済法による遺族年金又は通算遺族年金

三十四 旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

三十五 地方公務員等共済組合法による障害共済年金

三十六 旧地共済法による障害年金

三十七 地方公務員等共済組合法による遺族共済年金

三十八 旧地共済法による遺族年金又は通算遺族年金

（市町村の年金保険者に対する通知の経由の順序）

第四十二条の二 法第三百三十六条第四項（法第三百三十八条第二項（法第四百十

条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）、第百四十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十一条第二項並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の通知は、連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これらを経由してしなければならない。

2 法第百三十六条第五項（法第百三十八条第二項（法第百四十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）、第百四十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十一条第二項並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の通知は、連合会、指定法人及び厚生労働大臣の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これらを経由してしなければならない。

3 法第百三十六条第六項（法第百三十八条第二項（法第百四十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）、第百四十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十一条第二項並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の通知は、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これらを経

由してしなければならない。

(特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合等における市町村による通知に関する読替え)

第四十三条 法第百三十八条第二項（法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による法第百三十六条第四項から第八項までの規定の準用については、同条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第百三十八条第一項（第百四十条第三項において準用する場合を含む。）」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第百三十八条第一項（第百四十条第三項において準用する場合を含む。）」と、「第五項」とあるのは「第百三十八条第二項（第百四十条第三項において準用する場合を含む。）において準用する第五項」と、同条第八項中「前項」とあるのは「第百三十八条第二項（第百四十条第三項において準用する場合を含む。）において準用する前項」と読み替えるものとする。

(仮徴収に関する読替え)

第四十四条 法第百四十条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句（法第百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合）	読み替える字句（法第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合）
第百三十六条第一項	第百三十四条第一項の規定による通知が行われた場合において、前条第一	第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする	第百四十条第二項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする

	項並びに第五項及び第六項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするとき	る場合において	る場合において
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。）
第百三十六条第三項	第一項	第百四十条第三項において準用する第一項	第百四十条第三項において準用する第一項
	年の八月三十一日まで	年の前年の八月三十一日まで	年の四月二十日まで
第百三十六条第四項から第六項まで	第一項	第百四十条第三項において準用する第一項	第百四十条第三項において準用する第一項
	年の七月三十一日まで	年の前年の七月三十一日まで	年の四月二十日まで

	まで	一日まで	
第百三十六条第七項	第一項	第百四十条第三項において準用する第一項	第百四十条第三項において準用する第一項
	第五項	同条第三項において準用する第五項	同条第三項において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	第百四十条第三項において準用する前項	第百四十条第三項において準用する前項
第百三十七条第一項	前条第一項	第百四十条第三項において準用する前条第一項	第百四十条第三項において準用する前条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
	当該年の十月一日から翌年三月三十一日まで	当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日まで	当該年の六月一日から九月三十日まで
第百三十七条第二項	前項	第百四十条第三項において準用する前項	第百四十条第三項において準用する前項
第百三十七条第三項	第一項	第百四十条第三項において準用する第一項	第百四十条第三項において準用する第一項
第百三十七条第五項	前項	第百四十条第三項において準用する前項	第百四十条第三項において準用する前項
第百三十七条第六項	第一項	第百四十条第三項において準用する第一項	第百四十条第三項において準用する第一項
	支払回数割保険料	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額

	額	に相当する額	に相当する額
第百三十七条第七項	第一項	第百四十条第三項において準用する第一項	第百四十条第三項において準用する第一項
第百三十七条第八項	前項	第百四十条第三項において準用する前項	第百四十条第三項において準用する前項
第百三十七条第九項	第五項	第百四十条第三項において準用する第五項	第百四十条第三項において準用する第五項
	同条第十二項	第百三十四条第十二項	第百三十四条第十二項
	第六項	第百四十条第三項において準用する第六項	第百四十条第三項において準用する第六項
第百三十八条第一項	第百三十六条第一項	第百四十条第三項において準用する第百三十六条第一項	第百四十条第三項において準用する第百三十六条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十八条第二項	前項	第百四十条第三項において準用する前項	第百四十条第三項において準用する前項
第百三十八条第三項	第一項	第百四十条第三項において準用する第一項	第百四十条第三項において準用する第一項
	特別徴収対象保険料額	第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によって徴収	第百四十条第二項の規定により特別徴収の方法によって徴収

		する保険料額	する保険料額
第百三十八条第 四項及び第百三 十九条第三項	前項	第百四十条第三項に おいて準用する前項	第百四十条第三項に おいて準用する前項

(介護保険施設に入所中の被保険者の特例に関する技術的読替え)

第四十五条 法第百四十一条第二項の規定による法第百三十六条第四項から第八項までの規定の準用については、同条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第百四十一条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「速やかに」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第百四十一条第一項」と、「第五項」とあるのは「同条第二項において準用する第五項」と、同条第八項中「前項」とあるのは「第百四十一条第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(四月一日後の事項の通知に係る特別徴収額の通知等の取扱い)

第四十五条の二 法第百三十六条から第百三十八条まで（法第百三十七条第四項及び第五項並びに第九項（同条第五項に係る部分に限る。）を除く。）及び第百四十条の規定は、法第百三十四条第二項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第二項並びに第五項及び第六項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十六条第 一項	第百三十四条第一項	第百三十四条第二項
	前条第一項	前条第二項
	同条第一項	同条第二項
第百三十六条第 二項	前項	介護保険法施行令（以下「令」という。） 第四十五条の二第一項において準用す る前項

	から、前条第三項並びに第百四十条第一項及び第二項の規定により当該年の四月一日から九月三十日までの間に徴収される保険料額の合計額を控除して得た額を、当該年の十月一日	を、当該年の十二月一日
第百三十六条第三項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
	八月三十一日	十月二十日
第百三十六条第四項から第六項まで	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
	七月三十一日	十月二十日
第百三十六条第七項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
	第五項	同条第一項において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第百三十七条第一項	前条第一項	令第四十五条の二第一項において準用する前条第一項
	十月一日	十二月一日
第百三十七条第二項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第百三十七条第三項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項

第百三十七条第 六項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用 する第一項
第百三十七条第 七項	第一項及び第四項	令第四十五条の二第一項において準用 する第一項
第百三十七条第 八項	前項	令第四十五条の二第一項において準用 する前項
第百三十七条第 九項	第百三十四条第七項 から第十三項までの 規定は第五項の規定 による通知について、 同条第十二項	第百三十四条第十二項
	第六項	令第四十五条の二第一項において準用 する第六項
第百三十八条第 一項	第百三十六条第一項	令第四十五条の二第一項において準用 する第百三十六条第一項
第百三十八条第 二項	前項	令第四十五条の二第一項において準用 する前項
	これらの規定に関し 必要な技術的読替え は、政令で定める	第百三十六条第四項から第六項までの 規定中「第一項」とあるのは「令第四十 五条の二第一項において準用する第百 三十八条第一項」と、「当該年度の初日 の属する年の七月三十一日までに」とあ るのは「特別徴収対象被保険者が被保険 者資格を喪失した場合その他同項に規 定する厚生労働省令で定める場合に該 当するに至ったときは、速やかに」と読 み替えるものとする

第百三十八条第三項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
第百三十八条第四項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第百四十条第一項	十月一日	十二月一日
	第百三十六条第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第百三十六条第一項
第百四十条第二項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第百四十条第三項	前二項	令第四十五条の二第一項において準用する前二項
第百四十条第四項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
	第二項	令第四十五条の二第一項において準用する第二項

2 前項において準用する法第百四十条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句（前項において準用する法第百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合）	読み替える字句（前項において準用する法第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合）
第百三十六条第一項	第百三十四条第一項の規定による通知が行われた場合	令第四十五条の二第一項において準用する第百四十条第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第百四十条第二項

	において、前条第一項並びに第五項及び第六項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするとき	の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において	の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。）
第百三十六条第三項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
	年の八月三十一日まで	年の前年の十月二十日まで	年の四月二十日まで
第百三十六条第四項から第六項まで	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項

	年の七月三十一日 まで	年の前年の十月二十 日まで	年の四月二十日まで
第百三十六条第 七項	第一項	令第四十五条の二第 一項において準用す る第一項	令第四十五条の二第 一項において準用す る第一項
	第五項	同条第一項において 準用する第五項	同条第一項において 準用する第五項
第百三十六条第 八項	前項	令第四十五条の二第 一項において準用す る前項	令第四十五条の二第 一項において準用す る前項
第百三十七条第 一項	前条第一項	令第四十五条の二第 一項において準用す る前条第一項	令第四十五条の二第 一項において準用す る前条第一項
	支払回数割保険料 額	支払回数割保険料額 に相当する額	支払回数割保険料額 に相当する額
	当該年の十月一日 から翌年三月三十 一日まで	当該年度の初日から その日の属する年の 五月三十一日まで	当該年の六月一日か ら九月三十日まで
第百三十七条第 二項	前項	令第四十五条の二第 一項において準用す る前項	令第四十五条の二第 一項において準用す る前項
第百三十七条第 三項	第一項	令第四十五条の二第 一項において準用す る第一項	令第四十五条の二第 一項において準用す る第一項
第百三十七条第 五項	前項	令第四十五条の二第 一項において準用す る前項	令第四十五条の二第 一項において準用す る前項

第百三十七条第 六項	第一項	令第四十五条の二第 一項において準用す る第一項	令第四十五条の二第 一項において準用す る第一項
	支払回数割保険料 額	支払回数割保険料額 に相当する額	支払回数割保険料額 に相当する額
第百三十七条第 七項	第一項	令第四十五条の二第 一項において準用す る第一項	令第四十五条の二第 一項において準用す る第一項
第百三十七条第 八項	前項	令第四十五条の二第 一項において準用す る前項	令第四十五条の二第 一項において準用す る前項
第百三十七条第 九項	第五項	令第四十五条の二第 一項において準用す る第五項	令第四十五条の二第 一項において準用す る第五項
	同条第十二項	第百三十四条第十二 項	第百三十四条第十二 項
	第六項	令第四十五条の二第 一項において準用す る第六項	令第四十五条の二第 一項において準用す る第六項
第百三十八条第 一項	第百三十六条第一 項	令第四十五条の二第 一項において準用す る第百三十六条第一 項	令第四十五条の二第 一項において準用す る第百三十六条第一 項
	支払回数割保険料 額	支払回数割保険料額 に相当する額	支払回数割保険料額 に相当する額
第百三十八条第 二項	前項	令第四十五条の二第 一項において準用す	令第四十五条の二第 一項において準用す

		る前項	る前項
第百三十八条第三項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
	特別徴収対象保険料額	令第四十五条の二第一項において準用する第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額	令第四十五条の二第一項において準用する第百四十条第二項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額
第百三十八条第四項及び第百三十九条第三項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項

第四十五条の三 法第百三十六條から第百三十八條まで（法第百三十七條第四項及び第五項並びに第九項（同條第五項に係る部分に限る。）を除く。）及び第百四十條の規定は、法第百三十四條第三項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第二項並びに第五項及び第六項（同條第二項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十六條第一項	第百三十四條第一項	第百三十四條第三項
	前條第一項	前條第二項
	同條第一項	同條第二項
第百三十六條第二項	前項	介護保険法施行令（以下「令」という。）第四十五条の三第一項において準用する前項

	から、前条第三項並びに第百四十条第一項及び第二項の規定により当該年の四月一日から九月三十日までの間に徴収される保険料額の合計額を控除して得た額を、当該年の十月一日から翌年	を、当該年の翌年の二月一日から
第百三十六条第三項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
	八月三十一日	十二月二十日
第百三十六条第四項から第六項まで	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
	七月三十一日	十二月二十日
第百三十六条第七項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
	第五項	同条第一項において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百三十七条第一項	前条第一項	令第四十五条の三第一項において準用する前条第一項
	十月一日から翌年	翌年の二月一日から
第百三十七条第二項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百三十七条第三項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用

三項		する第一項
第百三十七条第六項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
第百三十七条第七項	第一項及び第四項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
第百三十七条第八項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百三十七条第九項	第百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項	第百三十四条第十二項
	第六項	令第四十五条の三第一項において準用する第六項
第百三十八条第一項	第百三十六条第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第百三十六条第一項
第百三十八条第二項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
	これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める	第百三十六条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十五条の三第一項において準用する第百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読

		み替えるものとする
第百三十八条第三項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
第百三十八条第四項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百四十条第一項	十月一日から翌年の	翌年の二月一日から
	第百三十六条第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第百三十六条第一項
第百四十条第二項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百四十条第三項	前二項	令第四十五条の三第一項において準用する前二項
第百四十条第四項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
	第二項	令第四十五条の三第一項において準用する第二項

2 前項において準用する法第百四十条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句（前項において準用する法第百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合）	読み替える字句（前項において準用する法第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合）
第百三十六条第一項	第百三十四条第一項の規定による通	令第四十五条の三第一項において準用す	令第四十五条の三第一項において準用す

	<p>知が行われた場合において、前条第一項並びに第五項及び第六項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするとき</p>	<p>る第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において</p>	<p>る第百四十条第二項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において</p>
	<p>支払回数割保険料額</p>	<p>支払回数割保険料額に相当する額</p>	<p>支払回数割保険料額に相当する額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。）</p>
<p>第百三十六条第三項</p>	<p>第一項</p>	<p>令第四十五条の三第一項において準用する第一項</p>	<p>令第四十五条の三第一項において準用する第一項</p>
	<p>年の八月三十一日まで</p>	<p>年の前年の十二月二十日まで</p>	<p>年の四月二十日まで</p>
<p>第百三十六条第四項から第六項</p>	<p>第一項</p>	<p>令第四十五条の三第一項において準用す</p>	<p>令第四十五条の三第一項において準用す</p>

まで		る第一項	る第一項
	年の七月三十一日まで	年の前年の十二月二十日まで	年の四月二十日まで
第百三十六条第七項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
	第五項	同条第一項において準用する第五項	同条第一項において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百三十七条第一項	前条第一項	令第四十五条の三第一項において準用する前条第一項	令第四十五条の三第一項において準用する前条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
	当該年の十月一日から翌年三月三十一日まで	当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日まで	当該年の六月一日から九月三十日まで
第百三十七条第二項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百三十七条第三項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
第百三十七条第五項	前項	令第四十五条の三第一項において準用す	令第四十五条の三第一項において準用す

		る前項	る前項
第百三十七条第 六項	第一項	令第四十五条の三第 一項において準用す る第一項	令第四十五条の三第 一項において準用す る第一項
	支払回数割保険料 額	支払回数割保険料額 に相当する額	支払回数割保険料額 に相当する額
第百三十七条第 七項	第一項	令第四十五条の三第 一項において準用す る第一項	令第四十五条の三第 一項において準用す る第一項
第百三十七条第 八項	前項	令第四十五条の三第 一項において準用す る前項	令第四十五条の三第 一項において準用す る前項
第百三十七条第 九項	第五項	令第四十五条の三第 一項において準用す る第五項	令第四十五条の三第 一項において準用す る第五項
	同条第十二項	第百三十四条第十二 項	第百三十四条第十二 項
	第六項	令第四十五条の三第 一項において準用す る第六項	令第四十五条の三第 一項において準用す る第六項
第百三十八条第 一項	第百三十六条第一 項	令第四十五条の三第 一項において準用す る第百三十六条第一 項	令第四十五条の三第 一項において準用す る第百三十六条第一 項
	支払回数割保険料 額	支払回数割保険料額 に相当する額	支払回数割保険料額 に相当する額
第百三十八条第	前項	令第四十五条の三第	令第四十五条の三第

二項		一項において準用する前項	一項において準用する前項
第百三十八条第三項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
	特別徴収対象保険料額	令第四十五条の三第一項において準用する第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額	令第四十五条の三第一項において準用する第百四十条第二項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額
第百三十八条第四項及び第百三十九条第三項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項

第四十五条の四 法第百三十六條から第百三十九條まで（法第百三十六條第二項及び第百三十七條第四項及び第五項並びに第九項（同條第五項に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、法第百三十四條第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（法第百三十五條第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によって徴収する場合を除く。）又は法第百三十四條第四項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第三項並びに第五項及び第六項（同條第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十六條第一項	第百三十四條第一項	第百三十四條第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（前條第
-----------	-----------	-------------------------------------

		二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によって徴収する場合を除く。)又は第百三十四条第四項
	前条第一項	前条第三項
	同条第一項	同条第三項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。)
第百三十六条第三項	第一項	介護保険法施行令(以下「令」という。)第四十五条の四において準用する第一項
	八月三十一日	翌年の二月二十日
第百三十六条第四項から第六項まで	第一項	令第四十五条の四において準用する第一項
	七月三十一日	翌年の二月二十日
第百三十六条第七項	第一項	令第四十五条の四において準用する第一項
	第五項	同条において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	令第四十五条の四において準用する前項
第百三十七条第一項	前条第一項	令第四十五条の四において準用する前条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額

	十月一日から翌年三月三十一日まで	四月一日から九月三十日まで
第百三十七条第二項	前項	令第四十五条の四において準用する前項
第百三十七条第三項	第一項	令第四十五条の四において準用する第一項
第百三十七条第六項	第一項	令第四十五条の四において準用する第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
第百三十七条第七項	第一項及び第四項	令第四十五条の四において準用する第一項
第百三十七条第八項	前項	令第四十五条の四において準用する前項
第百三十七条第九項	第百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項	第百三十四条第十二項
	第六項	令第四十五条の四において準用する第六項
第百三十八条第一項	第百三十六条第一項	令第四十五条の四において準用する第百三十六条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
第百三十八条第二項	前項	令第四十五条の四において準用する前項
	これらの規定に関し必要な技術的読替え	第百三十六条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十

	は、政令で定める	五条の四において準用する第百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替えるものとする
第百三十八条第三項	第一項	令第四十五条の四において準用する第一項
	特別徴収対象保険料額	第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額
第百三十八条第四項及び第百三十九条第三項	前項	令第四十五条の四において準用する前項

第四十五条の五 法第百三十六條から第百三十九條まで（法第百三十六條第二項及び第百三十七條第四項及び第五項並びに第九項（同條第五項に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、法第百三十四條第五項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第三項並びに第五項及び第六項（同條第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十六條第一項	第百三十四條第一項	第百三十四條第五項
	前條第一項	前條第三項
	同條第一項	同條第三項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額（当該額に

		よることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。)
第百三十六条第三項	第一項	介護保険法施行令（以下「令」という。）第四十五条の五において準用する第一項
	八月三十一日	四月二十日
第百三十六条第四項から第六項まで	第一項	令第四十五条の五において準用する第一項
	七月三十一日	四月二十日
第百三十六条第七項	第一項	令第四十五条の五において準用する第一項
	第五項	同条において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	令第四十五条の五において準用する前項
第百三十七条第一項	前条第一項	令第四十五条の五において準用する前条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
	十月一日から翌年三月三十一日まで	六月一日から九月三十日まで
第百三十七条第二項	前項	令第四十五条の五において準用する前項
第百三十七条第三項	第一項	令第四十五条の五において準用する第一項
第百三十七条第六項	第一項	令第四十五条の五において準用する第一項

	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
第百三十七条第七項	第一項及び第四項	令第四十五条の五において準用する第一項
第百三十七条第八項	前項	令第四十五条の五において準用する前項
第百三十七条第九項	第百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項	第百三十四条第十二項
	第六項	令第四十五条の五において準用する第六項
第百三十八条第一項	第百三十六条第一項	令第四十五条の五において準用する第百三十六条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
第百三十八条第二項	前項	令第四十五条の五において準用する前項
	これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める	第百三十六条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十五条の五において準用する第百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替えるものとする

第百三十八条第三項	第一項	令第四十五条の五において準用する第一項
	特別徴収対象保険料額	第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額
第百三十八条第四項及び第百三十九条第三項	前項	令第四十五条の五において準用する前項

第四十五条の六 法第百三十六條から第百三十九條まで（法第百三十六條第二項及び第百三十七條第四項及び第五項並びに第九項（同條第五項に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、法第百三十四條第六項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第三項並びに第五項及び第六項（同條第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十六條第一項	第百三十四條第一項	第百三十四條第六項
	前條第一項	前條第三項
	同條第一項	同條第三項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。)
第百三十六條第三項	第一項	介護保険法施行令（以下「令」という。） 第四十五条の六において準用する第一項
	八月三十一日	六月二十日

第百三十六条第 四項から第六項 まで	第一項	令第四十五条の六において準用する第 一項
	七月三十一日	六月二十日
第百三十六条第 七項	第一項	令第四十五条の六において準用する第 一項
	第五項	同条において準用する第五項
第百三十六条第 八項	前項	令第四十五条の六において準用する前 項
第百三十七条第 一項	前条第一項	令第四十五条の六において準用する前 条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
	十月一日から翌年三 月三十一日まで	八月一日から九月三十日まで
第百三十七条第 二項	前項	令第四十五条の六において準用する前 項
第百三十七条第 三項	第一項	令第四十五条の六において準用する第 一項
第百三十七条第 六項	第一項	令第四十五条の六において準用する第 一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
第百三十七条第 七項	第一項及び第四項	令第四十五条の六において準用する第 一項
第百三十七条第 八項	前項	令第四十五条の六において準用する前 項
第百三十七条第 九項	第百三十四条第七項 から第十三項までの 規定は第五項の規定	第百三十四条第十二項

	による通知について、 同条第十二項	
	第六項	令第四十五条の六において準用する第六項
第百三十八条第一項	第百三十六条第一項	令第四十五条の六において準用する第百三十六条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
第百三十八条第二項	前項	令第四十五条の六において準用する前項
	これらの規定に関し 必要な技術的読替え は、政令で定める	第百三十六条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十五条の六において準用する第百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替えるものとする
第百三十八条第三項	第一項	令第四十五条の六において準用する第一項
	特別徴収対象保険料額	第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額
第百三十八条第四項及び第百三十九条第三項	前項	令第四十五条の六において準用する前項

(保険料の収納の委託)

第四十五条の七 市町村は、法第百四十四条の二に規定する保険料の収納の事

務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、第一号被保険者の見やすい方法により公表しなければならない。

- 2 法第百四十四条の二の規定により保険料の収納の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その収納した保険料を、その内容を示す計算書を添えて、当該市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。
- 3 法第百四十四条の二の規定により保険料の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保険料の収納の事務について検査することができる。

#### 第七章 審査請求

（公益を代表する委員の員数の基準）

第四十六条 法第百八十四条に規定する保険審査会（以下「保険審査会」という。）の公益を代表する委員の員数に係る法第百八十五条第一項第三号に規定する政令で定める基準は、保険審査会の要介護認定又は要支援認定に係る審査請求の事件の件数その他の事情を勘案して、各都道府県が必要と認める数の法第百八十九条第二項に規定する合議体を保険審査会に設置することができる数であることとする。

（審査請求書の記載事項等）

第四十七条 法第百八十三条第一項の審査請求（法第二十二条第三項の規定による徴収金に関する処分に係るものを除く。）においては、次に掲げる事項を審査請求書に記載し、又は陳述しなければならない。

- 一 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所又は居所、生年月日及び被保険者証の番号
- 二 審査請求人が原処分の名宛人たる被保険者以外の者であるときは、審査請求人の被保険者との関係

（平二三政三七六・平二七政三九二・一部改正）

(移送の通知)

第四十八条 法第九十一条第二項の規定による通知は、移送の理由を記載した文書をもって行わなければならない。

(保険者等に対する通知)

第四十九条 法第九十三条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十一条第二項に規定する審査請求録取書の写しをもって行わなければならない。

(平二七政三九二・一部改正)

(裁決書の記載事項)

第五十条 法第八十三条第一項の審査請求についての裁決書には、次に掲げる事項（法第二十二条第三項の規定による徴収金に関する処分に係る審査請求にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。）の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所の所在地
- 二 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所又は居所、生年月日及び被保険者証の番号
- 三 審査請求人が原処分の名宛人たる被保険者以外の者であるときは、その氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所の所在地及び被保険者との関係
- 四 審査請求が代理人によってされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所又は居所
- 五 原処分をした保険者の名称及び事務所の所在地
- 六 裁決の主文
- 七 事案の概要
- 八 行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人の主張の要旨
- 九 裁決の理由
- 十 裁決の年月日

(平二三政三七六・平二七政三九二・一部改正)

(関係人に対する旅費等)

第五十一条 都道府県が法第九十四条第二項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるものとし、報酬については、条例の定めるところによる。

## 第八章 雑則

(事業の実施状況の報告)

第五十一条の二 法第九十七条の二の規定による事業の実施の状況の報告は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事又は連合会及び指定法人を経由して行うものとする。

(大都市等の特例)

第五十一条の三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第二百三条の二の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の三十一の四に定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）において、法第二百三条の二の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の四十九の十一の二に定めるところによる。

(平二三政三七六・追加)

## 第九章 施行法の経過措置に関する規定

(施行法第一条第一項の政令で定める日)

第五十二条 施行法第一条第一項の政令で定める日は、平成十八年三月三十一日とする。

(施行法第十六条第一項第一号の政令で定める額)

第五十三条 施行法第十六条第一項第一号の政令で定める額は、十八万円とする。

(施行日前の特別徴収に係る年金保険者の市町村に対する通知に関する読替

え)

第五十四条 施行法第十六条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百三十四条第二項	前項	介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）第十六条第一項
第百三十四条第三項	第一項	施行法第十六条第一項
第百三十四条第四項	第百三十六條	施行法第十六条第四項において準用する法第百三十六條（第二項を除く。）

（平成十二年度における特別徴収の仮徴収の額）

第五十五条 施行法第十六条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、平成十二年度を初年度とする事業運営期間におけるすべての市町村に係る第三十八条第一項の基準額の見込額の平均の二分の一に相当する額を、平成十二年四月一日から九月三十日までの間における施行法第十六条第一項の規定による通知に係る老齢退職年金給付の支払の回数で除して得た額として厚生労働省令で定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の厚生労働省令で定める額によることが適当でないと認める市町村にあっては、当該市町村に係る第三十八条第一項の基準額の見込額等を勘案して市町村が別に条例で定める額とすることができる。

（平成十二年度における特別徴収の仮徴収に関する読替え）

第五十六条 施行法第十六条第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
--------------	-----------	---------

定		
第百三十五条第二項	前項本文	介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）第十六条第三項
第百三十五条第三項	前条第一項	施行法第十六条第一項
第百三十六条第一項	前条	施行法第十六条第三項並びに同条第四項の規定により読み替えて準用する第百三十五条第二項及び第三項
	支払回数割保険料額	施行法第十六条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額
第百三十六条第三項	当該年度の初日の属する年の八月三十一日	施行法第十六条第一項に規定する基準日の属する年の翌年の二月二十九日
第百三十六条第四項から第六項まで	当該年度の初日の属する年の七月三十一日	施行法第十六条第一項に規定する基準日の属する年の翌年の一月三十一日
第百三十七条第一項	同項に規定する支払回数割保険料額	施行法第十六条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額
	当該年の十月一日から翌年三月三十一日まで	施行日から施行日の属する年の九月三十日まで
第百三十七条第四項	第百三十五条	施行法第十六条第三項並びに同条第四項において準用する第百三十五条第二項及び第三項

第百三十七条第七項及び 第百三十八条第一項	支払回数割保険料額	施行法第十六条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額
第百三十八条第三項	特別徴収対象保険料額	施行法第十六条第三項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額
第百三十九条第二項	徴収すべき保険料額	徴収することができる保険料額

(平成十二年度における特別徴収の仮徴収に係る特別徴収対象年金給付の順位)

第五十七条 第四十二条の規定は、施行法第十六条第三項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、第四十二条中「同条第二項に規定する特別徴収対象被保険者」とあるのは「施行法第十六条第三項に規定する第一号被保険者」と、「同条第三項に規定する特別徴収対象年金給付」とあるのは「同条第一項の規定による通知に係る老齢退職年金給付」と読み替えるものとする。

(指定居宅サービス事業者に関する経過措置)

第五十八条 施行法第四条の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る法第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院、診療所又は薬局について、その施行日前にした行為により健康保険法第八十条の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定の取消し又は同法第八十六条第十二項において準用する同法第八十条の規定による特定承認保険医療機関の承認の取消しがあったときは、その効力を失う。

(保険審査会の委員の任期の経過措置)

第五十九条 平成十三年三月三十一日以前に任命された保険審査会の委員の任期は、法第百八十六条の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第五十三条

から第五十七条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

(認定審査会の委員の任期の経過措置)

第二条 平成十三年三月三十一日以前に任命された認定審査会の委員の任期は、第六条第一項の規定にかかわらず、同日までとする。

(保険料徴収権消滅期間及び給付額減額期間の算定方法に係る経過措置)

第三条 平成二十二年四月一日までに法第六十九条第一項に規定する認定を受けた法第六十二条に規定する要介護被保険者等について第三十三条及び第三十四条の規定を適用する場合においては、第三十三条中「要介護被保険者が認定（法第六十九条第一項に規定する認定をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）を受けた日の十年前の日の属する年度」とあるのは「平成十二年度」と、「認定」とあるのは「法第六十九条第一項に規定する認定」と、同条第二号及び第三十四条第二項第二号中「保険料額（認定を受けた日の十年前の日の属する年度においては、認定を受けた日の十年前の日以降に到来する納期に係るものに限る。）」とあるのは「保険料額」とする。

(訪問介護員養成研修の経過措置)

第四条 次に掲げる者は、訪問介護員養成研修の課程を修了した者とみなす。

- 一 この政令の施行の際現に訪問介護員養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了した者であって、厚生労働省令で定めるところにより、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの
- 二 この政令の施行の際現に訪問介護員養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、この政令の施行後当該研修の課程を修了し、厚生労働省令で定めるところにより、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの
- 三 この政令の施行の際現に老人居宅介護等事業（施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業をいう。）に従事した経験を有する者であって、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が前二号に掲げる者と同等の知識及び技術を有

すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

(介護支援専門員実務研修等の経過措置)

第五条 次に掲げる者は、介護支援専門員実務研修を修了している者とみなし、介護支援専門員名簿に登録するものとする。

一 この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了したことにつき、当該研修の事業を行った者から交付された当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

二 この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中であり、この政令の施行後当該研修の課程を修了したことにつき、当該研修の事業を行った者から交付された当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

2 第三十五条の二第二項の規定は、前項の規定により介護支援専門員名簿への登録を受けた者について準用する。

3 この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修受講試験に相当するものとして都道府県知事が認める試験に合格している者は、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者とみなす。

(平成十二年度から平成十四年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第六条 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における第三十八条第一項の基準額は、事業運営期間ごとに算定すべきものとする同条第二項の規定にかかわらず、各年度ごとの同条第三項第二号の介護保険事業に要する費用のための収入の見込額等を勘案して、同条第二項から第七項までの規定の例により各年度ごとに算定することができるものとする。

2 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における第三十九条第一項の基準額は、事業運営期間ごとに算定すべきものとする同条第三項において準用する第三十八条第二項の規定にかかわらず、各年度ごとの第三十九条第三項において準用する第三十八条第三項第二号の介護保険事業に要する費用のための収入の見込額等を勘案して、第三十九条第三項において準用す

る第三十八条第二項から第五項までの規定及び第三十九条第四項において準用する第三十八条第七項の規定の例により各年度ごとに算定することができるものとする。

(国の貸付金の償還期間等)

第七条 法附則第六条第三項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

2 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第六条第一項及び第二項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

3 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

4 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

5 法附則第六条第六項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

(平成二十年度における地域支援事業の額に関する特例)

第八条 市町村が介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三十号）の施行の日以後に市町村介護保険事業計画（法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下同じ。）を変更し、平成二十年度において法第百十五条の四十四第二項第一号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（以下「主要介護給付等費用適正化事業」という。）を拡充しようとする場合又は新たに実施しようとする場合（当該市町村介護保

険事業計画の変更により見込まれる地域支援事業に要する費用の増加額を主要介護給付等費用適正化事業以外の地域支援事業に要する費用に充てる場合を除く。)は、同年度の同条第三項に規定する政令で定める額は、第三十七条の十三第一項の規定にかかわらず、当該変更後の市町村介護保険事業計画において定めた同年度の地域支援事業に要する費用の額とする。ただし、当該額は、同年度の給付見込額(同項に規定する給付見込額をいう。以下同じ。)に百分の三・一五を乗じて得た額を超えてはならない。

2 前項に規定する場合における平成二十年度の地域支援事業(介護予防事業(法第百二十二条の二第一項に規定する介護予防事業をいう。以下同じ。)を除く。)に係る法第百十五条の四十四第三項に規定する政令で定める額は、当該変更後の市町村介護保険事業計画において定めた同年度の地域支援事業(介護予防事業を除く。)に要する費用の額(当該額が同年度の給付見込額に百分の二・一五を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該乗じて得た額)とし、同年度の介護予防事業に係る同項に規定する政令で定める額は、同年度の給付見込額に百分の二を乗じて得た額とする。

3 第一項に規定する場合において、第三十七条の十三第三項に規定する市町村にあっては、同項及び前二項の規定にかかわらず、平成二十年度の地域支援事業(介護予防事業を除く。)に係る法第百十五条の四十四第三項に規定する政令で定める額は、当該変更後の市町村介護保険事業計画において定めた同年度の地域支援事業(介護予防事業を除く。)に要する費用の額(当該額が三百二十二万五千円を超える場合にあっては、三百二十二万五千円)とし、同年度の介護予防事業に係る同項に規定する政令で定める額は、同年度の給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額とすることができる。

(平成二十一年度から平成二十三年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第九条 市町村は、第三十八条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十一年度における保険料率の算定に係る同項

の標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この項において同じ。）については、同条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる標準割合を下回る割合（次項及び第五項において「特例標準割合」という。）を定めることができる。

2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十八条第一項第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十二条第二十一号の規定の適用については、第三十八条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第九条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「、第三十九条第一項並びに附則第九条第二項」とする。

3 前二項の規定は、平成二十二年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十年中」とあるのは「平成二十一年中」と、「平成二十一年度」とあるのは「平成二十二年度」と、前項中「附則第九条第二項」とあるのは「附則第九条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、平成二十三年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十年中」とあるのは「平成二十二年中」と、「平成二十一年度」とあるのは「平成二十三年度」と、第二項中「附則第九条第二項」とあるのは「附則第九条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

5 市町村は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により、

特例標準割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

第十条 平成二十一年度から平成二十三年度までの計画期間における第三十八条第一項の基準額は、計画期間ごとに算定すべきものとする同条第二項の規定にかかわらず、各年度ごとの同条第三項第二号の介護保険事業に要する費用のための収入の見込額等を勘案して、同条第二項から第七項までの規定の例により各年度ごとに算定することができるものとする。

第十一条 市町村は、第三十九条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十一年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十一年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる割合を下回る割合（次項及び第五項において「特例割合」という。）を定めることができる。

2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十九条第一項第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一号の規定の適用については、第三十九条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「、第三十九条第一項並びに附則第十条第二項」とする。

3 前二項の規定は、平成二十二年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十一年中」とあるのは「平成二十一年中」と、「平成二十一年度」とあるのは「平成二十二年度」

と、前項中「附則第十条第二項」とあるのは「附則第十条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、平成二十三年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十年中」とあるのは「平成二十二年中」と、「平成二十一年度」とあるのは「平成二十三年度」と、第二項中「附則第十条第二項」とあるのは「附則第十条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

5 市町村は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により、特例割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

第十二条 平成二十一年度から平成二十三年度までの計画期間における第三十九条第一項の基準額は、計画期間ごとに算定すべきものとする同条第三項において準用する第三十八条第二項の規定にかかわらず、各年度ごとの第三十九条第三項において準用する第三十八条第三項第二号の介護保険事業に要する費用のための収入の見込額等を勘案して、第三十九条第三項において準用する第三十八条第二項から第五項までの規定及び第三十九条第四項において準用する第三十八条第七項の規定の例により各年度ごとに算定することができるものとする。

附 則 （平成二三年一二月二日政令第三七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二四年八月一〇日政令第二一一号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附 則 （平成二五年一月一八日政令第五号）

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成二五年三月二一日政令第七〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年四月一二日政令第一二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十五年四月十三日）から施行する。

附 則 （平成二六年三月三一日政令第一二九号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（旧介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 施行日前に行われた居宅サービス等（旧介護保険法施行令第二十二條の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。）に係る健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費の支給については、なお従前の例による。

附 則 （平成二六年四月一八日政令第一六四号）

この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則 （平成二六年七月三〇日政令第二六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二六年八月八日政令第二七八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二六年九月三日政令第三〇〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二七年四月一日）

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第九条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第三十五条の二第二十三号又は第三十五条の四第二十六号の規定は、施行日以後にした行為により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は施行日以後に同法若しくは同法に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者について適用する。

附 則 (平成二六年十一月一二日政令第三五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第十三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年十一月一九日政令第三六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 特定計算期間に行われた介護療養施設サービス(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(以下この条において「旧介護保険法」という。))第八条第二十六項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下この条において同じ。)に係る旧介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費の支給については、第九条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二

十二条の三第六項第一号ロ中「二百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同号ハ中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同号ニ中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と、同項第二号ロ中「二百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同号ハ中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同号ニ中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、同条（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の三第九項の規定により同条第二項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた介護療養施設サービスに係る旧介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費の支給については、なお従前の例による。
- 3 平成二十六年七月三十一日以前に行われた介護療養施設サービスに係る旧介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費の支給については、なお従前の例による。

附 則 （平成二七年三月三十一日政令第一三八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中介護保険法施行令第十六条第一号の改正規定、同令第二十二条の二の改正規定（同条第五項第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同条第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）を除く。）、同条を同令第二十二条の二の二とする改正規定、同令第二十二条の次に一条を加える改正規定、同令第二十二条の三及び第二十五条第一号の改正規定、同令第二十九条の二の改正規定（同条第五項第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）

及び同条第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）を除く。）、同条を同令第二十九条の二の二とする改正規定、同令第二十九条の次に一条を加える改正規定並びに同令第二十九条の三第三項及び第三十三条の改正規定、第四条の規定（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の二第五項第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同令第三十五条の二第十六号の改正規定を除く。）、第八条の規定、第十二条中国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項の改正規定、第二十条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第一項第三号の改正規定並びに第二十一条中高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第四号及び第五号の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十二条までの規定 平成二十七年八月一日

（経過措置）

第五条 第四条の規定（附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の二の二の規定は、第一号施行日以後に介護保険の要介護被保険者が受けた健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定による居宅サービス等について適用し、第一号施行日前に当該要介護被保険者が受けた同条の規定による改正前の介護保険法の規定による居宅サービス等については、なお従前の例による。

附 則 （平成二七年八月二八日政令第三〇三号）

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

附 則 （平成二七年十一月二六日政令第三九二号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 （平成二八年三月四日政令第五六号）

この政令は、公認心理師法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年三月十五日）から施行する。